

厚生労働省
令和2年度障害者総合福祉推進事業

障害者虐待防止法に規定する
障害者虐待の間接的防止措置に関する研究

報 告 書

令和3（2021）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

目 次

第Ⅰ部 事業概要	1
1. 事業要旨	3
2. 事業目的	3
3. 事業の実施内容	5
4. 調査等の結果	6
5. 検討委員会	13
6. 成果の公表方法	14
第Ⅱ部 調査等の結果概要	15
II－1. 都道府県及び市町村の学校を所管する部署による、学校の長に対して行っている取組概要を把握するための調査結果	17
1. 学校における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理	19
2. すべての児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査	25
3. すべての児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査	39
4. 検討委員会委員からのヒアリング調査	45
5. 都道府県及び市町村の学校を所管する部署における、障害者虐待防止法第29条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察	54
II－2. 都道府県及び市町村認可保育所所管部署による、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するための調査結果	57
1. 保育所等における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理	59
2. すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査	66
3. すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査	79
4. 検討委員会委員からのヒアリング調査	84
5. 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における、障害者虐待防止法第30条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察	93

II－3. 都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署により、医療機関の管理者等に対して行っている取組概要を把握するための調査結果	97
1. 医療機関における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理	99
2. 医療機関を利用するすべての人(障害者を含む)に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査	105
3. 医療機関を利用するすべての人(障害者を含む)に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査	126
4. 検討委員会委員からのヒアリング調査	130
5. 都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署における、障害者虐待防止法第31条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察	164
II－4. 総合考察	167
1. 障害者虐待防止法第29～31条における、いわゆる「間接的防止措置」の呼称変更	169
2. 障害者虐待防止法所管官庁、所管部署の役割推進	169
参考資料	171
1. 障害者虐待防止法制定時、施行時に、学校、保育所等、医療機関所管官庁から発出された通知等	173
2. 「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置」に関するアンケート調査 調査票	183

第 I 部 事業概要

1. 事業要旨

学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待防止の実効性を高めることを目的に、本研究事業では、①既存の法制度等の整理、②都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の学校、保育所等、医療機関を所管する部署に対する実態把握調査、③学校、保育所等、医療機関における「間接的防止措置」の推進に資することを目的として、学校、保育所等、医療機関の所管官庁から周知がなされる機会に参考となるような情報や課題等の整理、提案を行った。

上記「都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署に対する実態把握調査」からは、都道府県及び市町村の各所管部署が、各機関の長に対して行っている、各機関を利用する者に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、各機関を利用する障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）第29～31条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ことを確認できた。以上のことから、今後、都道府県及び市町村の各機関を所管する部署においては、上記の既存の取組が、障害者虐待防止法第29～31条で規定する「間接的防止措置」にも該当すること及び既存の取組の効果がさらに発揮されるよう、各機関の長に対する理解促進の取組（周知等）がなされることが求められる。

2. 事業目的

障害者虐待防止法第29条、第30条、第31条では、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に対して、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置（以下「間接的防止措置」という。）¹を講ずることを規定している。また、平成24年10月の障害者虐待防止法施行を受けて、学校、保育所等、医療機関の所管官庁から、障害者虐待防止法に関する周知及び「間接的防止措置」の徹底に関する通知も発出されている。²

厚生労働省が毎年実施、公表している「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」における、都道府県及び市町村の障害福祉担当部署が受理した、学校、保育所等、医療機関における障害者虐待に相当する事例に関する相談・通報件数は、平成25年度～令和元年度にかけて、毎年、各機関合計で100件前後が計上されており、障害者虐待に相当すると考えられる事例が一定程度存在すると推測される。

一方、各機関における「間接的防止措置」の取組は各機関の独自の取組に委ねられている経緯があり、その取組実態も概要も把握されていない。

こうした現状、問題認識をもとに、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待防止の実効性を高めることを目的に、本研究事業では以下の取組を実施した。

¹ 次頁参照

² 本報告書 p.173～182

- ①既存の法制度等の整理：学校、保育所等、医療機関ごとに、障害者に対する虐待防止に関する法制度等の規定や通知等の整理
- ②実態把握調査：学校、保育所等、医療機関の管理者等が各機関を利用する者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署（以下、省略する場合「都道府県及び市町村の所管部署」という）が、各機関の管理者等に対して行っている支援内容の把握等
- ③成果物の取りまとめ：学校、保育所等、医療機関における「間接的防止措置」の推進に資することを目的として、学校、保育所等、医療機関の所管官庁から周知がなされる機会に参考となるような情報や課題等の整理、提案

【障害者虐待防止法】(抄)

第 29 条（就学する障害者に対する虐待の防止等）

学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

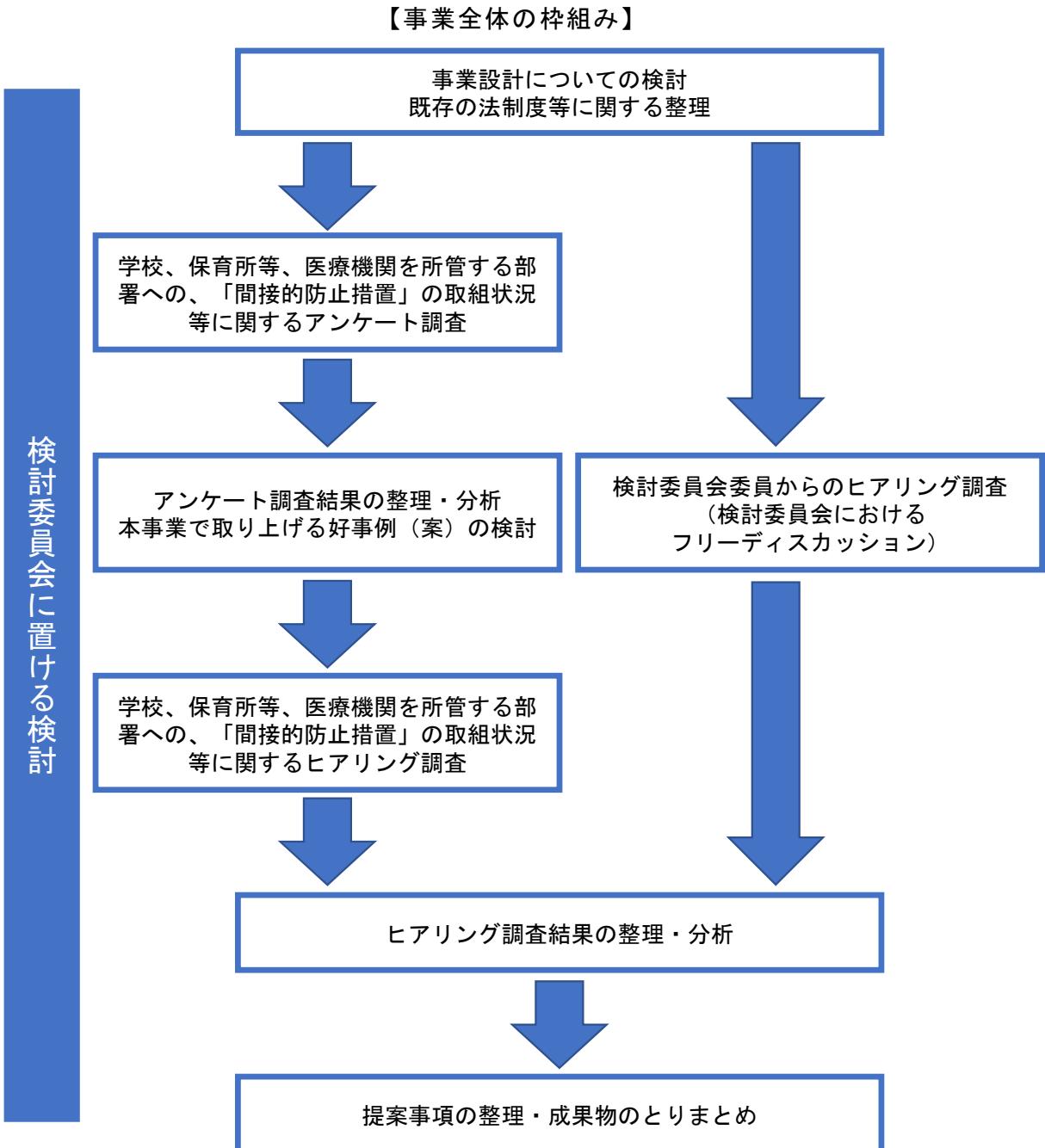
第 30 条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

保育所等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは同法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第 31 条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

3. 事業の実施内容



4. 調査等の結果

※p. 6～p. 14 では調査の実施概要を記載。

※調査結果等の詳細は、第Ⅱ部に記載。

4-1. 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理

学校、保育所等、医療機関における障害者虐待相当事案に関する現行制度について、障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした場合、どのような規定、仕組みとなっているかを確認するため、以下の整理、検討を行った。

○障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理

○障害者虐待防止法その他既存の法制度における、各機関を利用する障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

4-2. 学校、保育所等、医療機関の管理者等が各機関を利用する者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査

(1) 調査目的

学校、保育所等、医療機関の管理者等が各機関を利用する者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

- ①都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署が従前から各機関に対して実施している指導や助言、指導監査（立入調査、報告の徵収等）における取組を前提とし、
- ②上記①に加え、学校、保育所等、医療機関を利用する障害者への虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第29条～31条で学校、保育所等、医療機関の管理者に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署による取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

(2) 調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 学校所管部署

①公立学校所管部署（都道府県及び市町村教育委員会）

項目	内 容
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 47 都道府県教育委員会 1,811 市町村教育委員会等(市町村、特別区、一部教育事務組合等) ※「文部科学統計要覧（令和2年版）」_「19. 教育行財政」より。 主に公立の幼・小・中・高、特別支援学校など
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月～2月
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 配布：文部科学省から、都道府県教育委員会を通じて、市町村教育委員会にメール発出を依頼（指定都市には、文部科学省から直接メール発出を依頼） 回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼

②私立学校所管部署（都道府県知事部局）

項目	内 容
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 47 都道府県知事部局 主に私立の幼・小・中・高など
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月～2月
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 配布：文部科学省から、都道府県知事部局にメール発出を依頼 回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼

◆回収数：（①、②の合計）1,116通

※国立学校、公立及び私立の高等専門学校及び大学の所管部署は文部科学省であるが、調査対象（配布部署）が少なく、回答結果が特定されることを避けるため、本調査の対象からは除いた。

2) 保育所等

・認可保育所所管部署（都道府県及び市町村）

項目	内 容
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 47 都道府県認可保育所所管部署 1,741 市町村認可保育所所管部署（特別区を含む）
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月～2月
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 配布：厚生労働省から、都道府県認可保育所所管部署を通じて、市町村認可保育所所管部署にメール発出を依頼（指定都市、中核市には、厚生労働省から直接メール発出を依頼） 回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼
回収数	708通

※保育所等の種別や所管部署の違いによる「間接的防止措置」の取組には差が見られないと考えられることから、本調査対象を都道府県及び市町村の認可保育所所管部署に限定すること、本調査結果から導いた成果物を、認可外保育所及び認定こども園の所管部署に対しても援用して周知いただくことについて、各所管官庁から了承を得た。

3) 医療機関

①一般病院所管部署（20床以上の病院、精神科病院及び診療所を除く）

項目	内 容
調査対象	・47都道府県及び20指定都市衛生所管部署
実施時期	・令和3年1月～2月
実施方法	・配布：厚生労働省から、都道府県及び指定都市衛生所管部署宛てにメール発出を依頼 ・回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼
回収数	38通

②精神科病院所管部署（20床以上の病院、診療所を除く）

項目	内 容
調査対象	・47都道府県及び20指定都市精神科病院所管部署
実施時期	・令和3年1月～2月
実施方法	・配布：厚生労働省から、都道府県及び指定都市精神科病院所管部署宛てにメール発出を依頼 ・回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼
回収数	45通

（3）アンケート調査結果の整理

アンケート調査結果の集計を行うとともに、各所管部署が行っている「間接的防止措置」の推進に向けた具体的取組を整理した。

4－3. 学校、保育所等、医療機関の管理者等が各機関を利用する者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査

(1) 調査目的

4－2. で整理したアンケート調査結果をもとに、学校、保育所等、医療機関の管理者等が各機関を利用する者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組の具体的な内容や工夫を把握することを目的としてヒアリング調査を実施した。

具体的には、アンケート調査結果をもとに、下表に示す「ヒアリング調査先選定の視点」を整理し、該当すると推測される回答を得られた都道府県及び市町村の所管部署に対し、当該取組例の具体的な内容や工夫等を聞きとった。

【ヒアリング調査先選定の視点】

- 人口規模、自治体区分（都道府県、指定都市、中核市、市町村）
- 都道府県及び市町村の所管部署として、各機関を利用する者に対して行っている虐待防止や不適切な行為に該当する行為を例示し、所管内の学校、保育所等、医療機関が統一的見解、対応を図れるよう、周知している（障害者虐待に相当する行為や虐待者として職員を含める等）
- 児童、生徒や保護者、患者等に対するアンケート調査等を実施し、早期に虐待や体罰、いじめ等に関する事態を把握する仕組みがある
- 都道府県及び市町村の所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関を利用する者や職員等からの相談を受ける仕組みや体制を整備している
- 他部署（特に特別支援教育所管部署、障害者虐待担当部署等）と連携、協力する仕組みを設けている 等

※一方、アンケート調査結果の回答や検討委員会での意見から、すでに多くの学校、保育所等、医療機関で取り組まれたり、仕組みとして定着したりしていることが推測される以下の取組や仕組み等は、本事業における「参考となると考えられる取組等」としない（＝ヒアリング調査協力先とはしない）ことを確認した。

- ・学校、保育所等、医療機関を利用するすべての児童・生徒、患者等の人権が守られる取組や仕組み＝各機関を利用する障害者に対する虐待防止の前提」と考えられる取組等として、多くの学校、保育所等、医療機関すでに取り組まれていること、仕組みとして定着していること
- ・児童虐待か（教）職員からの体罰等かを読み取れない取組
 - －所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関から、いじめや（児童）虐待、人権等に関する相談を受ける仕組みや体制が整備されている、担当者が配置されている
 - －いじめや（児童）虐待等の事例を把握した場合の、対応の流れ構築に向けた支援や、対応における助言・支援等

(2) 調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

前述の「ヒアリング調査先選定の視点」に沿っていると考えられる取組等を回答いただいた都道府県及び市町村の所管部署に対し、調査への協力依頼を行った（合計 7 自治体、資料提供に協力いただいた都道府県及び市町村の所管部署を含む）。

【ヒアリング調査先】

対象	都道府県	市町村	合計数
学校所管部署	2	0	2
認可保育所所管部署	0	3	3
医療機関所管部署	1	1	2
合 計			7

2) 調査実施時期

令和 3 年 3 月

3) 調査実施方法

事前に、アンケート調査の回答内容を深堀りするために調査依頼項目を送付した。ヒアリング調査当日は、その調査項目に基づいて、オンラインまたは電話での聞き取りを行った。

(3) ヒアリング調査結果の整理

ヒアリング調査の各所管部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組の具体的な内容や工夫等を整理し、とりまとめた。

4－4. 検討委員会委員からのヒアリング調査

(検討委員会におけるフリーディスカッション)

(1) 調査目的

検討委員会の委員が所属する各団体の会員（学校、保育所等、医療機関の現場）や団体として行っている、各機関を利用する者（障害者を含む）に対する、虐待や不適切な行為等を防止する取組や体制、その工夫等を把握する目的でヒアリング調査を実施した。特に以下の2テーマについて、取組概要や考え方等について意見を求めた。

- 各団体に所属する学校、保育所等、医療機関の現場における虐待防止の取組について
- 学校、保育所等、医療機関の現場において「間接的防止措置」の義務を果たすために、必要と考えられること

(2) 調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

検討委員会委員

2) 調査実施時期

令和3年2月（第2回、第3回検討委員会）

3) 調査実施方法

第2回、第3回検討委員会時、取組概要をまとめた資料をもとに、各委員から説明、聞き取りを行った。

(3) ヒアリング調査結果の整理

委員が所属する各団体の会員や団体として行っている、各機関を利用する者（障害者を含む）に対する、虐待や不適切な行為等を防止する取組や体制、その工夫等を整理しとりまとめた。

4－5．提案事項の整理及び成果物のとりまとめ

(1) 学校、保育所等、医療機関の所管官庁における、障害者虐待防止法で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察

4－1．から4－4．までの整理・分析をもとに、学校、保育所等、医療機関の所管官庁ごとに、障害者虐待防止法で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組を整理するとともに、さらなる推進に向けた考察をとりまとめた。

(2) 総合考察

(1)をとりまとめるとともに、総合考察として、「間接的防止措置」の呼称変更や所管官庁・所管部署の役割推進をとりまとめた。

5. 検討委員会

(1) 検討委員会の設置目的及び委員

本研究事業では、事業の設計・実施・分析等にわたり、一貫して助言を得るために有識者、学校、保育所等、医療機関等により構成される検討委員会を設置し、学校、保育所等、医療機関における障害者虐待防止の推進に向けた方策等に関する検討を行った。委員及びオブザーバーは下表のとおりである。

■検討委員会 委員 (五十音順、敬称略、◎：委員長)

氏名	分野	所属
市川 裕二	学校	都立あきる野学園 校長 (全国特別支援学校長会会长)
江澤 和彦	医療機関	日本医師会 常任理事
小山 聰子	障害者虐待	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授 (日本障害者虐待防止学会 理事長)
川崎 勝久	学校	新宿区立花園小学校・幼稚園 校園長 (全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長)
◎曾根 直樹	障害者虐待	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科 (専門職大学院) 准教授 (日本障害者虐待防止学会 副理事長、事務局長)
高谷 俊英	保育所等	公益社団法人 全国私立保育園連盟 常務理事
玉井 邦夫	学校	大正大学 心理社会学部 臨床心理学科 教授
中島 公博	医療機関	医療法人社団 五稜会病院 理事長 (日本精神科病院協会 理事)
松井 剛太	保育所等	香川大学教育学部 准教授
山下 洋	医療機関	九州大学病院 子どものこころの診療部 特任准教授

■オブザーバー

文部科学省	初等中等教育局	特別支援教育課
厚生労働省	医政局	総務課
厚生労働省	子ども家庭局	保育課
厚生労働省	子ども家庭局	総務課少子化総合対策室
厚生労働省	社会・援護局	障害保健福祉部 精神・障害保健課
厚生労働省	社会・援護局	障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

(2) 検討会の開催日程及び議題

検討委員会の開催日及び議題は以下のとおりである。

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」検討委員会 開催日、議題

開催日	議題
第1回検討委員会 令和2年12月1日	(1) 事業設計・成果物のイメージについて (2) アンケート調査について（調査対象（案）、調査項目（案）、配布方法、スケジュール等） (3) ヒアリング調査について（調査対象（案）、進め方（案）） (4) 今後のスケジュールについて (5) その他
第2回検討委員会 令和3年2月3日	(1) 学校、保育所等関係委員へのヒアリング調査（フリーディスカッション） (2) アンケート調査の進捗状況報告 (3) 今後のスケジュールについて（予定） (4) その他
第3回検討委員会 令和3年2月12日	(1) 本日の進め方について、資料確認 (2) アンケート調査経過報告、障害者虐待防止法第29～31条で規定されている各機関を利用する障害者への虐待防止に資すると考えられる取組例についての検討（案） (3) 医療機関関係委員へのヒアリング調査（フリーディスカッション） (4) 今後のスケジュールについて（予定） (5) その他
第4回検討委員会 令和3年3月18日	(1) 報告書、周知資料作成にあたっての検討 ①提案事項、障害者虐待防止法第29～31条で規定されている各機関を利用する障害者への虐待防止に資すると考えられる取組例の考え方（方針）について ②報告書（案）について ③周知資料について (2) 今後のスケジュールについて（予定）

6. 成果の公表方法

以下の方法により、本研究事業における成果物を公表する。

- (1) 研究報告書の作成
- (2) 弊所ホームページでの上記(1)研究報告書の公開
広報、普及啓発を目的に、上記(1)研究報告書を弊所ホームページで公開する。

第Ⅱ部 調査等の結果概要

II – 1. 都道府県及び市町村の学校を所管する部署による、学校の長に対して行っている取組概要を把握するための調査結果

- ・ 公立：都道府県及び市町村教育委員会
 - ・ 私立：都道府県知事部局
-

1. 学校における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理

* 「学校」の定義：国、地方公共団体及び別に法律で定める法人（私立）が設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

学校における障害者虐待相当事案に関する現行制度について、障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした場合、どのような規定、仕組みとなっているかを確認するため、以下の整理、検討を行った。

- 障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理
- 障害者虐待防止法その他既存の法制度における、就学する障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

1-1. 障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理

学校における障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした整理を行うため、障害者虐待防止法上の通報義務が課せられている施設従事者虐待における規定、仕組みを参考とし、概観する。

（1）施設従事者虐待に該当する「施設、事業」の範囲（障害者虐待防止法第2条4項）

障害者虐待防止法では、以下の施設、事業に従事する者が、当該施設、事業を利用する障害者等について行う、後述の（2）に該当する行為を「施設従事者虐待」と位置付けている。

- ・「障害者福祉施設」：障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園
- ・「障害福祉サービス事業等」：障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉木ーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

（2）虐待に該当する行為（障害者虐待防止法第2条7項）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に該当する虐待行為として以下の5つの行為を規定している。

- ・身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ・性的虐待；障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ・心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・放棄、放置：障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（例：減食放置、当該障害者福祉施設の他の入所者等による上記3つと同様の行為の放置）（要約）
- ・経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

（3）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置（障害者虐待防止法第15条）

障害者虐待防止法では、障害福祉施設の設置者または障害福祉サービス事業等を行う者に対して、これらの施設等の従事者に対する研修の実施や利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等、障害者福祉施設等による障害者虐待の防止のための措置を講ずることを規定している。

- ・障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（4）通報の義務、届出、都道府県への報告等（障害者虐待防止法第16条、第17条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待を受けたと思われる障害者の発見者による市町村への速やかな通報、施設従事者虐待を受けた障害者による、市町村への届出を規定している。

また、上記の通報や届出を受けた市町村は、事実確認を行った結果、施設従事者虐待が確認できた場合や都道府県と共同して事実確認を行う必要が生じた場合には、規則に定める事項を都道府県に報告することとしている。

- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（1項）。
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届出ができる（2項）。
- ・市町村は、通報や届出を受けた場合、当該通報や届出に関する事項を、当該福祉施設、サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。（17条）（要約）

(5) 通報等を受けた場合の措置（市町村及び都道府県による権限行使）（障害者虐待防止法第19条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に係る通報、届出、報告を受けた市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設等の業務等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律の規定による権限（報告徴収等）を適切に行使するものとしている。

- ・市町村が第16条第1項の規定による通報若しくは同条第2項の規定による届出を受け、又は都道府県が第17条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(6) 公表（障害者虐待防止法第20条）

障害者虐待防止法では、都道府県知事は、毎年度、施設従事者虐待の状況、施設従事者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとしている。

- ・都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

1－2. 障害者虐待防止法やその他既存の法制度における、就学する障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

(1) 障害者虐待防止法における「学校」に関する規定

1) 障害者に対する虐待の禁止（障害者虐待防止法第3条）

障害者虐待防止法では、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定している。

- ・何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」によると、「本条でいう『虐待』とは障害者虐待防止法第2条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むもの」と記載されている。

【参考】

本条は、本法により障害者虐待防止措置が規定されている障害者虐待の場合にとどまらず、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定したものである。本条でいう「虐待」とは第2条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むものである。

出典：障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」中央法規、平成25年1月、p.28

2) 障害者虐待の早期発見等（障害者虐待防止法第6条第2項）

障害者虐待防止法では、学校を含め、障害者虐待を発見しやすい立場にある関係機関等に対し、早期発見の努力義務を規定している。

- ・障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3) 就学する障害者に対する虐待の防止等（障害者虐待防止法第29条）

障害者虐待防止法では、就学する障害者等に対する間接的防止策として、校長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する以下の措置を講ずることを規定している。

- ・障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発
- ・就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備
- ・就学する障害者に対する虐待に対処するための措置
- ・その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置

- ・学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（2）「国手引き」における学校で起きた虐待事案への対応に関する記載

『市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き』（令和 2 年 10 月、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、p. 28、以下「国手引き」という。）では、学校で起きた虐待事案を障害者虐待担当部署が受け付けた場合の対応を以下のように記載している（趣旨を変えない程度に要約）。

- ・学校で起きた虐待事案の、都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から都道府県及び市町村の学校所管部署への引き継ぎ
- ・都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署と、都道府県及び市町村の学校所管部署との間での、学校における虐待に関する通報や相談受理後の対応や引継方法の確認
- ・都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から、都道府県及び市町村の学校所管部署に対する障害者虐待防止法第 29 条の規定に関する取組実施状況の確認要請

【参考】学校における障害者への虐待について

学校における障害者への虐待については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校教育法の規定に基づき、教育委員会、校長、指導教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の教育委員会、教育センターが考えられます。（「国手引き」 p. 28）

（3）障害者虐待防止法施行に関する通知の発出

文部科学省では、障害者虐待防止法制定時、各都道府県教育委員会をはじめ、都道府県及び市町村の学校を所管する部署に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について（通知）」（23 初特支第 7 号、平成 23 年 6 月 24 日）を発出して いる。

(4) 学校教育法、通知等による「体罰の禁止」等の規定等

1) 学校教育法第11条

学校教育法では、第11条で体罰の禁止が規定されている。

(学校教育法)

11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

2) 体罰禁止に関する通知等

体罰については「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」(24文科初第1269号、平成25年3月13日)が、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長連名で発出されており、その中で、体罰の具体例が示されている。これらの内容をみると、障害者虐待防止法で規定する施設従事者虐待類型のうち、身体的虐待におおむね相当するように推測される。

また、「池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について（通知）」(29初児生第28号、平成29年10月20日)において、教職員による体罰のほか、暴言も含めた不適切な言動や指導が許されない旨を示している。

2. すべての幼児、児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査

2-1. 調査概要

（1）調査目的

すべての幼児、児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

- ①都道府県及び市町村の学校所管部が従前から学校に対して行っている学校運営に関する指導助言に関する取組を前提とし、
- ②上記①に加え、就学する障害者への虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第29条で学校の長に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び市町村の学校所管部による取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

（2）調査対象、調査実施時期、調査実施方法等（再掲）

①公立学校所管部署（都道府県及び市町村教育委員会）

項目	内 容
調査対象	<ul style="list-style-type: none">・47都道府県教育委員会・1,811市町村教育委員会等（市町村、特別区、一部教育事務組合等） ※「文部科学統計要覧（令和2年版）」_「19.教育行財政」より。 主に公立の幼・小・中・高、特別支援学校など
実施時期	<ul style="list-style-type: none">・令和3年1月～2月
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・配布：文部科学省から、都道府県教育委員会を通じて、市町村教育委員会にメール発出を依頼（指定都市には、文部科学省から直接メール発出を依頼）・回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼

②私立学校所管部署（都道府県知事部局）

項目	内 容
調査対象	<ul style="list-style-type: none">・47都道府県知事部局 主に私立の幼・小・中・高など
実施時期	<ul style="list-style-type: none">・令和3年1月～2月
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・配布：文部科学省から、都道府県知事部局にメール発出を依頼・回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼

◆回収数：（①、②の合計）1,116通

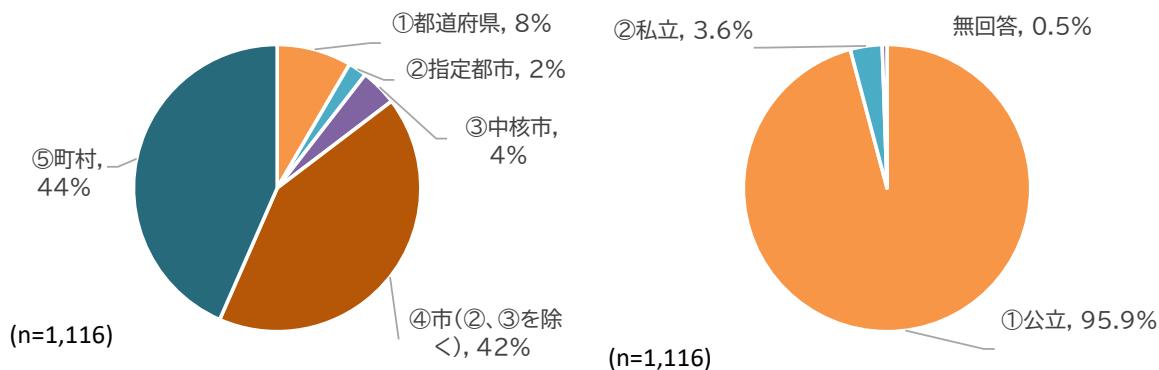
※国立学校、公立及び私立の高等専門学校及び大学の所管部署は文部科学省であるが、調査対象（配布部署）が少なく、回答結果が特定されることを避けるため、本調査の対象からは除いた。

2-2. 調査結果概要

(1) 回答者基礎情報

1) 自治体区分・設立区分

- 回答者の自治体区分は、「町村」が44%、「市」（一般市）が42%を占めている。
- 設立区分は「公立」が多数を占めている。



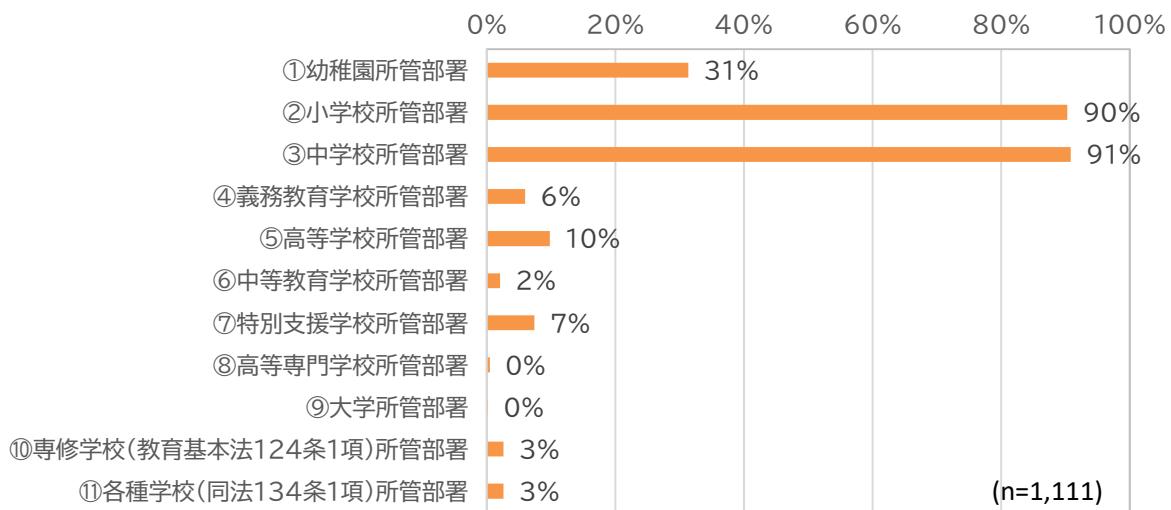
※左円グラフ・右円グラフ：全回答数 1,116 を対象に集計

図 II-1-1 回答者の自治体区分

図 II-1-2 回答者の学校設立区分

2) 所管区分

- 回答者の学校所管区分は、「小学校」と「中学校」が9割を占めている。

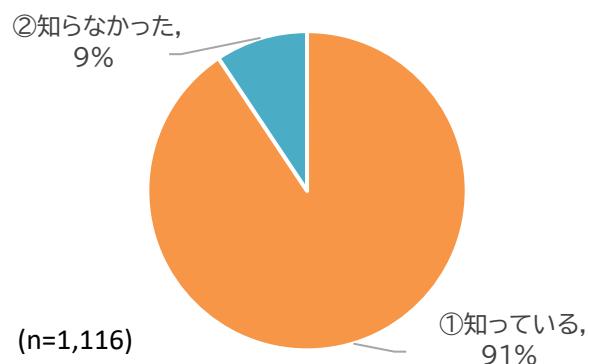


※全回答数 1,116 のうち、無回答 5 を除く 1,111 を対象に集計

図 II-1-3 回答者の学校所管区分【複数回答】

(2) 都道府県及び市町村の学校を所管する部署における障害者虐待防止法第 29 条の認知度

○都道府県及び市町村の学校を所管する部署における障害者虐待防止法の第 29 条の「就学する障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答した割合は 91%、「知らないかった」と回答した割合は 9% であった。



※全回答数 1,116 を対象に集計

図 II-1-4 都道府県及び市町村の学校を所管する部署における
障害者虐待防止法第 29 条の認知度

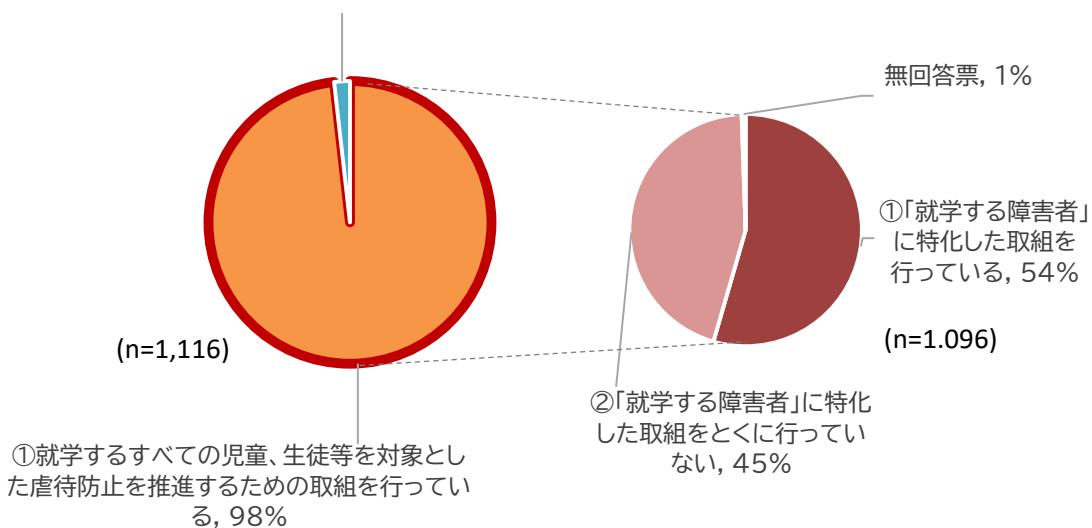
(3) 学校の長が、すべての児童、生徒に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組

1) 都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている、就学するすべての児童、生徒（以下「児童、生徒等」という。障害者を含む）を対象とした虐待防止を推進するための取組の実施状況

※障害者虐待防止法第29条で規定されている、学校の長が実施する「間接的防止措置」（研修の実施及び普及啓発や相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置、その他の必要な措置）の推進を目的とした都道府県及び市町村の学校を所管する部署による取組を、1つ以上実施している回答者（部署数）を「行っている」とカウント。

- 都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して、就学する児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組（いじめや人権に対する取組も含む）を行っていると回答した割合は98%であった。
- また、行われている虐待防止を推進するための取組のうち、「就学する障害者」に特化した取組を行っていると回答した割合は54%であった。

②就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っていない, 2%



※左円グラフ：全回答数1,116を対象に集計

※右円グラフ：左円グラフの①「行っている」と回答した1,096を対象に集計

図II-1-5 都道府県及び市町村の学校を所管する部署による、学校の長に対する、就学する児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組の実施状況
(「就学するすべての児童、生徒等を対象とした取組」と「『就学する障害者』に特化した取組」の実施状況)

2) 1) で「①就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の取組内容

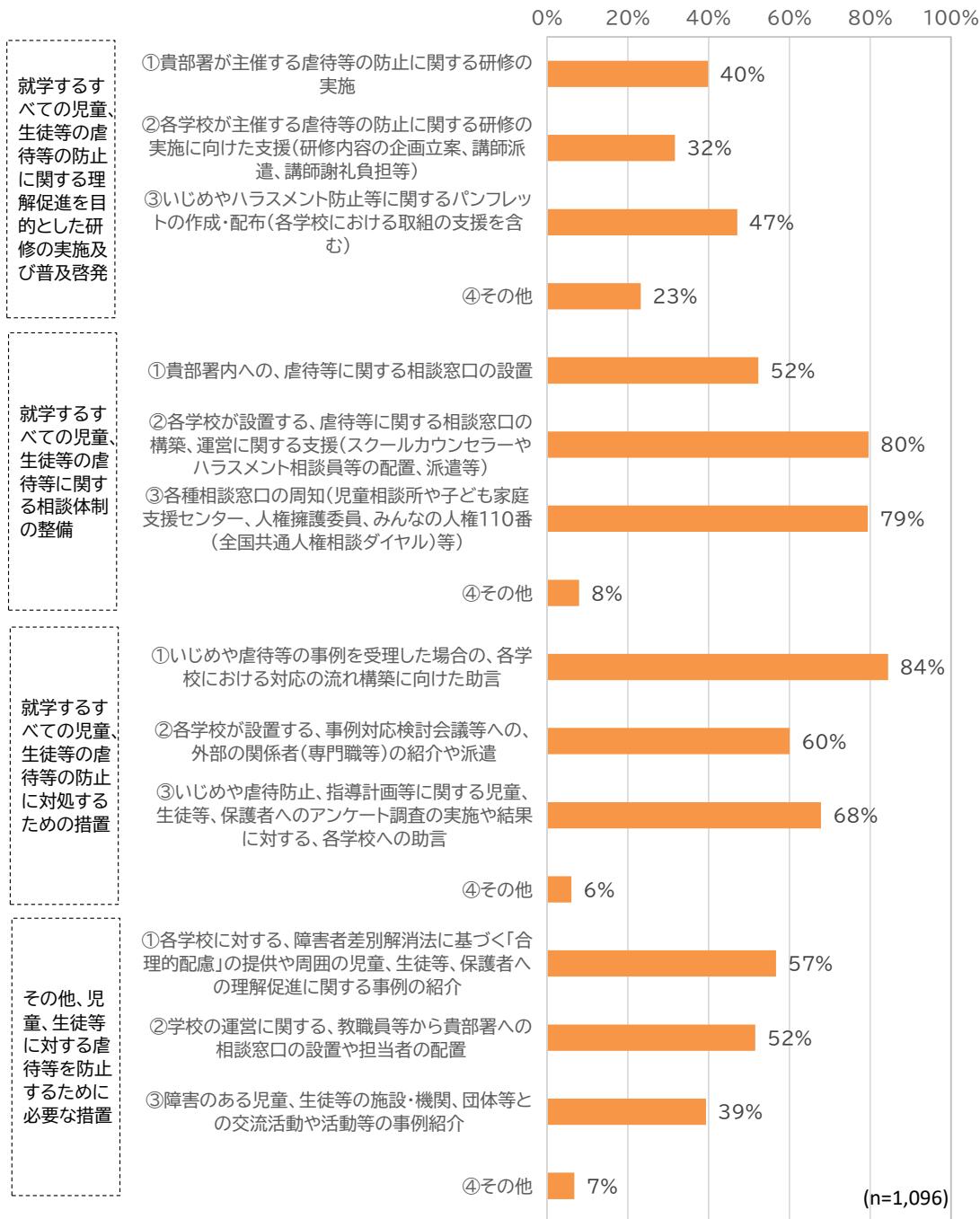
○都道府県及び市町村の学校を所管する部署として行っている主な取組（選択肢）

としては、以下の割合が高い。

- ・「いじめや虐待等の事例を受理した場合の、各学校における対応の流れ構築に向けた助言」
- ・「各学校が設置する、虐待等に関する相談窓口の構築、運営に関する支援（スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の配置、派遣等）」
- ・「各種相談窓口の周知（児童相談所や子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）等）」

○自由回答も含めると、多くの所管部署において、以下の取組や体制が構築されていることを確認できた。

- ・教職員を対象とした、いじめや虐待防止等に関する研修の実施
- ・いじめや虐待等に関する相談、いじめ等の事例を受理した場合の対応等に関する流れの構築、アドバイザーや担当者の配置
- ・児童・生徒、保護者に対するアンケート調査の実施（いじめや虐待等の早期発見）
- ・「合理的配慮」の提供や周囲の児童、生徒等、保護者への理解促進に関する事例の紹介、相談員の配置（障害者への対応を含む）



※図 II-1-5 左円グラフの①「行っている」と回答した 1,096 を対象に集計

図 II-1-6 1) で「①就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の取組内容
【複数回答】

具体例

- ・障害福祉課が主催する研修を教育職員も対象としている。
- ・各学校から講師依頼がある場合の予算措置等も行っている。
- ・管理職を対象とした定例会議の中で、虐待防止について研修を行っている。
- ・訪問型家庭教育支援チームによる不登校児童生徒の状況確認および登校支援。
- ・障害福祉課と連携、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業など療育先との連携。
- ・校内研修資料等の提供、校内研修での指導助言を行っている。
- ・管理職を対象とした定例会議の中で、虐待防止について研修を行っている（外部機関との連携の方法やアセスメントシートの使い方、国や県の虐待防止に係る施策の紹介等）。
- ・電話相談窓口の設置（教育全般に係る相談を受け付け）。
- ・いじめについては、報告を受理した後、教育委員会からの指導助言を行っている。また、要請がある、もしくは教育委員会が必要だと判断した際は、外部の方を派遣している。いじめに、障害者に対するものも含まれる。
- ・各校で毎月生活アンケートを実施している。
- ・総合教育センター事業として、教育相談窓口には教員からの相談も対象としており、相談事例もある。また臨床心理士によるカウンセリング事業においては教員へのコンサルテーションも行っており、活用度も多い。各校に配置されているＳＣ（県事業）についても教員へのコンサルテーションも行われている。

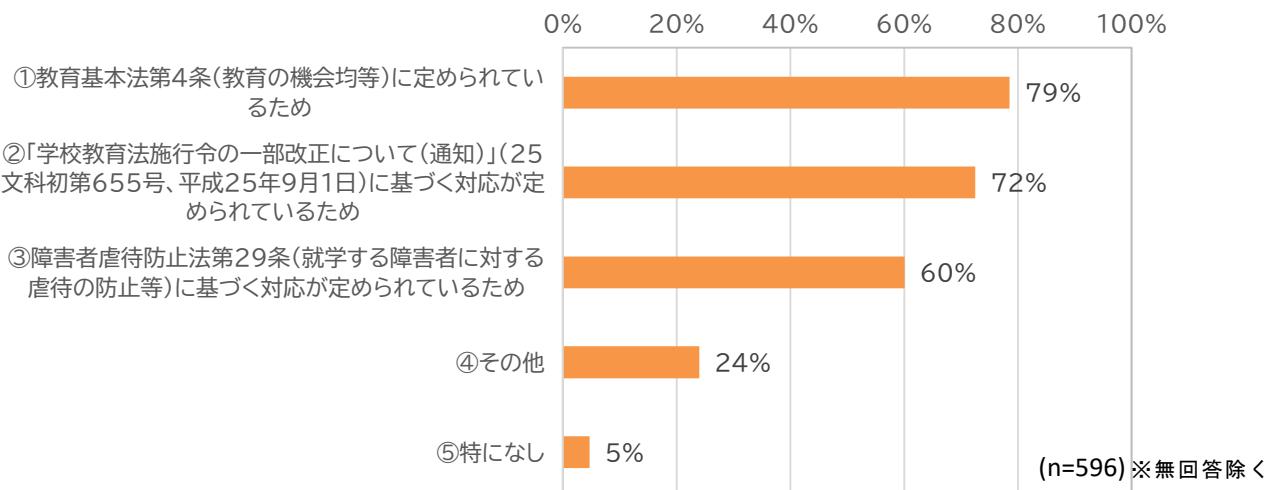
3) 1) で「①就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署のうち、「①『就学する障害者に特化した取組』を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の取組内容

具体例

- ・毎年4月上旬に、発達障害などに関する研修会を開催している。
- ・本町では、各学校に学校生活支援員を配置しており、障がいのある児童生徒へのサポートを行っている。また、年2回、学校生活支援員研修会を実施しており、その中で、外部から講師を招いたり、県のコーディネーターを招いたりして、障がいのある児童生徒への対応法についての研修を通して、支援員のスキルアップを図っている。
- ・保健部局と連携し、就学前から就学にあたっての個別に相談を受けている。
- ・県立特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施。
- ・総合教育センターと連携して、新任特別支援学級担任や初任者への研修会における講義や資料提供、インクルーシブ教育システムの理念や取り組みの紹介などを行っている。
- ・障害のある児童生徒等の周囲の児童生徒等及びその保護者への理解促進のための情報提供のための冊子を作成している。
- ・理学療法士や臨床心理士等、外部専門家と連携し、それぞれの障がい特性に関する相談や研修を実施。
- ・総合教育センター勤務の発達支援臨床心理士が相談窓口となり、教育相談を行っている。また、要請により学校訪問やケース会議等への出席をし、助言を行っている。
- ・各学校の特別支援教育担当職員を集め、「合理的配慮」の提供、生徒保護者への理解周知、合意形成の必要性についての研修、関係機関の紹介と連携の取り方についても併せて研修を行った。また、教育支援委員会を組織し、就学する障がい者にどのような支援をすることが必要か、医者、特別支援学校職員、児童福祉担当者等、専門家も交え、検討する会を設けた。
- ・虐待だけでなく広く人権について周知し、体罰防止ガイドラインや校内研修ツール等を使い、虐待や体罰防止等について研修を行っている。

4) 1) で「①就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署のうち、「②『就学する障害者』に特化した取組を行っている」と回答した取組理由

- 「就学する障害者」に特化した取組を行っている理由としては、「教育基本法第4条(教育の機会均等)に定められているため」の割合が79%、次いで「「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(25文科初第655号、平成25年9月1日)に基づく対応が定められているため」が72%であった。



※図II-1-5右円グラフの「①特化した取組を行っている」と回答した597のうち、無回答1を除く596を対象に集計

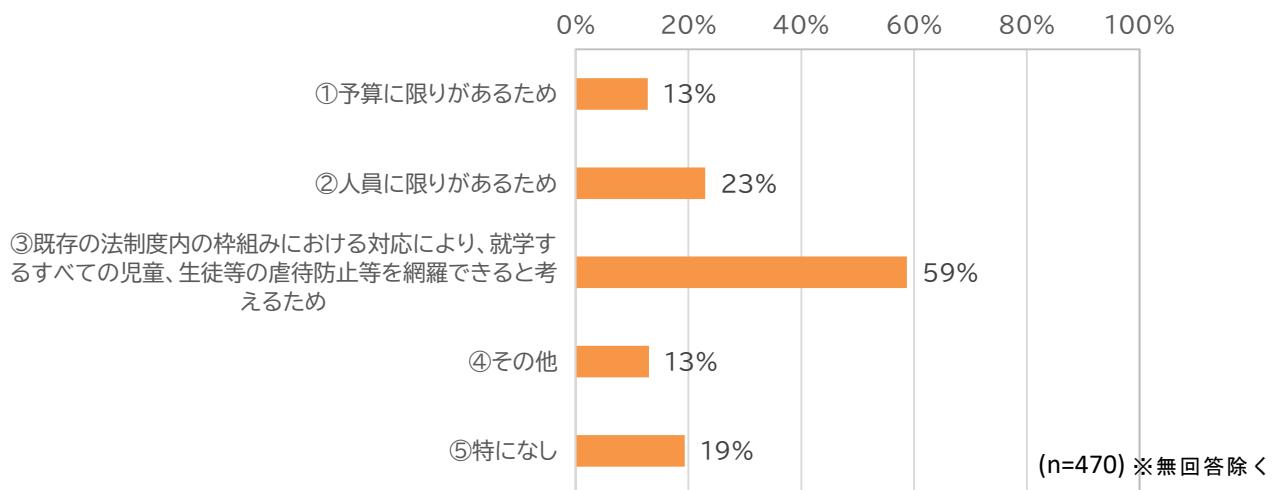
図II-1-7 「就学する障害者」に特化した取組を行っている理由【複数回答】

その他(具体的な内容)

- ・障害者差別解消法により定められているため、障害者の権利に関する条約に位置づけられているため。
- ・法令に関係なく、当たり前のこととして以前から行っている。
- ・県の支援があるため。
- ・発達障害をもつ子どもへの指導は増えている。また、個別の事例もさまざまな対応が求められることがあるため。
- ・教職員の意識や姿勢が児童生徒に大きく影響するため。

5) 1) で「①就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署のうち、「②『就学する障害者』に特化した取組をとくに行っていない」と回答した部署におけるその理由

- 「就学する障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由としては、「既存の法制度内の枠組みにおける対応により、就学するすべての児童、生徒等の虐待防止等を網羅できると考えるため」の割合が 59% であった。



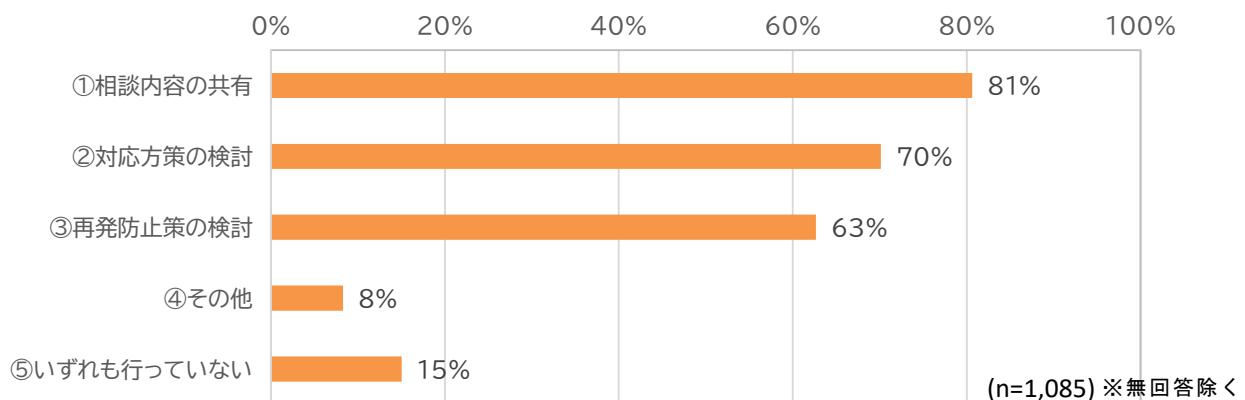
※図 II-1-5 右円グラフの②「特化した取組をとくに行っていない」と回答した 493 のうち、無回答 23 を除く 470 を対象に集計

図 II-1-8 「就学する障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由【複数回答】

(4) 市町村障害者虐待防止センター等が、学校における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び市町村の学校を所管する部署との連携状況

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」(いずれも障害者虐待防止法第32条、第36条参照)

○市町村障害者虐待防止センター等が、学校における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び市町村の学校を所管する部署との連携状況については、「相談内容の共有」が81%、「対応方策の検討」が70%、「再発防止策の検討」が63%の割合であった。



※全回答数1,116のうち、無回答31を除く1,085を対象に集計

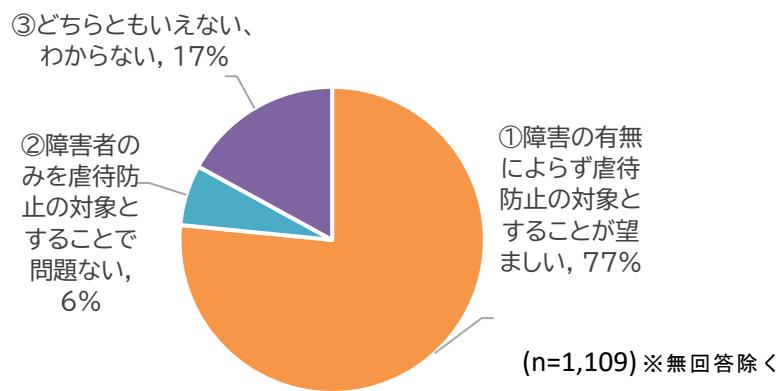
図II-1-9 市町村障害者虐待防止センター等が、学校における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び市町村の学校を所管する部署との連携状況【複数回答】

※実際に連携した事例はなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に①～④を行うことになっているという想定の回答も含む。

(5) 障害者虐待防止法第29条において、学校の長に対して、「就学する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けていることについての、都道府県及び市町村の学校を所管する部署としての意見

1) 「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び市町村の学校を所管する部署としての意見

○都道府県及び市町村の学校を所管する部署として「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とすることについての意見は、「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」の割合が77%、「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」が6%、「どちらともいえない、わからない」が17%であった。

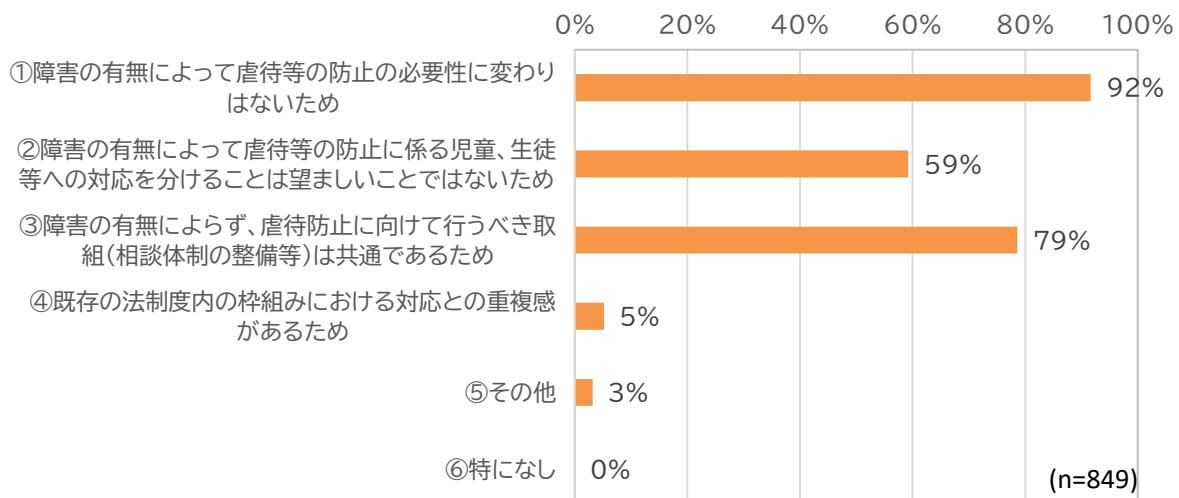


※全回答数1,116のうち、無回答7を除く1,109を対象に集計

図II-1-10 「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び市町村の学校を所管する部署としての意見

2) 1) で「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の理由

- 「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した、都道府県及び市町村の学校を所管する部署の理由としては、「障害の有無によって虐待等の防止の必要性に変わりはないため」の割合が92%、次いで「障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため」が79%であった。



※図 II-1-10 円グラフの①「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した 849 を対象に集計

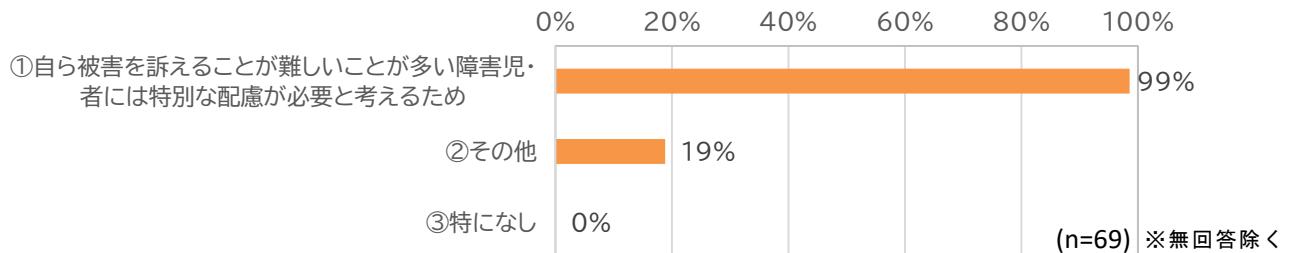
図 II-1-11 「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の理由【複数回答】

その他(具体的な内容)

- ・障害の有無の境界が明瞭でないので、法や対応が2つあると分かりにくい。また、ノーマライゼーションの観点からも分ける必要はない。
- ・自ら被害を訴えることが難しいことが多い障害児・者には特別な配慮が必要なのは理解できるが、障害児・者でない場合も同様のことが多い。
- ・障害の有無によらず、全ての児童生徒が虐待防止の対象とすることが望ましいが、自ら被害を訴えることが多い障害児・者には特別な配慮が必要という観点及び、法的義務については必ずおさえる必要がある。
- ・障害者虐待防止法の条文であることから、この法令上の文章としては障がいのある方に限定した表現で差し支えないと考える。
- ・法で定められるところの障害だけでなく、障害を広義に捉えると選択肢①が妥当。いずれの場合も、当該生徒の障害特性、当該生徒の周囲の環境に応じ行うべき取組みは個別具体的、かつ柔軟な対応が求められる。

3) 1) で「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の理由

- 「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由として、「自ら被害を訴えることが難しいことが多い障害児・者には特別な配慮が必要と考えるため」の割合が99%であった。



※図 II-1-10 円グラフの②「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した 71 のうち、無回答 2 を除く 69 を対象に集計

図 II-1-12 「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の理由【複数回答】

その他(具体的な内容)
<ul style="list-style-type: none">・障害者に特化して定めることで、意識が高められるため。・児童虐待防止法第3条を前提とすれば、障害者虐待防止法第29条で就学する障害者のみを対象とすることに問題はないと考える。・障害の有無によって虐待等の防止の必要性はないが、①のようなことを配慮する必要がある。・児童福祉法、児童虐待防止法など、各法の対象やその趣旨を明確にするためにも、本法は、障害者のみを対象とすることで問題ないと考える。・この法律は、障害者を対象としたものであるため、就学中の児童・生徒であっても障害者に限定した内容となることは必然である。「障がいの有無によらず虐待防止の対象とする」という考え方は他の法律（児童虐待防止法）等で整理するものと考える。

3. すべての幼児、児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査

3-1. 調査概要

（1）調査目的

前述の「すべての幼児、児童、生徒、学生（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要の把握を把握するためのアンケート調査」結果をもとに整理した「ヒアリング調査先選定の視点（下表）」に該当すると推測される回答を得られた都道府県及び市町村の学校所管部署に対し、当該取組例の具体的な内容や工夫等を聞きとる目的で、ヒアリング調査を実施した。

（2）調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

「ヒアリング調査先選定の視点（下表、本報告書 p. 9 再掲）」に沿っていると考えられる取組等を回答いただいた都道府県及び市町村の所管部署に対し、調査への協力依頼を行った。

協力依頼を行った結果、「静岡県教育委員会」へヒアリング調査を行った。また、「東京都教育委員会」については、「資料提供協力」を依頼し、承諾を得た。

※自治体ホームページを通じてヒアリング調査協力を依頼した自治体に対しては、資料提供協力を依頼した。

【ヒアリング調査協力先選定の視点】（本報告書 p. 9 再掲）

- 人口規模、自治体区分（都道府県、指定都市、中核市、市町村）
- 都道府県及び市町村の所管部署として、各機関を利用する者に対して行っている虐待防止や不適切な行為に該当する行為を例示し、所管内の学校、保育所等、医療機関が統一的見解、対応を図れるよう、周知している（障害者虐待に相当する行為や虐待者として職員を含める等）
- 児童、生徒や保護者、患者等に対するアンケート調査等を実施し、早期に虐待や体罰、いじめ等に関する事態を把握する仕組みがある
- 都道府県及び市町村の所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関を利用する者や職員等からの相談を受ける仕組みや体制を整備している
- 他部署（特に特別支援教育所管部署、障害者虐待担当部署等）と連携、協力する仕組みを設けている 等

※一方、アンケート調査結果の回答や検討委員会での意見から、すでに多くの学校、保育所等、医療機関で取り組まれたり、仕組みとして定着したりしていることが推測される以下の取組や仕組み等は、本事業における「参考となると考えられる取組等」としない（＝ヒアリング調査協力先とはしない）ことを確認した。

- ・学校、保育所等、医療機関を利用するすべての児童・生徒、患者等の人権が守られる取組や仕組み＝各機関を利用する障害者に対する虐待防止の前提」と考えられる取組等として、多くの学校、保育所等、医療機関ですでに取り組まれていること、仕組みとして定着していること
- ・児童虐待か（教）職員からの体罰等かを読み取れない取組
 - ー所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関から、いじめや（児童）虐待、人権等に関する相談を受ける仕組みや体制が整備されている、担当者が配置されている
 - ーいじめや（児童）虐待等の事例を把握した場合の、対応の流れ構築に向けた支援や、対応における助言・支援等

2) 調査実施時期

令和3年3月

3) 調査実施方法

事前に、アンケート調査の回答内容を深堀りするために調査依頼項目を送付した。ヒアリング調査当日は、その調査項目に基づいて、オンラインまたは電話での聞き取りを行った。

3-2. 調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

(1) 相談事例の早期把握、対応の取組他：静岡県教育委員会

1) 24時間相談ダイヤルの設置、生徒や保護者向けアンケート調査を通じた、相談事例の早期把握、対応

- ・課の窓口をはじめ、他部署が設置している 24 時間子供 SOS ダイヤル、こども家庭 110 番などと連携し、様々な窓口で児童・生徒からの相談を受け付けている。
- ・また、県教育委員会として、年 1 回、各公立小中高等学校に通う生徒や保護者向けアンケート調査を実施。
- ・こうした多様な相談ルートを通じて、いじめや虐待、不適切な指導等が疑われる相談を把握した場合、教育委員会として学校を通じて、教職員、児童生徒等から話を聞きとり、事実を整理していく。
- ・こうした相談ルートからも、教職員からの児童・生徒への暴言、いじめの放置等の事例を把握している。
- ・効果：アンケートのなかから得られた回答、それに基づいて指導した事例を教職員向けの研修の場で紹介していくなかで、現場に反映している。その結果、指導等に反映されていくと考えている。

2) 人権感覚チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進

- ・県教育委員会において、各公立小中高等学校、特別支援学校の教職員を対象に各学校で学期末に自分の子供への接し方を振り返る機会を設ける一助とともに、人権に関する啓発を目的としたチェックシートを作成している。
- ・資料は、教育政策課が行う「人権研修」で扱っており、各教育事務所や市町教育委員会の指導主事が各学校訪問をする際に、資料の活用の仕方などを紹介・指導助言を行っている。

【人権感覚チェックシート】

見直しましょう、あなたの人権感覚

日頃の人権教育への取組を点検・評価するためのチェックリスト【教職員用】です。子供たちの人権意識を育てていく上で、私たち教職員の日々の行動には大きな影響力があります。各学校の実態に合わせて活用し、私たち自身の人権感覚を磨いていきましょう。

四段階評価 ○○△× で評価してみましょう

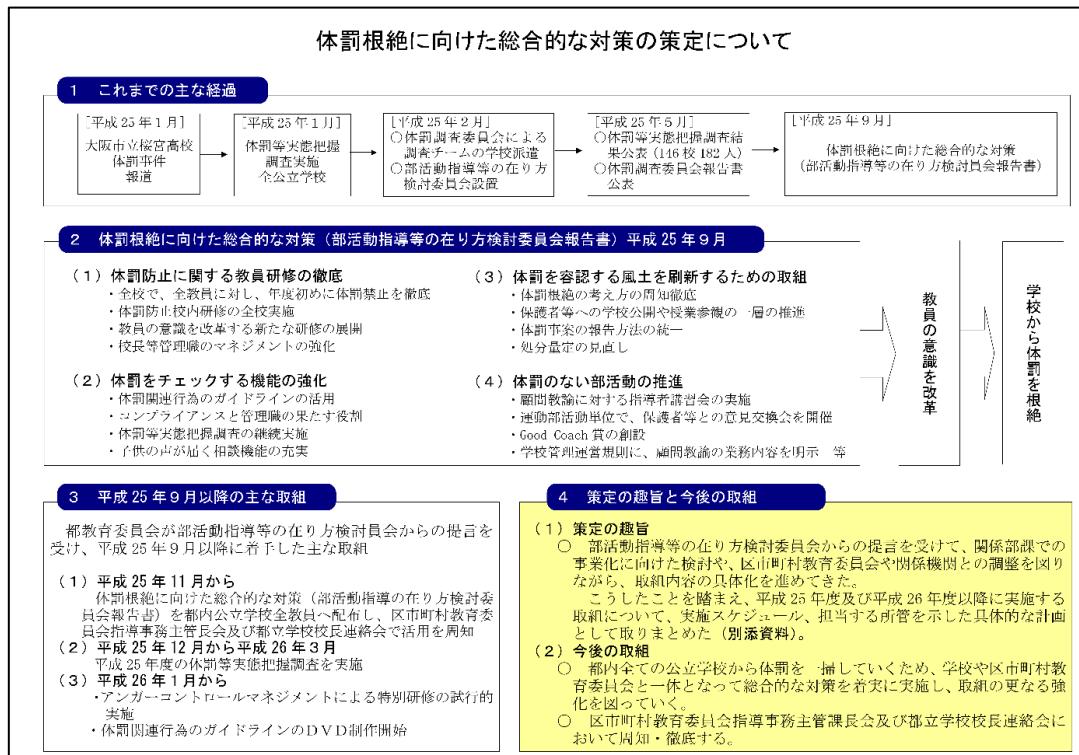
項目		/	/	/
日常生活 話すこと・聞くこと	1 どの子供にも積極的に挨拶をしていますか。			
	2 子供一人一人の顔を見て、敬称をつけて名前を呼んでいますか。			
	3 不機嫌を訴える子供の言葉を受け止めていますか。			
	4 子供の言葉遣いに注意を払っていますか。			
	5 丁寧な言葉遣いをし、子供の模範となっていますか。			
	6 一人でぼつんとしている子供に声掛けしていますか。			
	7 子供の努力を認める言葉掛けをしていますか。			
	8 ブライバシーにかかわることや失敗等を全体で話していませんか。			
	9 多様な意見や考え方を取り上げていますか。			
	10 子供たちの発表する姿勢、聞く姿勢は整っていますか。			
	11 どの子供にも発言する機会を与えていますか。			
	12 間違いいや失敗を嘲笑する子供を見逃していませんか。			
授業等 行動・態度	13 教師自身の発言と行動に矛盾はありませんか。			
	14 子供との約束は守っていますか。			
	15 教師自身が間違った時は、誤りを認め適切な行動を取っていますか。			
	16 チャイムでの授業開始・終了など、教師自身が時間管理を守っていますか。			
	17 どのクラスの子供にも同様の指導をしていますか。			
	18 授業の中で子供が協力し合う場面を設定していますか。			
	19 授業の中で多様な意見が出されるように工夫をしていますか。			
	20 反対の意見や努力を、お互い評価し合う場面を設定していますか。			
	21 できる子、できない子等先入観を持って子供と接していませんか。			
	22 子供同士、兄弟姉妹などと比較してしまっていませんか。			
	23 欠席や空席の確認を行っていますか。			
	24 勝利等の活動を子供と一緒に行っていますか。			
運営 その他	25 どのような理由があっても、体罰はしていませんか。			
	26 視力や聴力、児童、男女等に配慮した座席配置になっていますか。			
	27 教室や廊下の整理整頓、掲示物等の適切な管理につとめていますか。			
	28 子供たちの交友関係を把握していますか。			
	29 教職員間に、何でも話し合える協力体制がありますか。			
	30 教職員間にふさわしい話題や対人関係となっていますか。			
	31 個人情報について、適切に取り扱っていますか。			
32 保護者や地域の方々との連絡・協力体制がありますか。				
気付いたこと、感じたことをメモしておきましょう。				

出典：静岡県教育委員会『「見直しましょう、あなたの人権感覚」
<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-020/jinken/documents/r2check.pdf>
 より抜粋

(2) 「体罰関連行為ガイドライン」における、暴言や行き過ぎた指導への注意喚起：東京都教育委員会

※東京都教育委員会に対しては、資料提供協力を依頼。

1) 「体罰根絶に向けた総合的な対策（部活動指導等の在り方検討委員会報告書）（平成25年9月）の策定（概要）



出典：東京都教育委員会「体罰根絶に向けた総合的な対策の策定について」

https://www.kyōiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical_training_and_club_activity/release20140123_02.html
より抜粋

2) 「体罰関連行為のガイドライン」(抜粋)

【資料1】 体罰の定義					
体罰関連行為のガイドライン					
行為の分類 名稱	特徴	内容	ガイドライン 具体例	想定される事例	
体罰	侵害行為 (肉体的苦痛)	侵害のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為	有形力の行使により、物理的な力の程度や肉體的苦痛の程度に応じて、出血、青筋、歯牙折損、歯髄損傷等の傷害を負わせる場合	●攻撃するだけでいた牛乳を飲む計画をしたが從わず、さらに攻撃したため、牛乳を吐き出し音が大きくなり、元気な中高生の頭を殴りたため、事の悪化を防ぐため、頭を手で押さえ頭を保護させた。	
	危険な暴力行為 (肉体的苦痛)	【直接的】過くただく、殴る、蹴る、噛げる等 【間接的】長時間にわたる正座・起立等	一度隨道えは重大な傷害を負わせる可能性のある、急激・強烈・頻繁に対する、あるいは体や物質等を使用して有形力を行使した罵声や、差し油等の精神的技術を用いた場合、又は椅子を投げ出でたなどの馬鹿顔・穢れなどにいたく、突然抜け出す・足・臀部・腕部を蹴る、髪を引く・張り引き削す・長時間座位に立たせると、長時間カーリングさせるなどした場合	●学級会で協力せず、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に門から、椅子を投げてた。 ●差し油等の教員が、廊下で反抗的な態度の生徒を口汚い掛け声にいたため、後ろから走り回った。	
	暴力行為 (肉体的苦痛)		頭・喉をいたく、突然抜け出す・足・臀部・腕部を蹴る、髪を引く・張り引き削す・長時間座位に立たせると、長時間カーリングさせるなどした場合	●試合中にミスをしてチームが負けてしまったことのためとして、生徒の腹を複数回たたいた。 ●体育授業中、何度江戸流でも腹面白にやろうとしたが、生がつぱを口にいたため、後ろから走り回った。	
不適切な指導	肉体的負担	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使	手をひらく(しゃべり)、おでこを強く(テコビン)、尻を蹴る(だく)、小突く、拳骨で押す、脚をつかんで説教する、準備を重んじて進み出するなどの行為を行った場合	●舌を伸ばされた辱罵に対して鼻をつまみ、また鼻を伸ばすと鼻をつまむとした。 ●チャイムが鳴っても教室に残らず寝んでいた牛乳の指揮をつかみ、教諭まで連れていった。	
	暴言等	精神的苦痛・負担	教員が、児童・生徒に、虐待・脅迫等、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動	罵る、神かり、威嚇する、人格(身体・能力・性格・加給等)を否定する、單純に批判する、行人扱いするなどの罵声を行った場合	●授業中に評議を開催された児童に、「人のほうがおりうさん」と罵戦にした。 ●手首を取っている最中、笑えない牛乳に対し、機知を發したいたりして罵戦した。
	行き過ぎた指導	精神的・肉体的負担	運動部活動やスポーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導	目的はあってはいいが、その指導が音・力加害が児童・生徒の充電・疲労や心身の現況に適合していない過度・能力の限界を超えた危険な指導等	●毎日、休みなく練習を振り切らせ、生徒は心身ともに疲弊し、勉強する時間もなくなってしまった。 ●過度の運動が少ないことから、合宿で経験したことのない長時間の練習メニューを負った。
指導の範囲内	肉体的負担や負担を伴わない	汗を擦りながらを渡さるためにやむを得ず行われた、児童・生徒の身体に、肉眼的負担を与えない程度の、軽微な有形力の行使	胸をつかんで連れて行く、頭(頭・肩)を押さえ、手をつかんで軽く揉する、脚・脚・正座等で拘束する、頭を立てる生徒をいたさげにするなどの社会通念に沿った場合	●反対に暴言をしすぎるがせてしまった児童を下へさせ、肩を揉えながら強制した。 ●発達中に腰痛で立ち歩く生徒の姿をつかみ、教室の外に連れ出した。	
	適切な指導	恩恵行為 恩意相手としての有形力の行使	学習指導や生活指導等における行為で認められた範囲の恩恵行為、スポーツ指導において、動きのタイミングを図る、注意喚起する、恩恵する、見直させるための有形力の行使	泣き声に応じて叱る、抑揚、調査、注意、警告、叱責、訓戒、戒め、叱咤等のノックを大門で注意する、頭をブリーズを直角に擦るなどの混合	●発達中で泣き声に応じて叱られると泣き声を泣かせてしまう。泣き声を泣かせながら強制した。 ●入浴遊びの練習中、上手く水に入れない生徒の背中をいたさげタイミングよく飛び込ませた。
正当防衛 正当行為	肉眼的負担を伴う有形力の行使	危険のためにやむを得ざる有形力の行使、常に被害者に対してして、制止・危険回避するためやむを得ざる有形力の行使	殴りかかるまでの生徒をかわすために握り、咄嗟している生徒の間に立って入りの力で抱え込む、手を握り回す生徒をさす股で押さえ込むなどの行為を行った場合	●化粧の実験中に、多動傾向の生徒が涙腺のびんをちっこい鼻孔に差し鼻くびり)あたたきほめる、液体なノズルを大門で注意する、頭をブリーズを直角に擦るなどの混合	
	緊急避難		自己又は他人・生徒の生命、健康、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ざる行動	校舎から飛び降りようとする生徒を引き倒したなどの行為を行った場合	●情緒不安定となり4年生から飛び降りようとした生徒が、教室側に引き倒した。 ●洗濯のまわりに浮掛けていた生徒を注意し、軒をつかんだところ、生徒が振り払おうとして軒倒した。

出典：東京都教育委員会「体罰根絶に向けた総合的な対策の策定について」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical_training_and_club_activity/release20140123_02.html
より抜粋

4. 検討委員会委員からのヒアリング調査

(検討委員会におけるフリーディスカッション)

4-1. 調査概要

(1) 調査目的

検討委員会の委員が所属する各団体の会員（学校、保育所等、医療機関の現場）や団体として行っている、就学するすべての児童、生徒等（障害者を含む）に対する、虐待や不適切な行為等を防止する取組や体制、その工夫等を把握する目的でヒアリング調査を実施した。特に以下の2テーマについて、取組概要や考え方等について意見を求めた（詳細は次頁）。

- 各団体に所属する学校の現場における虐待防止の取組について
- 学校の現場において「間接的防止措置」の義務を果たすために、必要と考えられること

(2) 調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

検討委員会委員

2) 調査実施時期

令和3年2月（第2回、第3回検討委員会）

3) 調査実施方法

第2回、第3回検討委員会時、次頁の2テーマについて、取組概要や考え方等について、資料をもとに各委員から説明、聞き取りを行った。

【テーマ】

(1) 貴団体に所属する学校現場における虐待防止の取組について

障害者虐待防止法では、第 29 条で就学する障害者に対する虐待の防止等として、学校の長に対して上記のように規定しています。貴団体に所属する学校現場では、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対し、就学する障害者を含む児童・生徒に対する虐待防止の取組として、以下の 4 点についてどのような取組を行っていますか。具体例をお聞かせいただけますと幸いです。

※各取組の記載内容に関するご参考資料：「平成 29 年度 「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業 報告書 (平成 30 (2018) 年 3 月、一般財団法人 日本総合研究所、p. 130～p. 150)

- ア. 児童・生徒の人権（体罰及び不適切な指導、いじめや虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について
- イ. 児童・生徒の人権に関する相談体制の整備について
- ウ. 児童・生徒の人権に対処するための措置について
- エ. その他の当該学校の児童・生徒に対する虐待を防止するため必要な措置について

(2) 学校において「間接的防止措置」の義務を果たすために、どのようなことが必要と考えますか。

- ①学校として
- ②所管部署として

4-2. 調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

※資料提供、掲載について承諾のあった委員の資料を掲載

(1) 市川委員

令和2年度障害者総合福祉推進事業 「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」 フリーディスカッション資料

都立あきる野学園
校長 市川 裕二

(1) 貴団体に所属する学校現場における虐待防止の取組について

ア. 児童・生徒の人権（体罰及び不適切な指導、いじめや虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について

○学校長の定める学校経営計画の目標に以下の項目を定めている。

人権を尊重した教育の充実

- ① 自己肯定感、互いの尊重、感動できる豊かな心の育成
- ② 児童・生徒の人権に配慮した指導方法の徹底
- ③ 体罰及びいじめの早期発見の推進と根絶と防止の徹底

○教職員に対して、人権教育に関する研修の実施

①指導という名のもとに体罰や不適切な行為の禁止の徹底について強く指導している。

※テキストは、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」同テキストには、参考資料として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）」が掲載

○教職員に対する服務事故防止に関する研修の実施

服務事故には、体罰の禁止も入る。

イ. 児童・生徒の人権に関する相談体制の整備について

○ふれあい月間

①いじめ調査

児童・生徒聞き取りアンケート3回実施

②不登校調査 年1回（11月）

※「不登校傾向」本調査における「不登校傾向」とは、調査の目的上、不登校を理由に13日以上欠席している状況を指す。

○体罰調査 12月

- ①教職員 研修、アンケートと校長による聞き取り
- ②児童・生徒 アンケート実施

ウ. 児童・生徒の人権に対処するための措置について

上記 ア イにおいて、体罰事案として考えられものは、学校において、調査し、体罰事案と認定できたものは、校長は、服務事故として東京都教育委員会に報告する。東京都教育委員会は、事案を調査・検討し、服務事故として認定されたら然るべき処分を行う。

エ. その他の当該学校の児童・生徒に対する虐待を防止するため必要な措置について

校長は、あらゆる場面と通して、人権教育の推進及び服務事故の排除の徹底を教職員に周知する。

(2) 学校において「間接的防止措置」の義務を果たすために、どのようなことが必要と考えますか。

- ①学校として
教職員に対する、指導の徹底。
- ②所管部署として
人権教育や服務事故防止に向けた取組の推進

(2) 川崎委員

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」事業に係る検討委員会

川崎 勝久

新宿区立花園小学校・幼稚園 校園長

(全国特別支援学級・通級指導教室

設置学校長協会 会長)

- 児童・生徒の人権に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について

- (1) 東京都教育委員会による校長・副校長等研修

「人権教育プログラムに基づいた人権教育研究協議会」 管理職 年1回悉皆研修

①講義 「人権教育推進についての基本的な考え方」

②講演 15ある人権課題から毎年講師による講演が行われる

15の人権課題のうちの一つが「障害者」

- (2) 東京都小学校校長会における人権教育研究協議

研究発表会には校長の4割が参加

- (3) 年3回「ふれあい月間」の実施

「6月1日～30日」、「11月1日～30日」、「2月1日～28日」

取組内容

①児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の状況について総点検を行い、現状や日頃からの人権教育や心の教育等の取組の校か等の把握及び早期発見・早期対応、未然防止等につながる取組を行う。

②ふれあい月間の取組については、学校だより等で保護者に周知する。

③校長講話において、「ふれあい月間」の趣旨や取組内容、アンケート調査等について児童・生徒に知らせる。アンケートについて、子供の実態に合わせて実施する。

④いじめ及び教員等による指導の状況把握を行う。

- (4) 体罰防止月間の実施 (7月及び8月)

各学校での実施内容

- ①体罰防止月間校内研修の実施 (悉皆)

ア 体罰等に関する事例研究及び自己点検

イ 学校ごとの体罰防止に向けたスローガンの決定及び学校ホームページ等への掲載による公表

- ②体罰根絶に向けた校長による面談 (全教員対象)

※正規教員だけではなく、非常勤教職員、会計年度任用職員、行政系職員等に対しても研修を実施。

- (5) 服務事故防止月間の実施 (12月)

- (6) 区における人権尊重教育推進委員会の設置

リーフレットの作成、配布

○ 児童・生徒の人権に関する相談体制の整備

(1) スクールカウンセラーとの相談

東京都では都のカウンセラーを週1日各校で配置。小5においてカウンセラーとの全員面接を実施。

各自治体によって区市町村のカウンセラーが加えて配置される。新宿区の場合は区のカウンセラーが週2日配置されているため、週3日はカウンセラーがいて、相談ができる。

(2) いじめ問題・虐待相談窓口の設置と保護者・児童への周知

年度当初の全体保護者会等で周知

○ 児童・生徒の人権に対処するための措置

(1) 学期当初の児童・生徒の心のケアの徹底と当初出席状況の報告

精神的に不安定になり、他人を傷つけたり自暴自棄に陥ったりすることのないよう特に気になる児童・生徒には相談活動等を積極的に行い、継続的かつきめ細かに指導する。

(2) 校内委員会の設置

校内における特別支援教育の推進

特別支援教育コーディネーター

(3) 特別支援教育推進員の配置

(4) 生活指導夕会等の実施

週1回程度、児童生徒の状況共有

(5) 子ども家庭支援センター、児童相談所等関係機関との連携

サポートチーム会議の実施

○ 保護者への啓発

- ・「体罰などによらない子育てハンドブック」の配布

【参考資料：特別支援学級が設置されている学校における障害理解を深めるための授業の例】

◇参考資料1：教職員に対して、特別的な教育的ニーズを有する児童・生徒に関する理解促進等の取組等の実施状況、概要等

- ・通級指導教室や特別支援学級に在籍しているかに関わらず、児童・生徒の状況を全職員で共有する時間を職員会議などでどの学校でももっています。特別的な教育的ニーズを有する児童・生徒に対しての対応の仕方を全教職員で共有しています。
- ・特別支援教育推進員による記録や巡回指導の先生から受けた対応の仕方、校内委員会で話し合われたことなどは、全教員が共有し、児童・生徒に応じた対応するようにしています。

◇参考資料2：「通常学級」の児童・生徒に対して、特別的な教育的ニーズを有する児童・生徒に関する理解促進等の取組等の実施状況、概要等

- ・「学級活動」の時間や「特別の教科道徳」などの時間を使って、障害に関する理解促進を図っている学校が多いです。
- ・本校の場合、特別支援学級があるため、特別支援学級の教員が通常の学級の児童に対して「特別支援学級」のことを話す授業(1時間)を行うなどしています。
- ・以下は、参考：特別支援学級担任が通常学級担任向けに作成した資料

■ ■ ■ 学級 ■ ■ ■

平成元年度 「■ ■ ■ 学級ってなあに」 授業実施案

ねらい 特別支援学級や障がいへの理解を深め、自分にできる関わりを考えることができる。

期日 令和元年 5月14日(火)～ 授業日は各学級と相談し、決定

【交流給食は5月14日から開始】

※事前に授業前に打ち合わせを設定 5月13日15時30分～■ ■ ■ 学級にて

時数 低学年は道徳1コマ、中高学年は総合1コマでカウントする。

担任の先生方にお願いしたいこと

授業のまとめのところで担任の先生にT1になっていただき、授業の振り返りやこれからの■ ■ ■ 学級との関わり方について話し合いを行っていただきたいです。

授業日程の調節をしますので、ご協力ください。また当日はプロジェクターを使用しますので、事前に立ち上げてくださるとありがたいです。(タブレットはこちらから持参します。)

授業の流れ

	児童の活動	教師の働きかけ	留意点 ◆評価
導入	1. あいさつ 2. 昨年も学習したこと思い出させ、同じ学年(知っている)■ ■児童の名前を発表する。	・昨年の交流給食での様子や行事等で■ ■学級とどんな交流ができたかを考えさせるようにする。	・■学級の児童の顔写真を提示する。
展開	3. 障がいに関するスライドを流して障がいや■学級について説明し、理解を深める。 出典 『たっちゃんぼくのことがきらいなの?』さとうとしなお (著), みやもとただお (イラスト) 岩崎書店	・日頃の■児童とのかかわりについて、感謝の意を伝えるとともに日頃のかかわりで困っていることがないかどうか尋ねる。 ・『たっちゃんぼくのことがきらいなの?』を読み聞かせして、障がいについて考える。 (物語全文) <p>たっちゃんは、ぼくが きらいなの？ 手をつないでもいつも 逃げちゃう。たっちゃんは なんで いつも 洗面器 まわしているの？ 突然、大きな声をだしたり 頭をたたいたり ふしげな言葉をしゃべる。たっちゃんのお母さん、たっちゃんをかわいがってあげなかつたの？ お母さんからも逃げちゃう。たっちゃんのお母さんは、きみのお母さんに負けないくらい、優しいお母さん。きみはどうして、お母さんをお母さんと思うのだろう。それは、お母さんの優しい心を、感じ取るアンテナがくるくる回っているから。たっちゃんのアンテナは、ギクシャクまわる。だから心の電波がくつきり届かない。小さい頃、お母さんがかわいがってあげなかつたからアンテナが壊れた、という人がいる。でも、それはちがう。アンテナは脳の深いところにある。それが、何かの拍子でギクシャクしてしまったんだ。だから、周りの人の気持ちが伝わらない。自分の気持ちを、周りの人伝えられない。困った時、泣きたくなつたとき、たっちゃんは誰にも甘えられない。だから、たっちゃんの心は、いつも不安でいっぱい。ちやっちゃんは、ちょっと変わっているけど、きみとあそぼうとしないけど決して、きみを嫌っているわけじゃない。</p>	
まとめ	4. これからの中学級との関わり方について考え、発表する。	・1組の担任に交代し■との交流について話し合ったりする時間をもつ。	◆自分や相手の「よさ」や「違い」を認めながら、■学級との関わり方について考えることができる。

【障害者虐待防止法第29条で規定されている、学校の長が就学する障害者に対する虐待の防止措置として参考になると考えられる取組例】

障害者虐待防止法第29条で規定されている、学校の長が就学する障害者に対する虐待の防止措置として参考になるとされる取組例 (都道府県及び市町村の所管部署へのアンケート調査及びヒアリング調査結果等から整理)	
	学校
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課が主催する研修対象に、教育職員も含む ・各学校から講師依頼がある場合の予算措置等の実施 ・管理職を対象とした定例会議の中で、虐待防止に関する研修の実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間相談ダイヤルの設置、生徒や保護者向けアンケート調査を通じた、相談事例の早期把握、対応 ・訪問型家庭教育支援チームによる不登校児童生徒の状況確認および登校支援 ・障害福祉課と連携、放課後等デイサ-ビスや保育所等訪問支援事業など療育先との連携
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・「体罰関連行為ガイドラインの作成、周知」

5. 都道府県及び市町村の学校を所管する部署における、障害者虐待防止法第29条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察

5-1. 学校の長が就学する障害者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている取組概要

- ・アンケート調査の回答者の多くは、「小学校」「中学校」を所管する「市町村教育委員会」(9割超)だった（自治体区分では「市」「町村」いずれも44%超）。
- ・都道府県及び市町村の学校を所管する部署の91%が、障害者虐待防止法第29条の「就学する障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答しており、当該部署に対して「間接的防止措置」に関する法の周知は図られている。一方、「知らなかった」と回答した割合も9%あり、さらなる周知が必要である。
- ・また、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている「就学するすべての児童、生徒等を対象とした虐待防止を推進するための取組」として、多くの教育委員会において、以下の取組や体制が構築されていた（アンケート調査、ヒアリング調査結果からの整理）。
 - －教職員を対象とした、いじめや虐待防止等に関する研修の実施
 - －いじめや虐待等に関する相談、いじめ等の事例を受理した場合の対応等に関する流れの構築、アドバイザーや担当者の配置
 - －「各学校が設置する、虐待等に関する相談窓口の構築、運営に関する支援（スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の配置、派遣等）」
 - －「各種相談窓口の周知（児童相談所や子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）等）」
 - －児童・生徒、保護者に対するアンケート調査の実施（いじめや虐待等の早期発見）
 - －「合理的配慮」の提供や周囲の児童、生徒等、保護者への理解促進に関する事例の紹介、相談員の配置（障害者への対応を含む）
- ・これらの結果からは、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている、就学する児童・生徒等に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、就学する障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝障害者虐待防止法第29条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ということができる。
- ・「障害者虐待防止法第29条において、学校の長に対して、「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「自ら被害を訴えることが難しい障害児・者に対する特別な配慮が必要」という記載がみられることから、この考え方にもとづいて学校運営に対する指導や研修、環境整備がなされていることがうかがえる（本報告書p.37、38）。
- ・あわせて「「就学する障害者に特化した取組」を行っている／行っていない」と回答した都道府県及び市町村の学校を所管する部署の取組理由いずれをみても、既存の法制度内の枠組みにおける仕組みや対応で、就学する障害者を含めた児童・生徒等に対する虐待防止を推進できると考えている回答割合がいずれも6割以上を占めていること

からも、上記の考え方方が取組の背景にあると読み取ることができる（本報告書 p. 33、34）。

- ・以上のことから、今後、都道府県及び市町村の学校を所管する部署においては、上記の既存の取組が、障害者虐待防止法第 29 条で規定する「間接的防止措置」にも該当すること及び既存の取組の効果がさらに発揮されるよう、学校の長に対する理解促進の取組（周知等）がなされることが求められる。

5－2. 障害者虐待防止法第 29 条で規定する「間接的防止措置」のさらなる推進に向けて

（1）他部署・機関との連携

- ・アンケート調査全般にわたる具体例の記載からは、他部署・機関と連携をした取組も多くなされていることを確認できた（例「障害福祉課」、「医療機関」等）（本報告書 p. 31、32）。
- ・こうした関係部署・機関との連携は、障害者虐待防止法第 29 条で規定する「間接的防止措置」をさらに充実、強化することになると考えられることから、今後も継続した取組が期待される（例：研修機会等を通じた教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解の促進、就学する障害者に対する虐待に関する相談体制の整備を通じた早期発見等）。
- ・また、都道府県及び市町村の学校を所管する部署のうち 6 割以上が市町村障害者虐待防止センター等と、何かしらの連携をしていることがうかがえた（実際に連携した事例はなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に何かしらの連携を行うことになっているという想定の回答も含む。本報告書 p. 35）
- ・「国手引き」では、市町村障害者虐待防止センター等との連携や、市町村障害者虐待防止センター等が受け付けた相談事例の相談受理後の対応や引継方法の確認が求められている（「国手引き」 p. 28。本報告書 p. 23 再掲）。就学する障害者への虐待防止のさらなる推進に向けて、障害者虐待対応所管部署と都道府県及び市町村の学校を所管する部署における一層の連携強化が期待される。

【参考】学校における障害者への虐待について（再掲）

学校における障害者への虐待については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校教育法の規定に基づき、教育委員会、校長、指導教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の教育委員会、教育センターが考えられます。（「国手引き」 p. 28）

（2）体罰関連行為や不適切な指導の行為の内容についての検討、注意喚起

- ・文部科学省においては、教育職員の体罰およびわいせつ行為等に関する懲戒処分等の状況について公表しており、障害者虐待における施設従事者虐待の類型でいうところの身体的虐待及び性的虐待について防止策が強化されている。一方で、障害者虐待の行為類型にある心理的虐待及び放棄・放置（ネグレクト）については、体罰として明

確に位置づけられていないことが、今回の調査を通じて明らかとなった。

- ・都道府県及び市町村の学校を所管する部署へのヒアリング調査からは、「教職員からの児童・生徒等に対する暴言」に関する注意喚起を促している自治体があることも確認できることから、これらの取組を参考に、体罰関連行為や不適切な指導の行為の内容（暴言や放棄・放置）についての検討、注意喚起が促進されることが重要と考える。

（3）都道府県及び市町村の学校を所管する部署で行われている取組に関する情報提供

- ・今回、都道府県及び市町村の学校を所管する部署で行われている多くの取組概要を確認することができた。
- ・そのため、文部科学省及び厚生労働省障害者虐待担当部署から、多くの都道府県及び市町村の学校を所管する部署で広く、継続的に取組が展開されるよう、都道府県及び市町村の学校を所管する部署において行われている取組や体制に関する情報提供がなされることを期待したい。

II－2. 都道府県及び市町村認可保育所所管部 署による、認可保育所の長に対して行っている 取組概要を把握するための調査結果

1. 保育所等における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理

保育所等における障害者虐待相当事案に関する現行制度について、障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした場合、どのような規定、仕組みとなっているかを確認するため、以下の整理、検討を行った。

- 障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理
- 障害者虐待防止法その他既存の法制度における、保育所等に通う障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

1－1. 障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理（再掲）

保育所等における障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした整理を行うため、障害者虐待防止法上の通報義務が課せられている施設従事者虐待における規定、仕組みを参考とし、概観する。

（1）施設従事者虐待に該当する「施設、事業」の範囲（障害者虐待防止法第2条4項）

障害者虐待防止法では、以下の施設、事業に従事する者が、当該施設、事業を利用する障害者等について行う、後述の（2）に該当する行為を「施設従事者虐待」と位置付けている。

- ・「障害者福祉施設」：障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園
- ・「障害福祉サービス事業等」：障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

（2）虐待に該当する行為（障害者虐待防止法第2条7項）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に該当する虐待行為として以下の5つの行為を規定している。

- ・身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ・性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ・心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・放棄、放置：障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（例：減食放置、当該障害者福祉施設の他の入所者等による上記3つと同様の行為の放置）（要約）
- ・経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置（障害者虐待防止法第15条）

障害者虐待防止法では、障害福祉施設の設置者または障害福祉サービス事業等を行う者に対して、これらの施設等の従事者に対する研修の実施や利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等、障害者福祉施設等による障害者虐待の防止のための措置を講ずることを規定している。

- ・障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(4) 通報の義務、届出、都道府県への報告等（障害者虐待防止法第16条、第17条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待を受けたと思われる障害者の発見者による市町村への速やかな通報、施設従事者虐待を受けた障害者による、市町村への届出を規定している。

また、上記の通報や届出を受けた市町村は、事実確認を行った結果、施設従事者虐待が確認できた場合や都道府県と共同して事実確認を行う必要が生じた場合には、規則に定める事項を都道府県に報告することとしている。

- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（1項）。
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる（2項）。
- ・市町村は、通報や届出を受けた場合、当該通報や届出に関する事項を、当該福祉施設、サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。（17条）（要約）

(5) 通報等を受けた場合の措置（市町村及び都道府県による権限行使）（障害者虐待防止法第19条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に係る通報、届出、報告を受けた市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設等の業務等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律の規定による権限（報告徴収等）を適切に行使するものとしている。

- ・市町村が第16条第1項の規定による通報若しくは同条第2項の規定による届出を受け、又は都道府県が第17条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(6) 公表（障害者虐待防止法第20条）

障害者虐待防止法では、都道府県知事は、毎年度、施設従事者虐待の状況、施設従事者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとしている。

- ・都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

1－2. 障害者虐待防止法やその他既存の法制度における、保育所等に通う障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

(1) 障害者虐待防止法における「保育所等」に関する規定

1) 障害者に対する虐待の禁止（障害者虐待防止法第3条）（再掲）

障害者虐待防止法では、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定している。

- ・何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」によると、「本条でいう『虐待』とは障害者虐待防止法第2条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むもの」と記載されている。

【参考】

本条は、本法により障害者虐待防止措置が規定されている障害者虐待の場合にとどまらず、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定したものである。本条でいう「虐待」とは第2条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むものである。

出典：障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」中央法規、平成25年1月、p.28

2) 障害者虐待の早期発見等（障害者虐待防止法第6条第2項）（再掲）

障害者虐待防止法では、学校を含め、障害者虐待を発見しやすい立場にある関係機関等に対し、早期発見の努力義務を規定している。

- ・障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3) 保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等（障害者虐待防止法第30条）

障害者虐待防止法では、保育所等に通う障害者等に対する間接的防止策として、保育所等の長は、保育所等の職員、その他の関係者に対する以下の措置を講ずることを規定している。

- ・障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、
- ・保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、
- ・保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置
- ・その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置

- ・保育所等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは同法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対する対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（2）「国手引き」における保育所等で起きた虐待事案への対応に関する記載

「国手引き」（p. 28）では、保育所等で起きた虐待事案を障害者虐待担当部署が受け付けた場合の対応を以下のように記載している（趣旨を変えない程度に要約）。

- ・保育所等で起きた虐待事案の、都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から都道府県及び市町村の保育所等所管部署への引き継ぎ
- ・都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署と、都道府県及び市町村の保育所等所管部署との間での、保育所等における虐待に関する通報や相談受理後の対応や引継方法の確認
- ・都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から、都道府県及び市町村の保育所等所管部署に対する障害者虐待防止法第 30 条の規定に関する取組実施状況の確認要請

【参考】保育所等における障害者への虐待について

保育所等における障害者への虐待については、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、都道府県、市町村、園長、指導保育教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の保育課、子育て支援課が考えられます。（「国手引き」 p. 28）

(3) 障害者虐待防止法施行に関する通知の発出

障害者虐待防止法施行時、厚生労働省雇用均等・児童家庭局から、都道府県、指定都市及び中核市の保育所所管部署に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う同法第三十条の保育所等の適切な対応について（事務連絡）」（平成24年10月1日）を発出している。

(4) 保育所等における職員からの虐待や不適切保育等の禁止の規定や通知等（参考）

保育所等の職員からの虐待や不適切保育等の禁止の規定や通知等は出されていないことから、ここでは参考に、関連する周辺領域における内容を取り上げる。

1) 被措置児童に対する虐待の禁止規定（児童福祉法第33条の10）

児童福祉法第33条の10では、里親、乳児院、児童養護施設等に入所する児童に対する虐待行為を禁止している。

（被措置児童等虐待の防止等）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第9条の2）

同基準第9条の2では、保育所を含めた児童養護施設等の職員による虐待行為を禁止している。

（虐待等の禁止）

第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

3) 「体罰防止ガイドライン」の公表

厚生労働省は令和元年6月に成立した児童福祉法等改正法において、児童虐待防止対策の強化のため、親権者などが児童のしつけに際して体罰を加えてはならないと法定化されたことを受け（令和2年4月施行）、令和2年2月、体罰の範囲やその禁止に関する考え方などを示した「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～（令和2年2月、「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」）を公表した。体罰が許されないものであることを明記するとともに、体罰によらない子育て、子育てに悩む保護者への適切な支援を社会全体で推進していくことをめざしている。

本ガイドラインでは、体罰は子どもの権利を侵害するものと明確に位置付け、参考として児童虐待の定義に加え、体罰や体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為についても例示がなされ、体罰行為の範囲を広げている。

なお、本ガイドラインは子育てに悩む保護者への適切な支援を目的にするものだが、「親以外の監護・教育をする権利を持たない者を含む全ての人について、体罰は許されない」という記載もなされている。

4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第25条、第26条）

同基準第25条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等小規模や地域を特定して保育事業を運営する事業所の職員による虐待行為を禁止している。また、同基準第26条では、特定教育・保育施設の管理者に対する同様の規定も設けている。

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（令元内府令8・一部改正）

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

2. すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査

2-1. 調査概要

（1）調査目的

すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

- ①都道府県及び市町村の認可保育所所管部署が従前から認可保育所に対して実施している運営支援や巡回相談、環境整備における取組を前提とし、
- ②上記①に加え、保育所等に通う障害者への虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第30条で保育所等の長に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び市町村の認可保育所所管部署の取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

（2）調査対象、調査実施時期、調査実施方法等（再掲）

項目	内 容
調査対象	<ul style="list-style-type: none">・47都道府県認可保育所所管部署・1,741市町村認可保育所所管部署（特別区を含む）
実施時期	<ul style="list-style-type: none">・令和3年1月～2月
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・配布：厚生労働省から、都道府県認可保育所所管部署を通じて、市町村認可保育所所管部署にメール発出を依頼（指定都市、中核市には、厚生労働省から直接メール発出を依頼）・回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼
回収数	708通

※保育所等の種別や所管部署の違いによる「間接的防止措置」の取組には差が見られないと考えられることから、本調査対象を都道府県及び市町村の認可保育所所管部署に限定すること、本調査結果から導いた成果物を、認可外保育所及び認定こども園の所管部署に対しても援用して周知いただくことについて、各所管官庁から了承を得た。

2-2. 調査結果概要

(1) 回答者基礎情報

○回答者の自治体区分は、「市」（一般市）が49%、「町村」が40%を占めている。

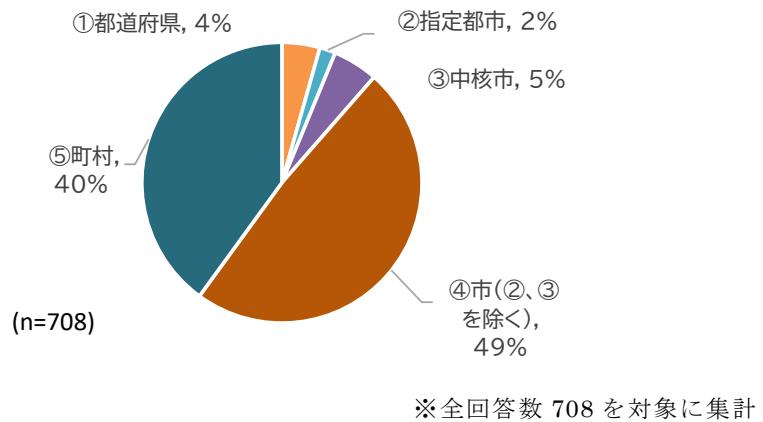


図 II-2-1 回答者の自治体区分

(2) 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における障害者虐待防止法第30条の認知度

○都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における障害者虐待防止法の第30条の「保育所等に通う障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答した割合は77%、「知らなかった」と回答した割合は23%であった。

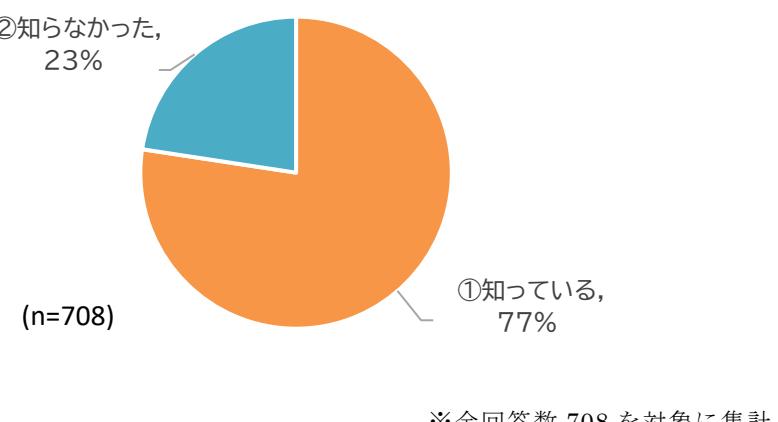


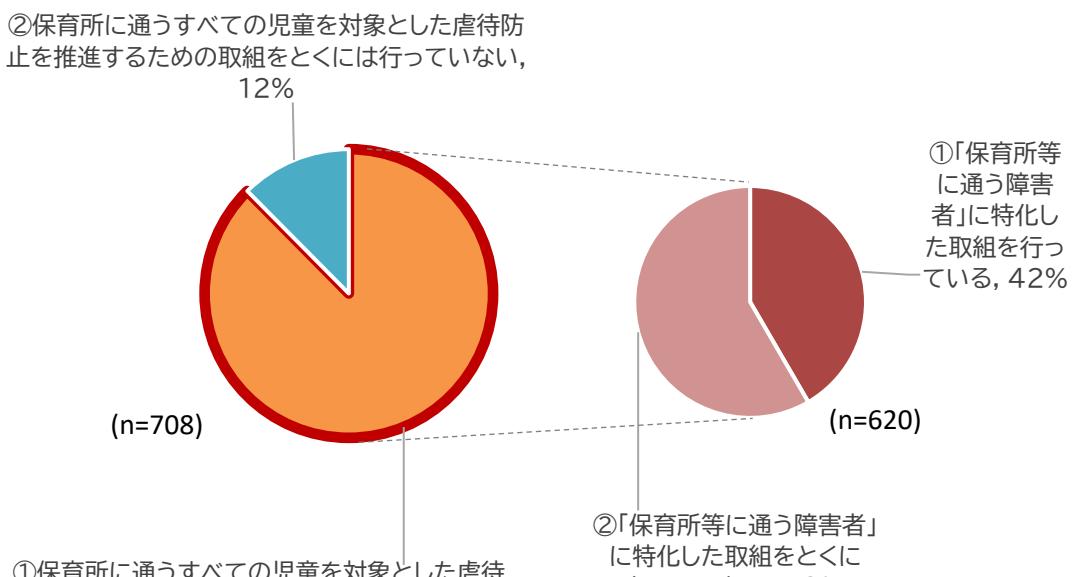
図 II-2-2 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における
障害者虐待防止法第30条の認知度

(3) 認可保育所の長が、すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組

1) 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている、保育所に通うすべての児童（障害者を含む）を対象にした虐待防止を推進するための取組の実施状況

※障害者虐待防止法第30条で規定されている、保育所等の長が実施する「間接的防止措置」（研修の実施及び普及啓発や相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置、その他の必要な措置）の推進を目的とした都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署による取組を、1つ以上実施している回答者（部署数）を「行っている」とカウント。

- 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して、保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組（いじめや人権に対する取組も含む）を行っていると回答した割合は88%であった。
- また、行われている虐待防止を推進するための取組のうち、「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っていると回答した割合は42%であった。



※左円グラフ：全回答数708を対象に集計

※右円グラフ：左円グラフの①「行っている」と回答した620を対象に集計

図II-2-3 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署による、認可保育所の長に対する、保育所等に通う児童を対象にした虐待防止を推進するための取組の実施状況（「保育所に通うすべての児童を対象とした取組」と「『保育所等に通う障害者』に特化した取組」の実施状況）

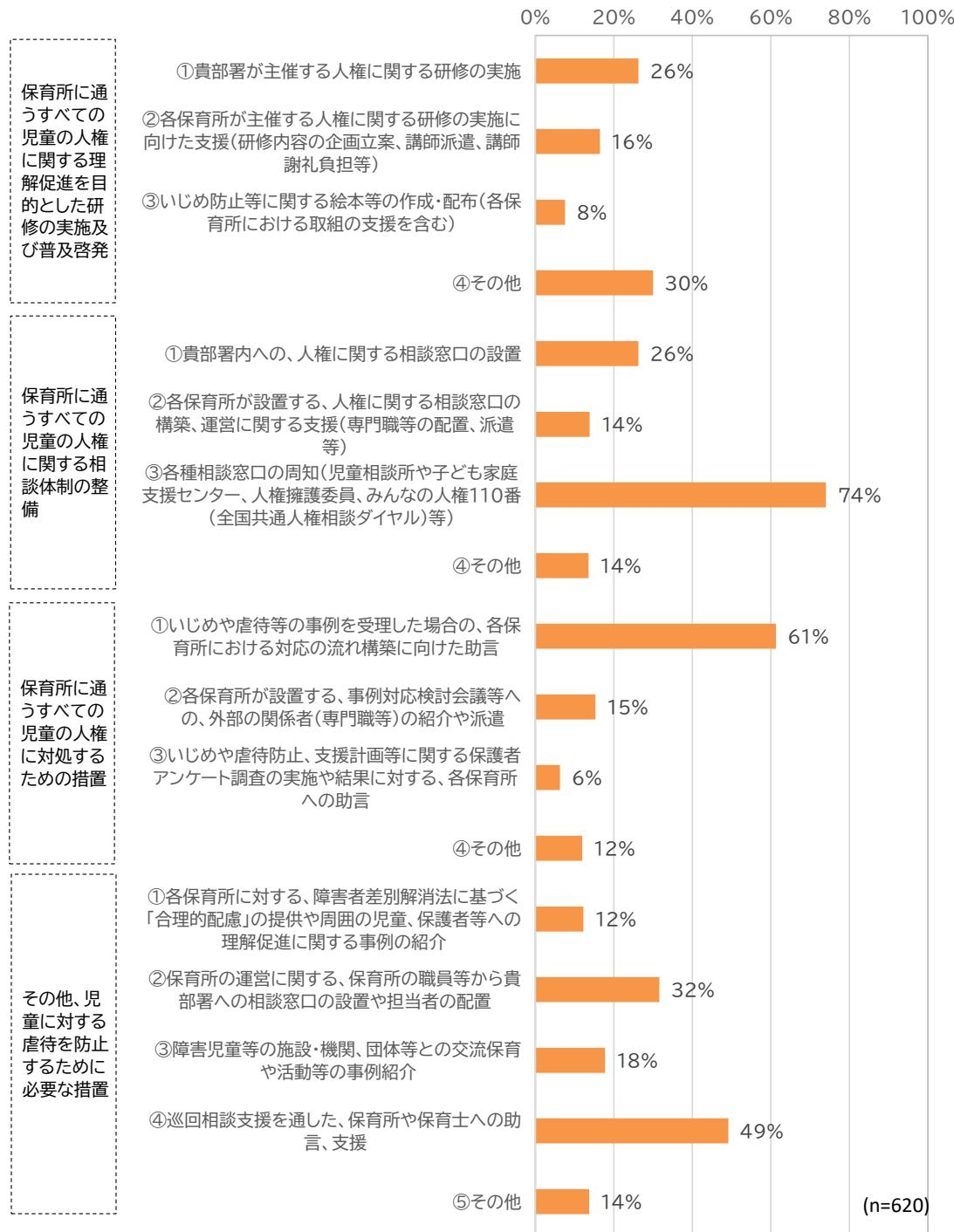
2) 1) で「①保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の取組内容

○都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署として行っている主な取組（選択肢）としては、以下の割合が高い。

- ・「各種相談窓口の周知（児童相談所や子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）等）」
- ・「いじめや虐待等の事例を受理した場合の、各保育所における対応の流れ構築に向けた助言」
- ・「巡回相談支援を通じた、保育所や保育士への助言、支援」の割合が高い。

○自由回答も含めると、多くの所管部署において、以下の取組や体制が構築されていることを確認できた。

- ・職員を対象とした、人権研修の実施、保育士等キャリアアップ研修における「虐待予防や障害児保育」に関する研修の実施
- ・保育所、幼稚園、親子が集う場への巡回指導や巡回相談
- ・周囲の児童、保護者に対する、障害児への理解促進を通じた集団づくり



※図 II-2-3 左円グラフの①「行っている」と回答した 620 を対象に集計

図 II-2-4 1) で「①保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の取組内容【複数回答】

具体例

- ・各保育施設に人権擁護、虐待防止推進委員を配置。
- ・「状況把握、検証、必要な機関への報告、改善の方向性」等、担当課も把握し助言等を行う。また、担当課保育士の訪問や必要に応じて巡回相談支援員の巡回。
- ・「保育所における園児への虐待対応マニュアル」にて保育所内の体制などを周知。
- ・障害のある子や外国籍の子を含むクラス運営等についての研修の実施。
- ・各保育所の人権保育推進委員が参加する人権保育推進研修会を年4回開催。また、人権保育推進委員や主任保育士による各保育所での人権に関する研修の支援（講師派遣等）。
- ・人権に関する絵本を各保育所に5冊ずつ購入し配布。
- ・部署内に専門の職員（保育者）を配属しているため、保育所より相談があった際は、本グループが対応をしている。内容によっては、担当の課へ情報提供し、相談ができるよう繋げている。
- ・園ごとの苦情受付体制の周知、苦情解決第三者委員の設置及び周知。
- ・公立保育園では所管部署にて情報を集約し、必要に応じて調査を行った上で、各保育所に対して個々のケースに応じた指示・助言を実施。私立保育園に対しては、指導検査における虐待マニュアルの確認。連絡系統、連絡場所の掲示についての喚起。事例の相談と助言。
- ・保育所利用者アンケート（自由記述欄の重視）。
- ・希望する保育所職員が市内療育施設へ見学ができるよう斡旋している。また、子どもの発達センターと市内保育所との保育園交流を実施している。

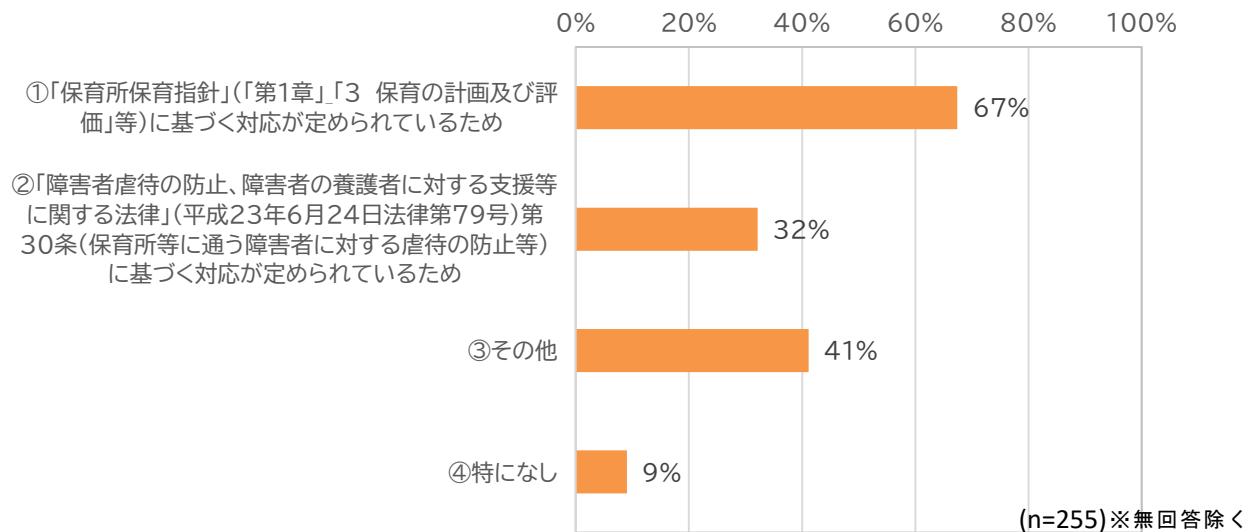
3) 1) で「①保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署のうち、「②『保育所等に通う障害者』に特化した取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の取組内容

具体例

- ・加配保育士の配置。
- ・障害の程度に応じて補助金を交付する。
- ・保育所が障害児を受け入れる際に必要な改修費等に係る経費を支援。
- ・「障害児保育について」と題して・障害のある子への関わり方について（応用行動分析など）等について保育士職員を対象に講師を招いて研修を行っている。
- ・臨時やパートの職員を含むすべての職員に対し、特別な支援を要する児童について理解を深める研修を実施。また、すべての保護者・すべての園に理解を深めるためのテキスト・DVDを配付。
- ・様々な障害を理解し安定した保育が行えるように、運動機能障害や発達障害の理解、インクルージョン保育、ユニバーサルデザインなど、障害児保育に関する研修を実施している。
- ・教育センター（幼保研修担当）において、基礎・中堅・管理職のすべてのステージに応じた障害及び障害の理解を深めるための研修を実施。
- ・小児神経専門医を講師に迎え、支援を必要とする園児に対する保育のあり方について、ゼミ形式で研修を行っている。
- ・毎年度、公立保育園にて障がいをテーマとした研修会を開催し、私立保育施設からも参加していただいている。
- ・心理士や作業療法士などの専門員が施設を巡回し、心身の発達等の気になる児童への対応について、保護者や園へ指導・助言を行っている。
- ・県が独自に行っているアセスメントツール（チェックリスト）を活用し、個別の指導計画を作成。また、保育所への支援として、同部署の職員が助言等を実施している。
- ・特別支援担当者が園を訪問指導及び、支援計画を基にケース会議の実施。
- ・一人ひとりの発達の特性を考慮した配慮、対応を行っている。

4) 1) 「①保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署のうち、「②『保育所等に通う障害者』に特化した取組を行っている」と回答した取組理由

- 「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っている理由は、「『保育所保育指針』（「第1章」_「3 保育の計画及び評価」等）に基づく対応が定められているため」の割合が67%、次いで「その他」が41%であった。



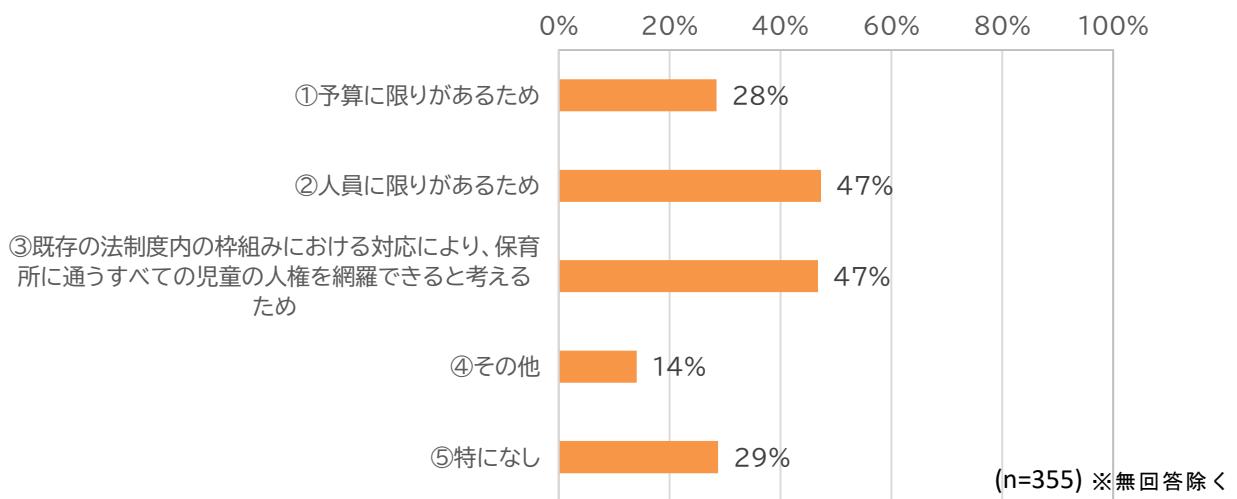
※図II-2-3 右円グラフの「①特化した取組を行っている」と回答した258のうち、無回答3を除く255を対象に集計

図II-2-5 「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っている理由【複数回答】

その他(具体的な内容)
<ul style="list-style-type: none">・保育の質の向上のため。・発達障害をもつ子どもへの指導は増えている。また、個別の事例もさまざまな対応が求められることがあるため。・インクルーシブ教育推進のため。・「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」において、専門分野別研修の分野として規定されているため。

5) 1) 「保育所に通うすべての児童を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署のうち、「②『保育所等に通う障害者に特化した取組』をとくに行っていない」と回答した部署におけるその理由

- 「保育所等に通う障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由としては、「既存の法制度内の枠組みにおける対応により、保育所等に通うすべての児童の人権を網羅できると考えるため」と「人員に限りがあるため」の割合がそれぞれ47%であった。



※図 II-2-3 右円グラフの②「特化した取組をとくに行っていない」と回答した 362 のうち、無回答 7 を除く 355 を対象に集計

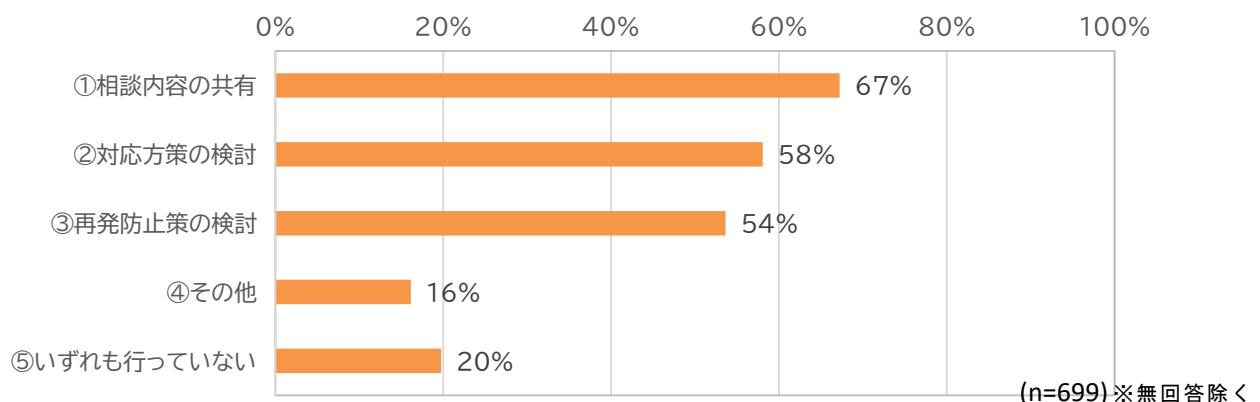
図 II-2-6 「保育所等に通う障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由

【複数回答】

(4) 市町村障害者虐待防止センター等が、保育所等における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署との連携状況

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」(いずれも障害者虐待防止法第32条、第36条参照)

○市町村障害者虐待防止センター等が、保育所等における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の障害者虐待防止センター等との連携については、「相談内容の共有」が67%、「対応方策の検討」が58%、「再発防止策の検討」が54%の割合であった。



※全回答数 708 のうち、無回答 9 を除く 699 を対象に集計

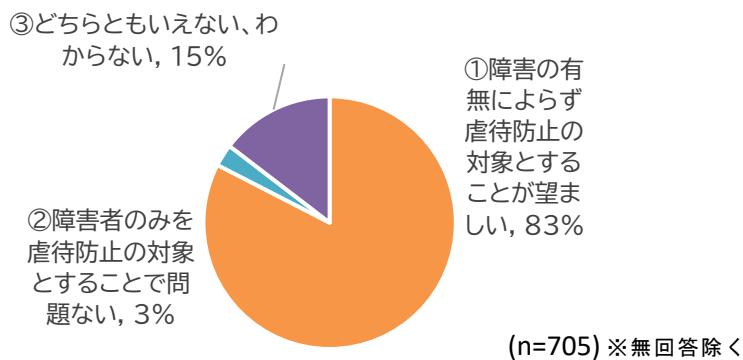
図 II-2-7 市町村障害者虐待防止センター等が、保育所等における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署との連携状況
【複数回答】

※実際に連携した事例ではなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に①～④を行うことになっているという想定の回答も含む。

(5) 障害者虐待防止法第30条において、保育所等の長に対して、「保育所等に通う障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けていることについての、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署としての意見

1) 「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署としての意見

○「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とすることについては、「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」の割合が83%、「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」が3%、「どちらともいえない、わからない」が15%であった。

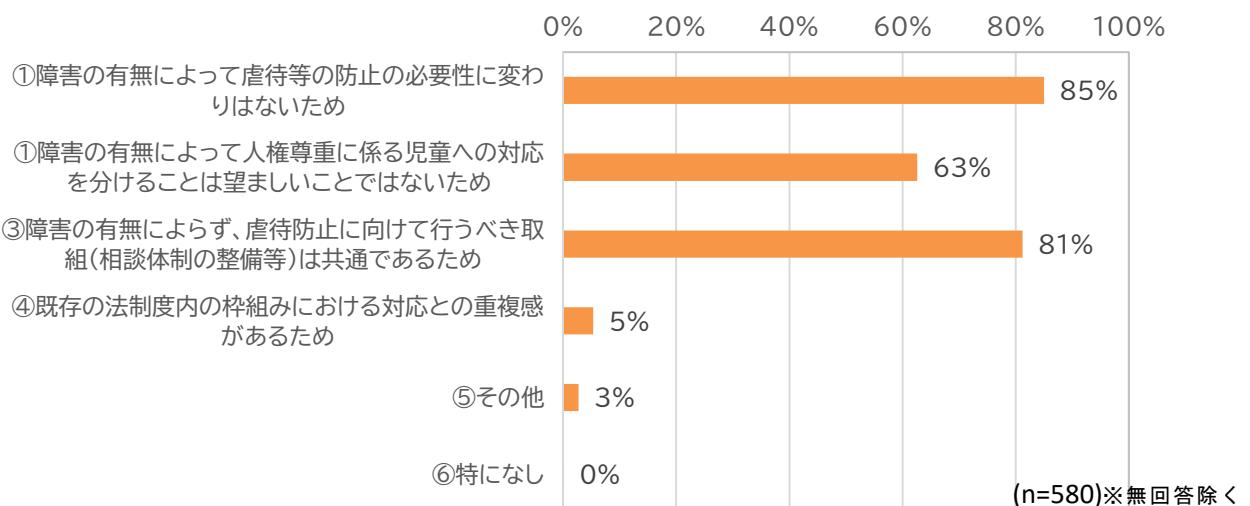


※全回答数708のうち、無回答3を除く705を対象に集計

図II-2-8 「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署としての意見

2) 1) で「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の理由

- 「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の理由としては、「障害の有無によって虐待等の防止の必要性に変わりはないため」の割合が 85%、次いで「障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため」が 81% であった。



※図 II-2-8 円グラフの①「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した 582 のうち、無回答 2 を除く 580 を対象に集計

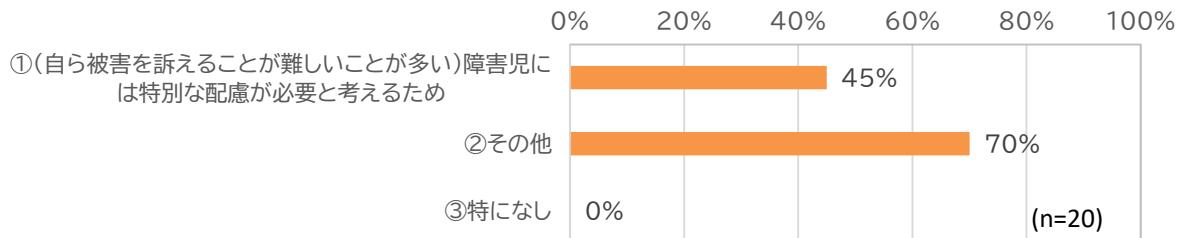
図 II-2-9 「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の理由【複数回答】

その他(具体的な内容)

- ・人権は障害の有無に関わらず尊重すべきであると考えている。
- ・虐待防止に努めることは、保育施設の責務であり、対象児童の障がいの有無は関係ない事だと考えるため。
- ・障害児の虐待対応については、児童虐待部門が中心となり対応している自治体が多く、虐待理由が障害の有無によるものでないケースもあるため。
- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第三条によって、児童への虐待をしてはならないことが規定されているため。
- ・全体として、児童虐待は防止すべきだが、障がいにより特に配慮を要する場合の規定があってもおかしくない。
- ・虐待防止センターがあり、障害の有無に関わらず、ケース会議で連携を図り、虐待防止に努めている。
- ・未就学の子どもには、発達障害の症状が見られても、障害児と判定するのに時間を要する（3歳以上にならないと判定が難しい）ケースがあり、法で定める障害児の定義から外れる子どもが出てくるため。

3) 1) で「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の理由

- 「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由として、「その他」の割合が70%、「自ら被害を訴えることが難しいことが多い障害児には特別な配慮が必要と考えるため」の割合が45%であった。



※図 II-2-8 円グラフの②「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した 20 を対象に集計

図 II-2-10 「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の理由【複数回答】

その他(具体的な内容)

- ・障害の有無によらず虐待防止の対象であることが前提の上で、障がい者は日常生活等に相当な制限を受ける状態にあり、特に配慮が必要であるため、「障害者虐待防止法」において規定する理由はあると考える。
- ・障害者虐待防止法は、児童、配偶者及び高齢者といった社会的弱者といわれる人々の尊厳を確保するために虐待防止法制の一つとして障害者に特化した法が整備されたものであり、その一環として、第30条の規定は意味があるものと理解できるため。他方、同条との関係性では、児童虐待防止法からでも同旨の規定を読むことができ、重複していると理解されやすいが、法律によってその後の対応等が異なるものである。これらは、それぞれの法律をどのように運用するかに関わっており、対象だけの問題でないことから、立法者によるものといえる。
- ・虐待は障がいの有無によらず対応していく必要があるが、障害者虐待防止法の定めの中においては、保育所等の長に対し、「保育所等に通う障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けとする内容で問題ない。
- ・人権尊重の必要性は障害の有無によって変わることはないが、この法律は障害者のための法律なので障害者のみを対象としてよいのではないか。

3. すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査

3-1. 調査概要

(1) 調査目的

前述の「すべての児童（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査」結果をもとに整理した「ヒアリング調査先選定の視点（下表）」に該当すると推測される回答を得られた都道府県及び市町村の認可保育所所管部署に対し、当該取組例の具体的な内容や工夫等を聞きとる目的で、ヒアリング調査を実施した。

(2) 調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

「ヒアリング調査先選定の視点（下表、本報告書 p. 9 再掲）」に沿っていると考えられる取組等を回答いただいた都道府県及び市町村の所管部署に対し、調査への協力依頼を行った。

【ヒアリング調査協力先選定の視点】（本報告書 p. 9 再掲）

- 人口規模、自治体区分（都道府県、指定都市、中核市、市町村）
- 都道府県及び市町村の所管部署として、各機関を利用する者に対して行っている虐待防止や不適切な行為に該当する行為を例示し、所管内の学校、保育所等、医療機関が統一的見解、対応を図れるよう、周知している（障害者虐待に相当する行為や虐待者として職員を含める等）
- 児童、生徒や保護者、患者等に対するアンケート調査等を実施し、早期に虐待や体罰、いじめ等に関する事態を把握する仕組みがある
- 都道府県及び市町村の所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関を利用する者や職員等からの相談を受ける仕組みや体制を整備している
- 他部署（特に特別支援教育所管部署、障害者虐待担当部署等）と連携、協力する仕組みを設けている 等

※一方、アンケート調査結果の回答や検討委員会での意見から、すでに多くの学校、保育所等、医療機関で取り組まれたり、仕組みとして定着したりしていることが推測される以下の取組や仕組み等は、本事業における「参考となると考えられる取組等」としない（＝ヒアリング調査協力先とはしない）ことを確認した。

- ・学校、保育所等、医療機関を利用するすべての児童・生徒、患者等の人権が守られる取組や仕組み=各機関を利用する障害者に対する虐待防止の前提」と考えられる取組等として、多くの学校、保育所等、医療機関すでに取り組まれていること、仕組みとして定着していること
- ・児童虐待か（教）職員からの体罰等かを読み取れない取組
 - －所管部署に、所管内の学校、保育所等、医療機関から、いじめや（児童）虐待、人権等に関する相談を受ける仕組みや体制が整備されている、担当者が配置されている
 - －いじめや（児童）虐待等の事例を把握した場合の、対応の流れ構築に向けた支援や、対応における助言・支援等

2) 調査実施時期

令和3年3月

3) 調査実施方法

事前に、アンケート調査の回答内容を深堀りするために調査依頼項目を送付した。ヒアリング調査当日は、その調査項目に基づいて、オンラインまたは電話での聞き取りを行った。

3-2. 調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

(1) インクルーシブ教育・保育の理念や取組の推進による、ともに生きる集団づくり、子どもの育ちの環境づくりの支援：A自治体

1) インクルーシブ教育・保育の理念や取組の推進

- 当自治体では、昭和50年代から、就学前から障害の有無を問わず、集団の中での育ち、発達に課題を抱える子どもも含めた集団づくりという考えがベースにある。
- この取組は自治体内の公立こども園に根付いており、障害児を含めた集団づくりやさまざまな取組の基礎となっている。

2) 幼保、公民合同の事例検討会にて、発達に課題を抱える児童への関わり方の質の向上支援

- 年1回、幼保、公民合同で障害児や発達に課題を抱える児童への関わりや気になる家庭への支援事例をもとに、自治体内の幼保、認定こども園の教職員が学び合う学習会を実施している。
- 効果：
 - 障害児を受け入れた集団づくりの促進
 - 保育所等に在籍する障害児の教育や技術と一緒に学びあい子どもへの理解を深める機会（自治体全体の保育の質の向上）
 - 関係機関（自治体内的子ども家庭相談員、保健センター保健師、療育機関等）にも参加を呼びかけ、自治体の関係機関の相互理解やスムーズな連携につなげる。

3) 公民を問わず、特別支援担当（障害児保育担当）の巡回指導の実施、関係機関と保育所等をつなぐ家庭支援担当との連携

- 特別支援担当（7名）は公民の枠を超えて、担当区の障害児や発達に課題を抱える児童への関わりに対する相談を受け、巡回指導を行っている。
- 自治体全体で約300ケース／年を受理している。
- 家庭支援担当（6名）は保育所等から気になる家庭の相談を受け関係機関につなぐ役割を果たしている。障害や虐待など重複している場合は障害児担当と連携を取り合い支援にあたっている。
- 効果：障害児や気になる家庭の児童を受け入れた園の保育の質の向上や職員のスキルの向上につながっている。

4) 職員から児童への不適切な行為に関する事例への対応

- 職員から児童への不適切な行為に関する事例への対応は、実地指導や集団指導、研修時等で、隨時注意喚起している。「不適切保育」という明確な文言は用いず、保育の質を高めるという話のなかで触れている。
- 年1回入るかどうかという程度だが、職員や家族、近隣住民の方から当部署宛てに、言葉がけがきついのではないかといった連絡や相談がある。その場合、園に確認し、必要に応じ当課の職員が指導を行う。これまで、それほど重大なニュースになるような事例は発生していない。

(2) 保育士、園への支援を通した、子どもの育ちの支援環境の整備：B 自治体

1) 公立、私立保育園を対象とした研修を通じた、保育の質の向上支援

- ・年7回、公立保育園職員を対象にした、子どもへの関わり方や保護者への支援等、様々なテーマで保育士向け研修を実施。
- ・また、自治体職員向けの障害者差別解消法に関する研修も実施する（別の部署が主管）。
- ・私立保育園に対しては、園長代表者の関係部署連絡会及び研修の参加と報告を求めている。

2) 巡回相談等での公立、私立保育園の保育士、園への支援を通した、子どもの育ちの支援環境の整備

- ・公立、私立保育園に対しては子ども発達支援センターが、障害児や気になる児童の保育への対応に関する保育士への助言や支援を行う巡回相談を行っている。
- ・自治体として、関係部署・期間が連携した一貫した支援環境の整備を目的とした仕組みを構築している。
 - ー目的：子ども発達支援センターが中心となり、育ちに支援を必要とする子どもたちが、早期から適切な支援を受けられ、通園・通学先が替わっても、その支援が切れ目なく一貫して継続される体制づくりを促進する目的で仕組み化（就学前～高校）。
 - ー取組概要：各機関が当該児童や家庭に関する情報を記録し、発達時期に応じた関係機関間で共有、支援課題を検討するとともに（横の連携）、スムーズな申し送りを実現することで、切れ目のない支援を実施している（縦の連携）。

3) 職員から児童への不適切な行為に関する事例への対応

- ・職員から児童への不適切な行為に関する事例への対応は、保育所の指導監査部署が受け付け、実地指導や集団指導、研修時等で、隨時注意喚起している。
- ・保護者、近隣住民の方から当部署宛てに、職員の対応が気になる、公園への散歩時、先生から園児への言葉がけがきついのではないかといった連絡が入ることはある。園が特定されれば注意をするが、特定が難しい場合には、園長会を通じて注意喚起する。
- ・いずれにしても、そうした相談を把握した場合、指導監査で確認に入ることになる。

(3) 発達支援研修会や巡回指導を通じた、子どもの育ちの環境づくりの支援：C自治体

1) 発達支援研修会の実施

- ・平成23年度、県が取組を開始した発達支援サポーター養成研修の継続支援として、自治体の単独事業としてサポーター等への研修を実施（年2回）。
- ・目的：子どもの特性や関わり方、支援方法の理解促進を通じた、不適切な保育の防止や保護者から児童への虐待の早期発見等。
- ・対象：登録者約40名弱。保育士（公民を問わず）、幼稚園教諭が半分くらい。他に、障害、子育て担当部署の自治体職員等。
- ・有識者からの講演。
テーマの例：「行動が気になる子の理由、かかわり方」「その保護者への支援」。

2) 幼保を問わず、子どもの発達についての専門知識を有する者による巡回相談支援

- ・臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等、子どもの成長や発達についての専門知識を有する者が、子どもの発達支援巡回事業の実施希望があった施設（保育所、幼稚園及び子育て支援センター等の親子が集う施設等）を巡回し、保育士、幼稚園教諭等に対してその支援手法について助言を実施。

3) 職員から児童への不適切な行為に関する事例への対応

- ・保護者から当部署宛てに、お迎えの時間に、職員から児童への言葉がけで気になることがあったという連絡が入ることはある。その場合、指導監査の枠組みで事実確認を行う。
- ・いずれにしても、仮にそうした相談を把握した場合、指導監査で確認に入ることになる。また、児童虐待全体に関して対応する部署があり、その部署と連携することになるとを考えている。

4. 検討委員会委員からのヒアリング調査

(検討委員会におけるフリーディスカッション)

4-1. 調査概要

(1) 調査目的

検討委員会の委員が所属する各団体の会員（学校、保育所等、医療機関の現場）や団体として行っている、保育所等に通うすべての児童（障害者を含む）に対する、虐待や不適切な行為等を防止する取組や体制、その工夫等を把握する目的でヒアリング調査を実施した。特に以下の2テーマについて、取組概要や考え方等について意見を求めた（詳細は次頁）。

○各団体に所属する保育所等の現場における虐待防止の取組について

○保育所等の現場において「間接的防止措置」の義務を果たすために、必要と考えられること

(2) 調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

検討委員会委員

2) 調査実施時期

令和3年2月（第2回、第3回検討委員会）

3) 調査実施方法

第2回、第3回検討委員会時、次頁の2テーマについて、取組概要や考え方等について、資料をもとに各委員から説明、聞き取りを行った。

※全国保育士会作成の「人権擁護チェックリスト」は、本研究事業検討委員からの推薦により資料提供協力を依頼した。

【テーマ】

(1) 貴団体に所属する保育所等の現場における虐待防止の取組について

障害者虐待防止法では、第30条で保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等として、保育所等の長に対して上記のように規定しています。当条文に定める以下の4点について、貴団体に所属する保育所等の現場では、保育所等の職員その他の関係者に対し、保育所等に通う障害者を含む虐待防止の取組としてどのような取組を行っていますか。具体例をお聞かせいただけますと幸いです。

※各取組の記載内容に関するご参考資料：「平成29年度 「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業 報告書（平成30（2018）年3月、一般財団法人 日本総合研究所、p.130～p.150）

- ア. 児童の人権（いじめや虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について
- イ. 児童の人権に関する相談体制の整備について
- ウ. 児童の人権に対処するための措置について
- エ. その他の当該保育所等の児童に対する虐待を防止するため必要な措置について

(2) 保育所等において「間接的防止措置」の義務を果たすために、どのようなことが必要と考えますか。

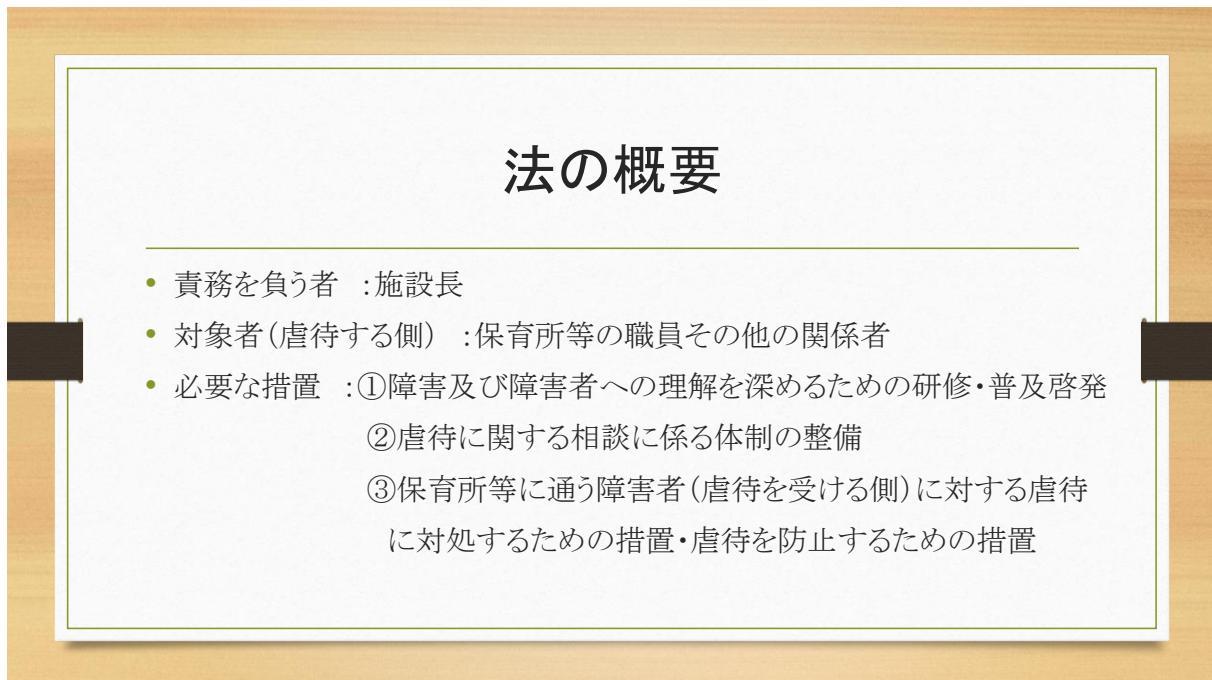
- ①保育所等として
- ②所管部署として

4-2. 調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

※資料提供、掲載について承諾のあった委員及び委員からの推薦団体の資料を掲載

(1) 高谷委員



研修・普及啓発について

- (ア) 研修・普及啓発

平成29年度から開始された保育士等に課されたキャリアアップ研修(全8分野)の中の1分野として「障害児保育」が設定されている。

県市や保育団体主催の研修会への参加(外部研修)や、園内に「障害児保育委員会」を設置し、リーダーのもとテーマを決め相互に意見交換をし、適宜、各委員会の報告会を開催している園もある(園内研修)。

啓発事業としては、児童虐待防止推進月間(11月)にのぼり旗の掲出等。

相談体制・対処措置について

- (イ)(ウ) 相談体制・対処措置

具体的な事例の初期段階では、各園において子育て相談(園長・主任級)を受け付ける中で対応。

解決しない場合は、苦情解決体制(苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員により構成)により、外部委員を交えて対応・結果の公表。

その他、兵庫県では、「認定こども園・保育所等ホットライン」の専用ダイアルを開設し、随時電話相談を行っている。(兵庫県庁こども政策課)

課題 ①

- ・人権教育の対象を主として児童、虐待防止の対象を保護者と捉えている現状に、職員を加えていくことが必要。「人権尊重の重要性」「虐待=悪」ということは大人(教職員)は理屈では皆理解していると考えており、教育対象・防止対象から自分たちを省きがちになる。
- ・「虐待=悪」をイメージで理解していることと、どのような行為が実際に虐待に相当するのか(実際の言葉・行為・態度)との間にギャップがあることを職員自身が認識し、解消していく必要性がある。

課題 ②

- ・障害の有無にかかわらず就学前児童(虐待を受ける側)は被害主張が困難であること。
- ・特に就学前においては、保護者との協力により進めていかなければ効果的な取組みにならない。
- ・子どもの発達段階(0~6歳)に応じた取り組みが必要。
(子どもたちの「違い」に対する好奇心と、相手の心に寄り添う心のバランスの取り方 ⇒ 保育者の保育スキルの向上)

必要な取り組みについて

- ①保育所等として
社会的弱者、マイノリティグループに対する心の育成を児童(保護者)、教職員を問わず実施(インクルーシブ保育・教育)し、内外の研修を通じて保育者の資質の維持・向上を絶えずはかっていく必要がある。(保育現場においてはそのための研修時間・人材の確保が難題)
- ②所属部署として
保育団体としては、国・自治体への保育者の処遇改善要望につとめることにより、責任と処遇の均衡したやりがいのある職場作りを可能にしてもらうとともに、研修機会の提供や運動の実践を通じて、特に施設長の意識向上を図っていく必要がある。

(2) 「子どもを尊重する保育」の実現を目的とした「人権擁護チェックリスト」の配布・活用を通じた、保育士自身による振り返り機会の促進：全国保育士会

※全国保育士会へは、資料提供協力を依頼。

4. セルフチェックリスト

(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり

参照すべき条約等

<子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）>

第3条 子どもにとつてもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

<保育所保育指針>

第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 (5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領>

第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価 (3) 指導計画の作成上の留意事項

ク 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。

※日々の自らの保育を振り返り、「『良くない』と考えられるかかわり」について、「している（したことがある）」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と 考えられるかかわり <small>あなたの保育では？</small>	チェック欄	より良いかかわりへの ポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	□していない □している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけと良いでしょう。
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品を見て、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる？」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	□していない □している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかかわりをしましょう。
3		排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	□していない □している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目につかない場所で、「着替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり あなたの保育では?	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
4	日 中	子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉掛けをする。	<input type="checkbox"/> していない <input checked="" type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉かけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。
5		子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input checked="" type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった?すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにしましょう。「先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したい」と子どもが感じることが、信頼関係の構築につながります。
6		苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉掛けをする。	<input type="checkbox"/> していない <input checked="" type="checkbox"/> している (したことがある)	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉かけをしましょう。
7	昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	<input type="checkbox"/> していない <input checked="" type="checkbox"/> している (したことがある)	食への関心・意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに着目するのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。
8	降園時	お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	<input type="checkbox"/> していない <input checked="" type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもの自尊心を傷つける行為です。また、保護者が気まずい思いをしないよう、配慮が必要です。トラブルや困りごとを成長段階としてとらえ、親子にとって、相手の気持ちを理解する事や物事の良し悪しを学ぶ機会となるようにかかわりましょう。
9	その他	子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	<input type="checkbox"/> していない <input checked="" type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもそれぞれに理由があるで、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者の一方的な考え方で判断をするのではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと導きましょう。
10		自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して、「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。	<input type="checkbox"/> していない <input checked="" type="checkbox"/> している (したことがある)	自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育者の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。

出典：「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」（平成30年4月一部改訂、全国保育士会）
より抜粋

【障害者虐待防止法第30条で規定されている、保育所等の長が保育所等に通う障害者に対する虐待の防止措置として参考になると考えられる取組例】

障害者虐待防止法第30条で規定されている、保育所等の長が保育所等に通う障害者に対する虐待の防止措置として参考になると考えられる取組例
(都道府県及び市町村の所管部署へのアンケート調査及びヒアリング調査結果等から整理)

保育所等	
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保、公民合同の事例検討会にて、発達に課題を抱える児童への関わり方の質の向上支援 ・公立、私立保育園を対象とした研修を通じた、保育の質の向上支援 ・様々な障害を理解し安定した保育が行えるように、運動機能障害や発達障害の理解、インクルージョン保育、ユニバーサルデザインなど、障害児保育に関する研修の実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公民を問わず、特別支援担当(障害児保育担当)の巡回指導の実施、関係機関と保育所等をつなぐ家庭支援担当との連携 ・幼保を問わず、子どもの発達についての専門知識を有する者による巡回相談支援
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・「状況把握、検証、必要な機関への報告、改善の方向性」等、担当課も把握し助言等の実施 ・「人権擁護チェックリスト」 ・「保育所における園児への虐待対応マニュアル」にて保育所内の体制などを周知
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの理念や取組の推進 ・巡回相談等での公立、私立保育園の保育士、園への支援を通した、子どもの育ちの支援環境の整備 ・発達支援研修会の実施 ・各保育施設に人権擁護、虐待防止推進委員を配置

5. 都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における、障害者虐待防止法第30条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察

5-1. 保育所等の長が保育所等に通う障害者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている取組概要

- ・アンケート調査の回答者の多くは、自治体区分は、「市」(一般市)が42%、「町村」が40%を占めていた。
- ・障害者虐待防止法第30条の「保育所等に通う障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答した割合は77%、「知らなかった」と回答した割合は23%だった。「知らなかった」と回答した割合が1/4を占めることを考えると、さらなる周知が必要といえる。
- ・また、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が、認可保育所の長に対して行っている「認可保育所に通うすべての児童を対象にした虐待防止の取組を推進するために所管部署が行っている取組」として、多くの認可保育所所管部署において、以下の取組や体制が構築されていた(アンケート調査、ヒアリング調査結果からの整理)。
 - －各種相談窓口の周知(児童相談所や子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)等)
 - －いじめや虐待等の事例を受理した場合の、各保育所における対応の流れ構築に向けた助言
 - －職員を対象とした、人権研修の実施、保育士等キャリアアップ研修における「虐待予防や障害児保育」に関する研修の実施
 - －保育所、幼稚園、親子が集う場への巡回指導や巡回相談
 - －周囲の児童、保護者に対する、障害児への理解促進を通じた集団づくり
- ・都道府県及び市町村所管部署へのヒアリング調査や検討委員会委員からのヒアリング調査でも、ごく少数であるが、「職員からの児童への言葉がけがきつい」等の事例を把握している回答もみられており、その場合、認可保育所への指導監査の仕組みを活用し、保育所に対する確認等を行っていることを確認した。
- ・これらの結果からは、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が認可保育所の長に対して行っている、保育所等に通うすべての児童に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、保育所等に通う障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている(=障害者虐待防止法第30条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている)ということができる。
- ・「障害者虐待防止法第30条において、保育所等の長に対して、「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「(自ら被害を訴えることが難しい)障害児に対する特別な配慮が必要」という記載もみられることから、この考え方にもとづいて保育所の運営支援や巡回相談、環境整備がなされていることがうかがえる(本報告書p.77、78)。

- ・あわせて「「保育所等に通う障害者に特化した取組」を行っている／行っていない」と回答した都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署の取組理由いざれをみても、既存の法制度内の枠組みにおける仕組みや対応で、保育所等に通う障害者を含めた児童に対する虐待防止を推進できると考えている回答割合がいざれも5割を占めていることからも、上記の考え方方が取組の背景にあると読み取ることができる（本報告書 p. 73、74）。
- ・以上のことから、今後、都道府県及び市町村の保育所等を所管する部署においては、上記の既存の取組が、障害者虐待防止法第30条で規定する「間接的防止措置」にも該当すること及び既存の取組の効果がさらに発揮されるよう、保育所等の長に対する理解促進の取組（周知等）がなされることが求められる。

5－2. 障害者虐待防止法第30条で規定する「間接的防止措置」のさらなる推進に向けて

(1) 他部署・機関との連携

- ・アンケート調査やヒアリング調査全般を通して、他部署・機関と連携をした多くの取組がなされていることを確認できた（例「子ども家庭支援センター」「特別支援教育担当部等」等）。
- ・こうした関係部署・機関との連携は、障害者虐待防止法第30条で規定する「間接的防止措置」をさらに充実、強化することになると考えられることから、今後も継続した取組が期待される（例：研修機会等を通じた教職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解の促進、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談体制の整備を通じた早期発見等）。
- ・また、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署のうち5割以上が市町村障害者虐待防止センター等と、何かしらの連携をしていることがうかがえた（実際に連携した事例はなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に何かしらの連携を行うことになっているという想定の回答も含む。本報告書 p. 75）。
- ・「国手引き」では、市町村障害者虐待防止センター等との連携や、市町村障害者虐待防止センター等が受け付けた相談事例の相談受理後の対応や引継方法の確認が求められている（「国手引き」p. 28。本報告書 p. 63 再掲）。保育所等に通う障害者への虐待防止のさらなる推進に向けて、障害者虐待対応所管部署と都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署における一層の連携強化が期待される。

【参考】保育所等における障害者への虐待について（再掲）

保育所等における障害者への虐待については、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、都道府県、市町村、園長、指導保育教諭等が管理、監督をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、市町村、都道府県の保育課、子育て支援課が考えられます。（「国手引き」p. 28）

(2) 保育士等の人材確保や働く環境整備等と両輪で進める子どもの育ちの支援の取組

- ・アンケート調査結果では「保育所等に通う障害者に特化した取組」として「補助金の交付」や「保育士の加配」等が実施されていた（本報告書 p. 72）。一方、「『保育所等に通う障害者』に特化した取組を行っていない」理由として「人員に限りがあるため」が約半数を占めていた（本報告書 p. 74）。保育所における深刻な人材不足は、都道府県及び市町村所管部署へのヒアリング調査や検討委員会委員からのヒアリング調査でもあげられており、保育環境の整備や人材確保そのものが厳しいことが推測される。
- ・そのようななかでも、都道府県及び市町村所管部署へのヒアリング調査や検討委員会委員からのヒアリング調査等からは「一人一人の個性を尊重した成長の支援」や「障害の有無によらない集団づくり」、「職員自身による支援のふりかえりチェックリスト」等の取組を通じて、日々「すべての子どもの健やかな育ちの支援」という目的の実現に向けた取組が重ねられていることを確認できた。
- ・障害者虐待防止法第30条で規定する「間接的防止措置」を推進するうえでも土台となると考えられる、保育士等の人材確保や働く環境整備等と、すべての子どもの健やかな育ちの支援の取組が両輪で進められることを期待したい。

(3) 都道府県及び市町村の保育所等を所管する部署で行われている取組に関する情報提供

- ・今回、都道府県及び市町村の保育所等を所管する部署や各団体において行われている多くの取組概要を確認することができた。
- ・そのため、厚生労働省保育所等所管部署及び厚生労働省障害者虐待担当部署から、多くの都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署で広く、継続的に取組が展開されるよう、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署や各団体において行われている取組や体制に関する情報提供がなされることを期待したい。
- ・また「不適切保育に関する対応についての調査研究」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）が実施されていることから、当調査研究において明らかになった自治体における好事例等の紹介とともに、多くの情報提供がなされることが望まれる。

II – 3. 都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署により、医療機関の管理者等に対して行っている取組概要を把握するための調査結果

- ・一般病院所管部署
 - ・精神科病院所管部署
-

1. 医療機関における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理

医療機関における障害者虐待相当事案に関する現行制度について、障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした場合、どのような規定、仕組みとなっているかを確認するため、以下の整理、検討を行った。

- 障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理
- 障害者虐待防止法その他既存の法制度における、医療機関を利用する障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

1－1. 障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理（再掲）

医療機関における障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした整理を行うため、障害者虐待防止法上の通報義務が課せられている施設従事者虐待における規定、仕組みを参考とし、概観する。

（1）施設従事者虐待に該当する「施設、事業」の範囲（障害者虐待防止法第2条4項）

障害者虐待防止法では、以下の施設、事業に従事する者が、当該施設、事業を利用する障害者等について行う、後述の（2）に該当する行為を「施設従事者虐待」と位置付けている。

- ・「障害者福祉施設」：障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園
- ・「障害福祉サービス事業等」：障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

（2）虐待に該当する行為（障害者虐待防止法第2条7項）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に該当する虐待行為として以下の5つの行為を規定している。

- ・身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ・性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ・心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・放棄、放置：障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（例：減食放置、当該障害者福祉施設の他の入所者等による上記3つと同様の行為の放置）（要約）
- ・経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

（3）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置（障害者虐待防止法第15条）

障害者虐待防止法では、障害福祉施設の設置者または障害福祉サービス事業等を行う者に対して、これらの施設等の従事者に対する研修の実施や利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等、障害者福祉施設等による障害者虐待の防止のための措置を講ずることを規定している。

- ・障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（4）通報の義務、届出、都道府県への報告等（障害者虐待防止法第16条、第17条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待を受けたと思われる障害者の発見者による市町村への速やかな通報、施設従事者虐待を受けた障害者による、市町村への届出を規定している。

また、上記の通報や届出を受けた市町村は、事実確認を行った結果、施設従事者虐待が確認できた場合や都道府県と共同して事実確認を行う必要が生じた場合には、規則に定める事項を都道府県に報告することとしている。

- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（1項）。
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届出ができる（2項）。
- ・市町村は、通報や届出を受けた場合、当該通報や届出に関する事項を、当該福祉施設、サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。（17条）（要約）

(5) 通報等を受けた場合の措置（市町村及び都道府県による権限行使）（障害者虐待防止法第19条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に係る通報、届出、報告を受けた市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設等の業務等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律の規定による権限（報告徴収等）を適切に行使するものとしている。

- ・市町村が第16条第1項の規定による通報若しくは同条第2項の規定による届出を受け、又は都道府県が第17条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(6) 公表（障害者虐待防止法第20条）

障害者虐待防止法では、都道府県知事は、毎年度、施設従事者虐待の状況、施設従事者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとしている。

- ・都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

1－2. 障害者虐待防止法やその他既存の法制度における、医療機関を利用する障害者に対する虐待防止を目的とした規定、仕組みの整理

(1) 障害者虐待防止法における「医療機関」に関する規定

1) 障害者に対する虐待の禁止（障害者虐待防止法第3条）（再掲）

障害者虐待防止法では、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定している。

- ・何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」によると、「本条でいう『虐待』とは障害者虐待防止法第2条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むもの」と記載されている。

【参考】

本条は、本法により障害者虐待防止措置が規定されている障害者虐待の場合にとどまらず、障害者に対して何人も虐待行為をすることを禁じることを規定したものである。本条でいう「虐待」とは第2条で定義されている虐待類型に限らず、幅広く障害者の福祉を害する行為や不作為を含むものである。

出典：障害者福祉研究会編集「逐条解説障害者虐待防止法」中央法規、平成25年1月、p.28

2) 障害者虐待の早期発見等（障害者虐待防止法第6条第2項）（再掲）

障害者虐待防止法では、学校を含め、障害者虐待を発見しやすい立場にある関係機関等に対し、早期発見の努力義務を規定している。

- ・障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3) 医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等（障害者虐待防止法第31条）

医療機関を利用する障害者等に対する間接的防止策として、医療機関管理者は、医療機関の職員、その他の関係者に対する以下の措置を講ずることを規定している。

- ・障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、
- ・医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、
- ・医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置
- ・その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置

- ・医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（2）「国手引き」における保育所等で起きた虐待事案への対応に関する記載

「国手引き」（p. 28）では、医療機関で起きた虐待事案を障害者虐待担当部署が受け付けた場合の対応を以下のように記載している（趣旨を変えない程度に要約）。

- ・医療機関で起きた虐待事案の、都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から都道府県及び市町村の医療機関所管部署への引き継ぎ
- ・都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署と、都道府県及び市町村の医療機関所管部署との間での、医療機関における虐待に関する通報や相談受理後の対応や引継ぎ方法の確認
- ・都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から、都道府県及び市町村の医療機関所管部署に対する障害者虐待防止法第 31 条の規定に関する取組実施状況の確認要請

【参考】 医療機関における障害者への虐待について

医療機関における障害者への虐待については、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、都道府県の医務課、医療課等が考えられます。（「国手引き」 p. 28）

（3）障害者虐待防止法施行に関する通知の発出

障害者虐待防止法施行時、厚生労働省医政局から、都道府県衛生主管部署に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う適切な対応について（事務連絡）」（平成 24 年 9 月 28 日）を発出している。

(4) 医療法と精神保健福祉法における規定

1) 医療法における規定（医療法第1条の4第1項、第2項）

医療分野については、医療法第1条の4第1項の規定に基づき、医師その他の医療の担い手は、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならないこととされている。あわせて、同条第2項において、医師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならないこととされている。

第1条の4 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第1条の2に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

2) 精神福祉法等における規定（精神保健福祉法第36条、第37条第1項等）

その上で、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ）については、精神保健福祉法のなかで、精神科病院における処遇について規定されている。また、精神保健福祉法の規定に基づき、厚生労働大臣が定める処遇の基準（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（厚生省告示第130号、昭和63年4月8日））が、通信・面会、隔離、身体的拘束、任意入院者の開放処遇の制限の点から明示されている。

2. 医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査

2-1. 調査概要

（1）調査目的

医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

- ①都道府県及び指定都市の医療機関所管部署が従前から医療法第25条第1項に基づいて医療機関に対して実施している立入調査もしくは都道府県及び指定都市の精神科機関を所管する部署が従前から精神保健福祉法第38条の6に基づいて精神科医療機関に対して実施している報告の徴収及び立入検査をはじめとする入院患者の人権に関する取組を全ての精神医療機関で実施していることを前提とした上で、
- ②上記①に加え、医療機関を利用する障害者への虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第31条で医療機関の管理者に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び指定都市の一般病院所管部署及び精神科病院所管部署の取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

（2）医療機関

1) 一般病院所管部署（20床以上の病院、精神科病院及び診療所を除く）

項目	内 容
調査対象	・47都道府県及び20指定都市衛生所管部署
実施時期	・令和3年1月～2月
実施方法	・配布：厚生労働省から、都道府県及び指定都市衛生所管部署宛てにメール発出を依頼 ・回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼
回収数	38通

2) 精神科病院所管部署（20床以上の病院、診療所を除く）

項目	内 容
調査対象	・47都道府県及び20指定都市精神科病院所管部署
実施時期	・令和3年1月～2月
実施方法	・配布：厚生労働省から、都道府県及び指定都市精神科病院所管部署宛てにメール発出を依頼 ・回収：事務局が設置した調査回答専用メールアドレスへ返信を依頼
回収数	45通

2-2. 調査結果概要

2-2-1. 一般病院所管部署（20床以上の病院、精神科病院及び診療所を除く）

■調査目的（一部再掲）

医療機関の管理者が、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

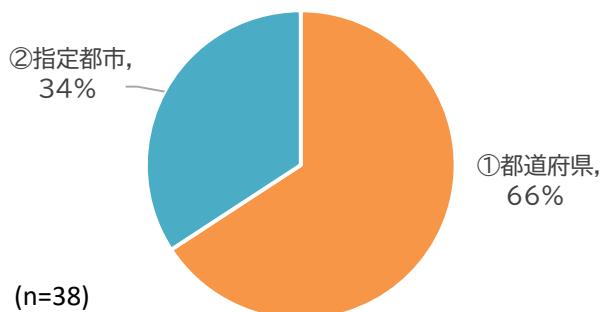
本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

- ①都道府県及び指定都市の医療機関所管部署が従前から医療法第25条第1項に基づいて医療機関に対して実施している立入調査における取組を前提とし、
- ②上記①に加え、障害者虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第31条で医療機関の管理者に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び指定都市の一般病院所管部署及び精神科病院所管部署の取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

ここでは一般病院所管部署の回答結果を示す。

（1）回答者基礎情報（自治体区分）

○回答者の自治体区分は、「都道府県」が66%、「指定都市」が34%である。

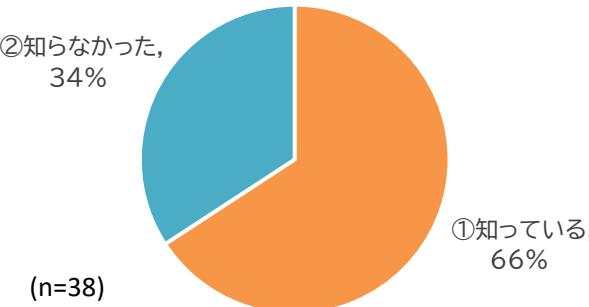


※全回答数38を対象に集計

図II-3-1 回答者の自治体区分（一般病院所管部署）

(2) 都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署における障害者虐待防止法第31条の認知度

○都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署における障害者虐待防止法の第31条の「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答した割合は66%、「知らなかった」と回答した割合は34%であった。



※全回答数38を対象に集計

図II-3-2 都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署における
障害者虐待防止法第31条の認知度

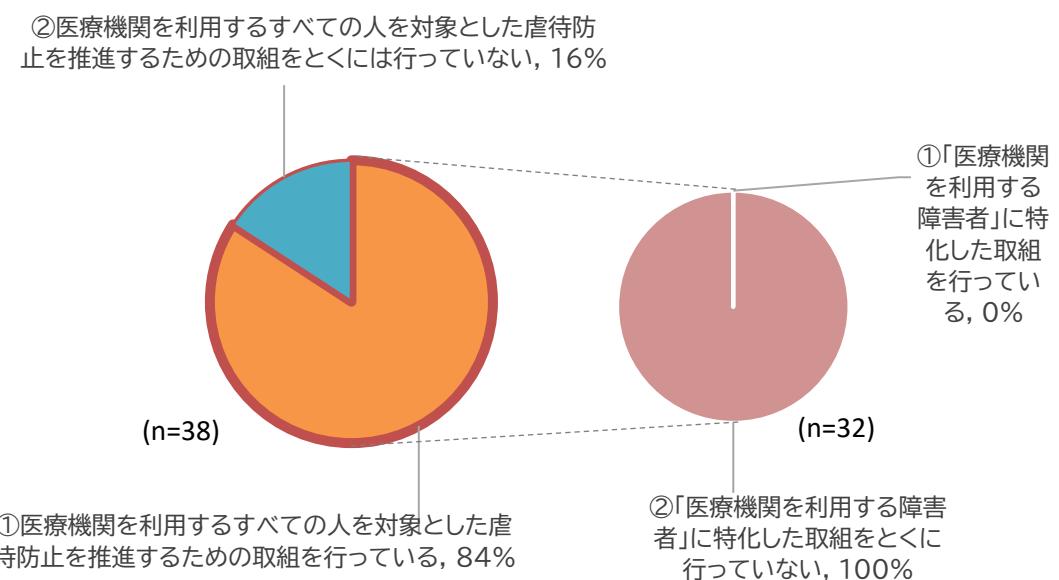
(3) 医療機関の管理者が、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組

1) 都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）を対象とした虐待防止を推進するための取組の実施状況

※障害者虐待防止法第31条で規定されている、医療機関の管理者が実施する「間接的防止措置」（研修の実施及び普及啓発や相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置、その他の必要な措置）の推進を目的とした都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署による取組を、1つ以上実施している回答者（部署数）を「行っている」とカウント。

○都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署が、医療機関の管理者に対して虐待防止を推進するための取組（人権や差別に対する取組も含む）を行っていると回答した割合は84%であった。

○また、行われている虐待防止を推進するための取組のうち、「医療機関を利用する障害者」に特化した取組は特に行われていなかった。



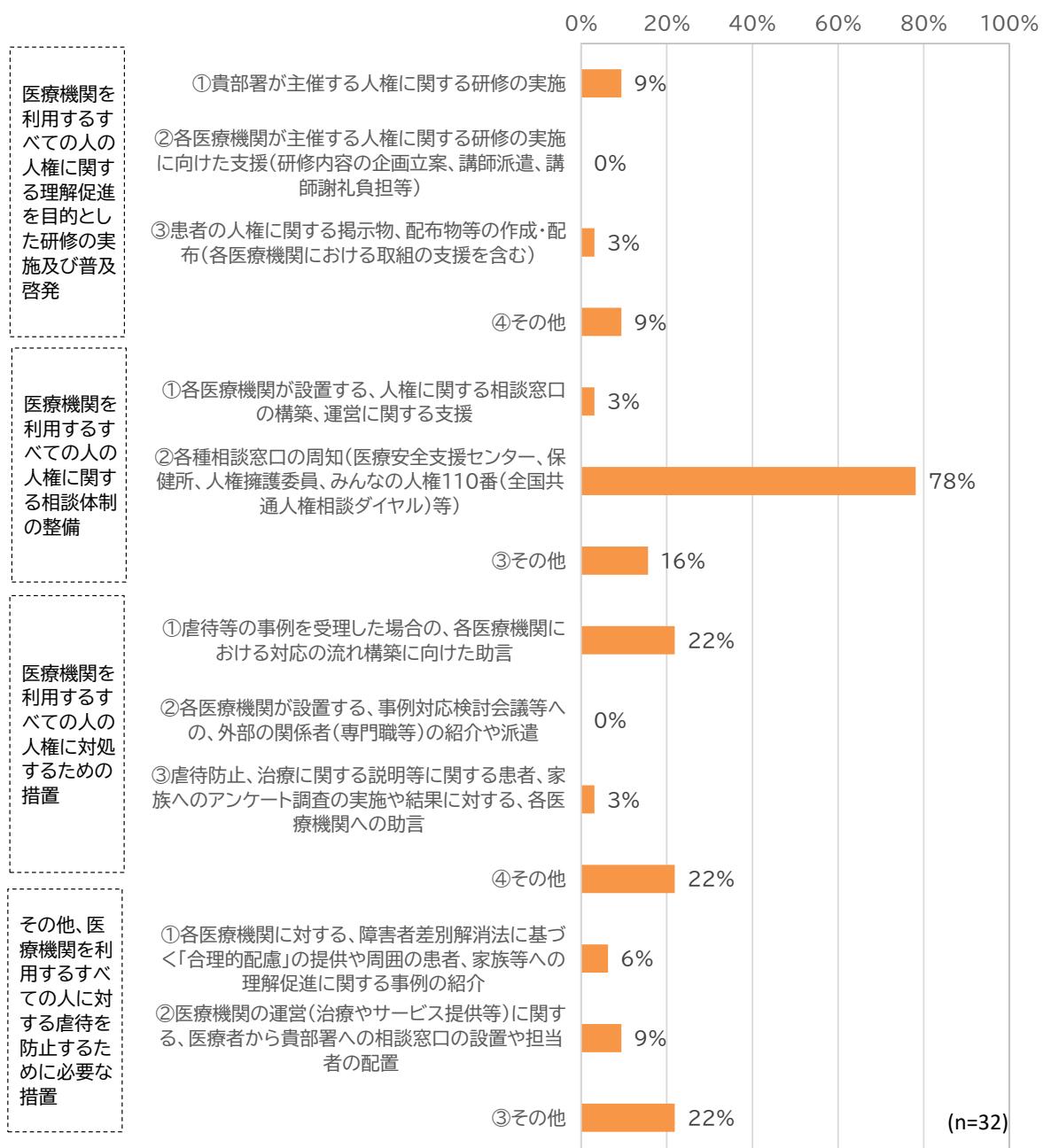
※左円グラフ：全回答数 38 を対象に集計

※右円グラフ：左円グラフの①「行っている」と回答した 32 を対象に集計

図 II-3-3 都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署による、医療機関の管理者に対する、医療機関を利用する人を対象にした虐待防止を推進するための取組の実施状況（「医療機関を利用するすべての人を対象とした取組」と「『医療機関を利用する障害者』に特化した取組」の実施状況）

2) 1) で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の取組内容

○都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署として行っている取組としては、「各種相談窓口の周知（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）等）」の割合が高い。



※ II -3-3 左円グラフの①「行っている」と回答した 32 を対象に集計

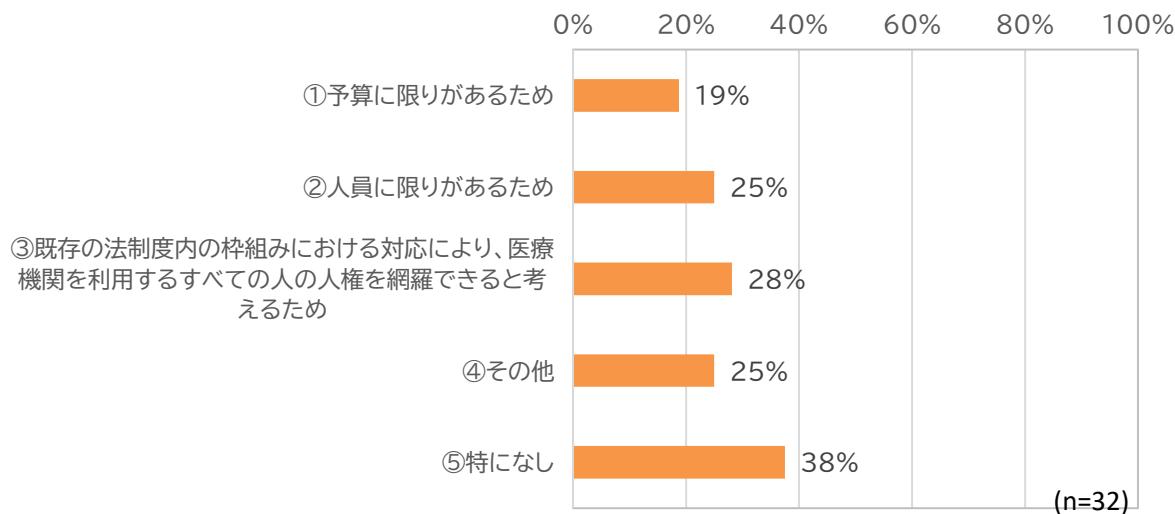
図 II -3-4 1) で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組」を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の取組内容【複数回答】

具体例

- ・医療関係団体を対象とした人権啓発研修会の開催。
- ・障害者に関する取組を行う部署と連携し、必要に応じて周知等を行っている。
- ・医療安全相談窓口にて、医療や医療機関に関する相談を広く受けており、人権や虐待に特化したものではないが、それらに関する相談も受け付けている。
- ・虐待等の事例を受理した場合、二次医療圏の保健所において、各医療機関に調査や指導助言等を行う。事例によっては、より適切な専門機関に連絡する。
- ・医療安全支援センター（医療なんでも相談）に医師からの暴言等に関する相談があった場合には、医療機関へ苦情の情報提供を行ったり、法テラスに相談したりしている。
- ・定期の病院立入検査時に、身体拘束に係る取り扱いを確認。
- ・各医療機関に対し、「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」及び「障害者 差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」を送付した。
- ・医療安全支援センターにおいて医療者からの相談も受け付けている。
- ・医療法に基づく立入検査において指導項目としている。

3) 1) で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署のうち、「②『医療機関を利用する障害者』に特化した取組をとくに行っていない」と回答した部署におけるその理由

- 「医療機関を利用する障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由としては、「特になし」が 38%、「既存の法制度内の枠組みにおける対応により、医療機関を利用するすべての人の人権を網羅できると考えるため」の割合が 28% であった。



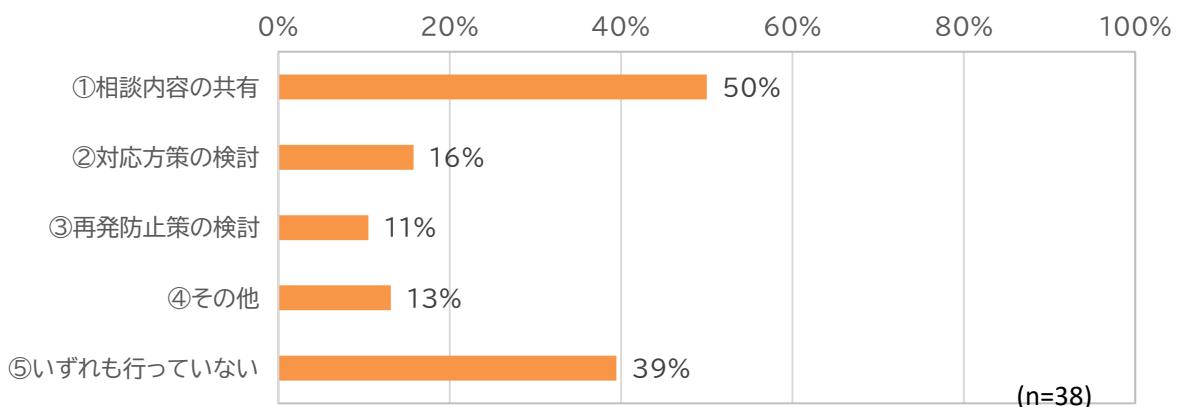
※図 II-3-3 右円グラフの②「特化した取組をとくに行っていない」と回答した 32 を対象に集計

図 II-3-5 「医療機関を利用する障害者」に特化した取組をとくに行っていない理由 (一般病院所管部署)【複数回答】

(4) 市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署との連携状況

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」(いずれも障害者虐待防止法第32条、第36条参照)

- 市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の連携については、「相談内容の共有」が50%、「対応方策の検討」が16%、「再発防止策の検討」が11%の割合であった。
- 「いずれも行っていない」は39%であった。



※全回答数38を対象に集計

図II-3-6 市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署との連携状況

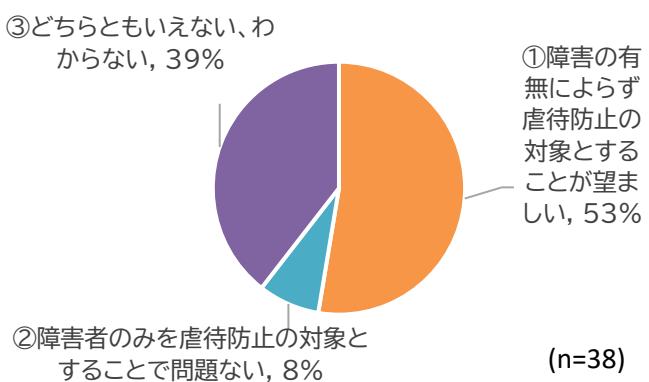
【複数回答】

※実際に連携した事例ではなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に①～④を行うことになっているという想定の回答も含む。

(5) 障害者虐待防止法第31条において、医療機関の管理者に対して、「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けていることについての、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署としての意見

1) 「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署としての意見

○ 「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることについては、「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」の割合が53%、「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」が8%、「どちらともいえない、わからない」が39%であった。

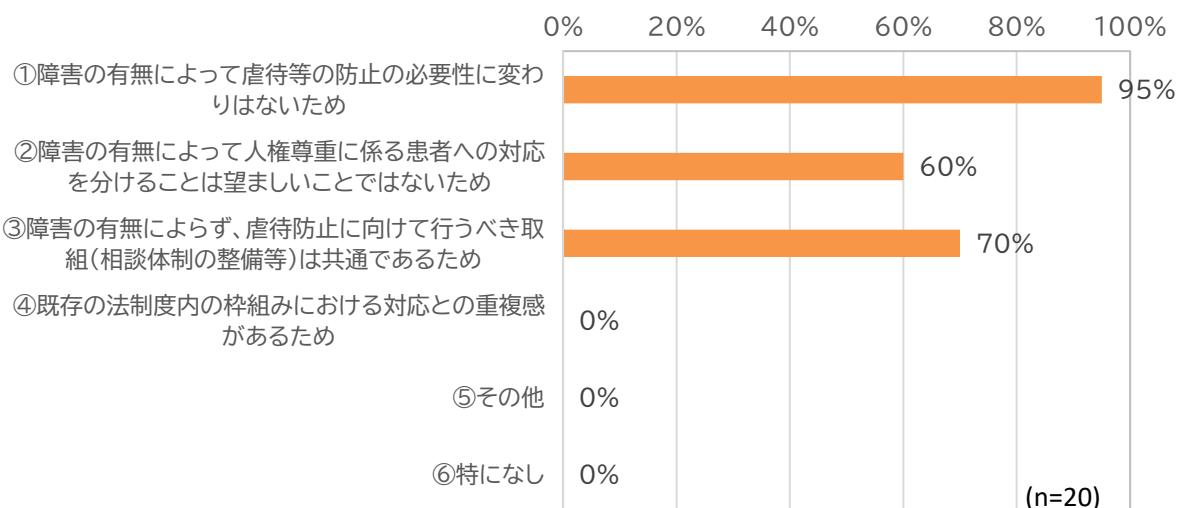


※全回答数38を対象に集計

図II-3-7 「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署としての意見

2) 1) で「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の理由

- 「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した、都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の理由としては「障害の有無によって虐待等の防止の必要性に変わりはないため」の割合が95%、次いで「障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため」が70%であった。

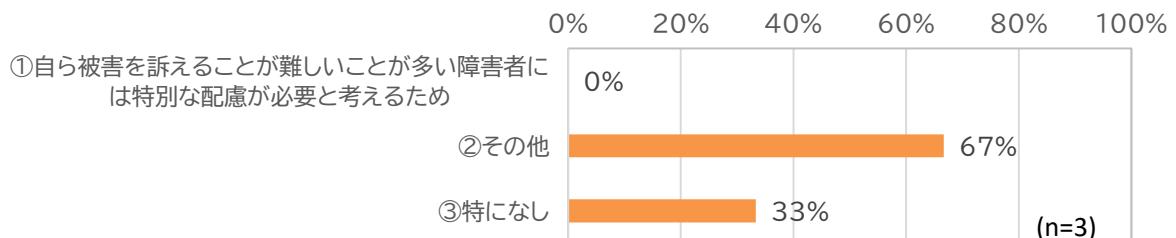


※図II-3-7 円グラフの①「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した20を対象に集計

図II-3-8 「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の理由【複数回答】

3) 1) で「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由

- 「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由としては、「その他」の割合が67%であった。



※図II-3-7 円グラフの②「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した3を対象に集計

図II-3-9 「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び指定都市の一般病院を所管する部署の理由【複数回答】

2-2-2. 精神科病院所管部署（20床以上の病院、診療所を除く）

■調査目的（再掲）

医療機関の管理者が、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要の把握及びヒアリング調査候補先を抽出する目的で、アンケート調査を実施した。

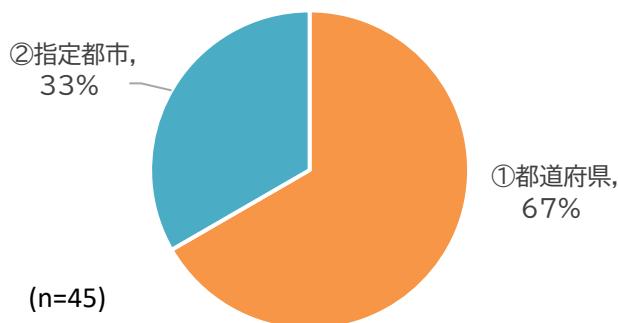
本調査実施にあたっては、特に以下の点を重視した。

- ①都道府県及び指定都市の医療機関所管部署が従前から医療法第25条第1項に基づいて医療機関に対して実施している立入調査もしくは都道府県及び指定都市の精神科機関を所管する部署が従前から精神保健福祉法第38条の6に基づいて精神科医療機関に対して実施している報告の徴収及び立入検査をはじめとする入院患者の人権に関する取組を全ての精神医療機関で実施していることを前提とした上で、
- ②上記①に加え、障害者虐待防止の実効性を高めるという観点から、障害者虐待防止法第31条で医療機関の管理者に求める障害者虐待防止措置の実施に寄与する、都道府県及び指定都市の一般病院所管部署及び精神科病院所管部署の取組の把握及びヒアリング調査先の抽出

ここでは精神科病院所管部署の回答結果を示す。

（1）回答者基礎情報（自治体区分）

○回答者の自治体区分は、「都道府県」が67%、「指定都市」が33%である。

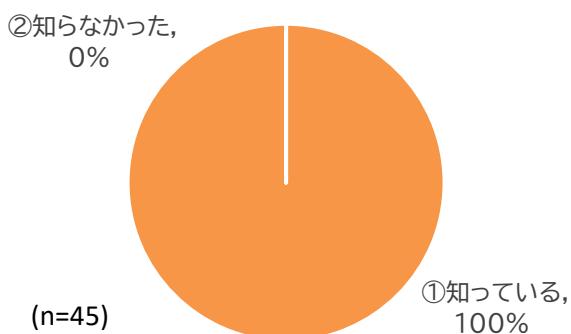


※全回答数45を対象に集計

図II-3-10 回答者の自治体区分（精神科病院所管部署）

(2) 都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署における障害者虐待防止法第31条の認知度

- 都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署における障害者虐待防止法の第31条の「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについては、全回答者が「知っている」という回答だった。



※全回答数45を対象に集計

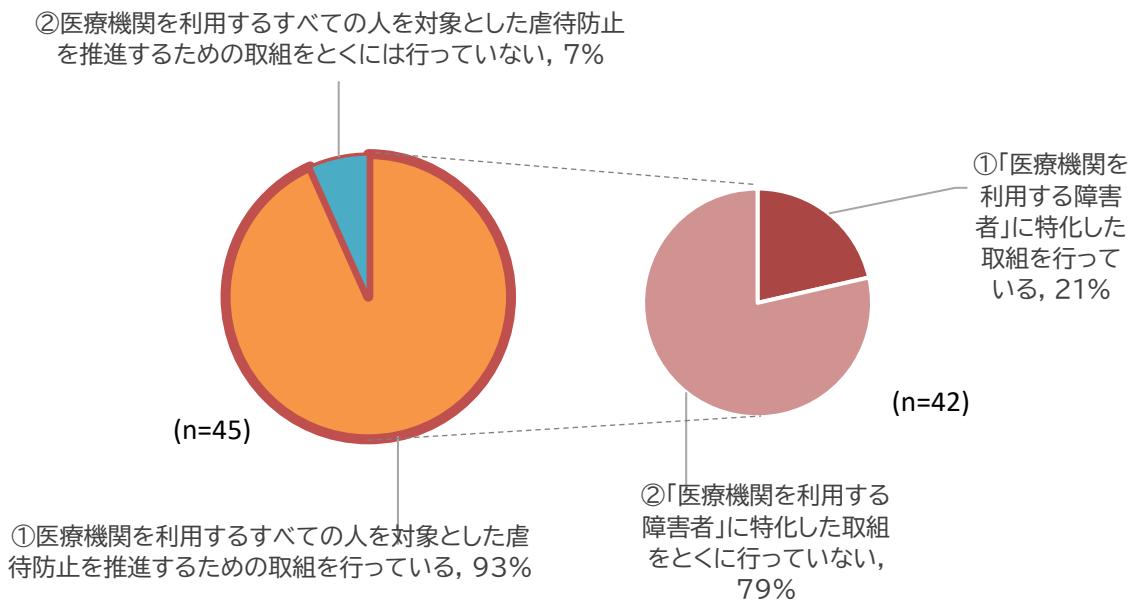
図II-3-11 都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署における
障害者虐待防止法第31条の認知度

(3) 医療機関の管理者が、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組

- 1) 都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）を対象とした虐待防止を推進するための取組の実施状況

※障害者虐待防止法第31条で規定されている、医療機関の管理者が実施する「間接的防止措置」（研修の実施及び普及啓発や相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置、その他の必要な措置）の推進を目的とした都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署による取組を、1つ以上実施している回答者（部署数）を「行っている」とカウント。

- 精神科病院所管部署として虐待防止を推進するための取組（人権や差別に対する取組も含む）を行っていると回答した割合は93%であった。
○また、行われている虐待防止を推進するための取組のうち、「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていると回答した割合は21%であった。



※左円グラフ：全回答数 45 を対象に集計

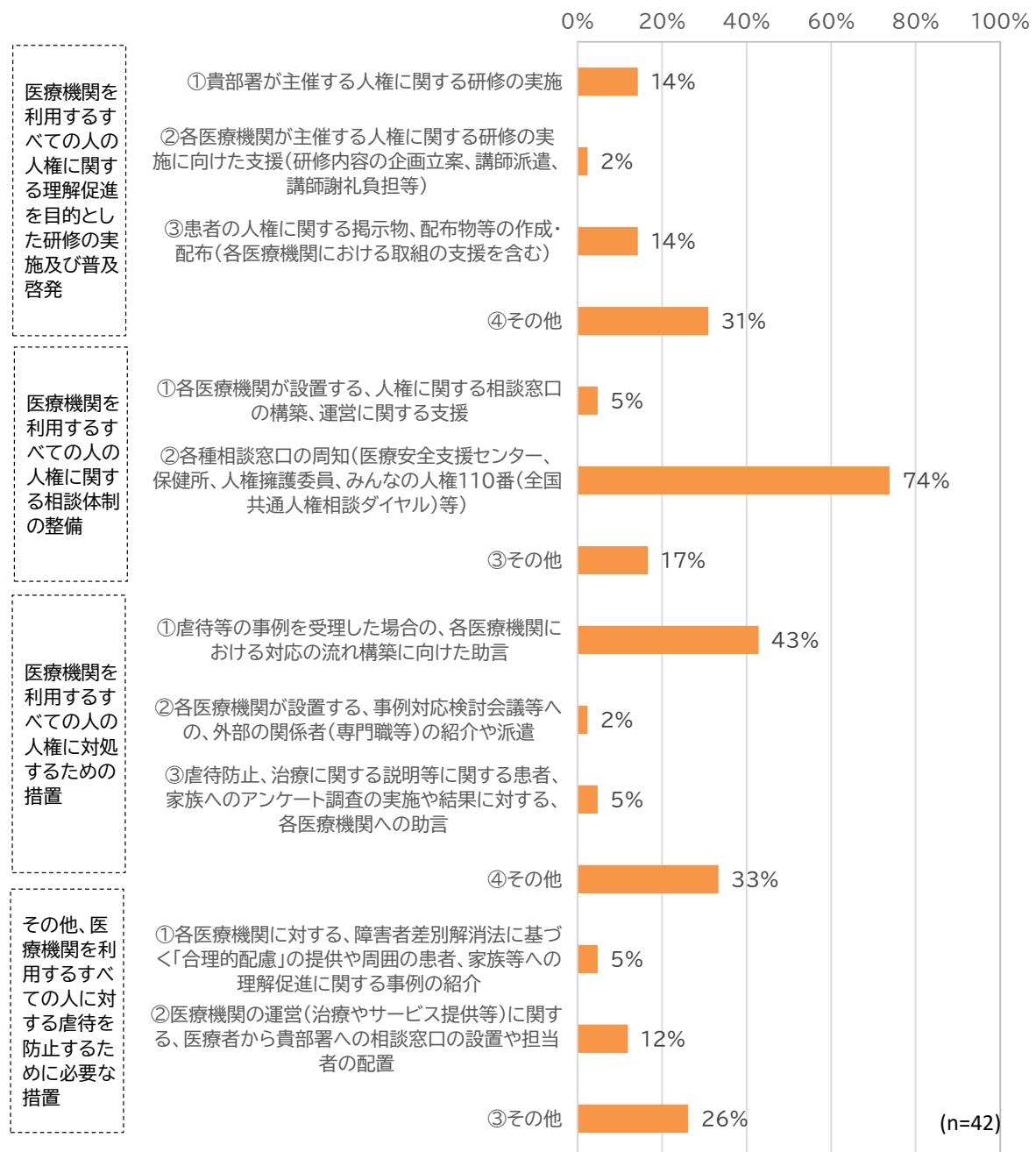
※右円グラフ：左円グラフの①「行っている」と回答した 42 を対象に集計

図 II-3-12 都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署による、医療機関の管理者に対する、医療機関を利用する人を対象にした虐待防止を推進するための取組の実施状況

(「医療機関を利用するすべての人を対象とした取組」と「『医療機関を利用する障害者』に特化した取組」の実施状況)

2) 1) で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の取組内容

- 都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署として行っている主な取組（選択肢）としては、以下の割合が高い。
 - ・「各種相談窓口の周知（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）等）」
 - ・「虐待等の事例を受理した場合の、各医療機関における対応の流れ構築に向けた助言」



※図 II-3-12 左円グラフの①「行っている」と回答した 42 を対象に集計

図 II-3-13 「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の取組内容【複数回答】

具体例

- ・年に1度、精神科病院を対象にした実地指導を実施しており、その際に研修の実施状況を聞き取りするとともに、患者の人権に関する研修については、特に実施を推進している。
- ・精神科病院協会に委託し、年2回、同協会会員の病院に従事する者を対象に研修を実施。
- ・県内すべての精神科病院で、外部委員を要する人権擁護委員会を設置している。
- ・公益通報制度を利用し職員、患者等に向けた虐待や不適切行為を発見した際の通報先（保健所）や虐待の類型を記した掲示物を市が作成し各病院へ配布し掲示するよう求めている。
- ・医療機関から虐待等に係るマニュアル作成について、助言を求められた際に、対応等の流れに対して助言を行った。
- ・虐待等の事例を受理した場合、医療安全部門と連携し対応にあたる。当該医療機関における報告を受け、ヒアリングまたは精神保健福祉法第38条の6に基づく実地指導を実施。医療機関における対応や環境改善（マニュアル含む）への助言を行う。
- ・事例発生時は病院から報告をもらっている。各病院において、対応の流れや体制は構築されているため、その中でも不十分と思われる点について病院へ確認や助言をする程度。
- ・県立精神科病院に対し、本県が作成した「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」を送付し周知を行うとともに、本ガイドブックに基づく点検を実施した。

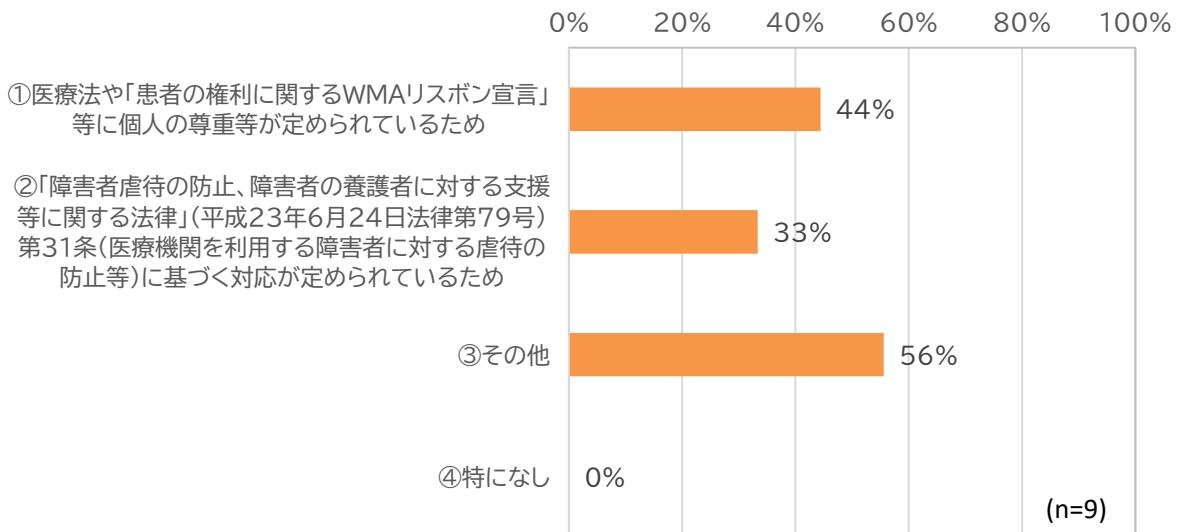
3) 1) で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署のうち、「②『医療機関を利用する障害者』に特化した取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の取組内容

具体例

- ・精神科病院を対象にした実地指導において、人権擁護に関する相談窓口周知の掲示が病院内で行われているか、また、入院患者から意見箱に投書のあった内容について、人権擁護委員会で検討が行われ、回答が掲示されているかの確認を行っている。
- ・医療機関に対して、精神保健福祉センターの処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等を入院患者に周知するよう指導。虐待等の事例を受理した場合の立入調査、医療機関における対応への指導。
- ・職員、患者等に対する通報先の明示。
- ・虐待や不適切行為等が発生した場合の即時市へ報告することを求めた通知の発出及び説明会の開催。
- ・精神科病院に入院中の患者の療養改善の取り組みとして、療養環境サポーターが年間6～12ヶ所のペースで病床を持つ精神科医療機関を訪問し、その活動報告に基づいて協議会で検討し、その結果を当該医療機関に返すというやりとりを繰り返すことで、療養環境の向上を目指す取り組みを行っている。（＊今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、病院への新規訪問は中止）
- ・保健所（健康福祉センター）等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施。
- ・県域精神科病院に対し、厚生労働省からの通知文書及び関係法令等を送付した。また、今後、本県障がい福祉課が実施する障がい者虐待防止に関する研修会について、県域精神科病院に対し周知を行う予定。
- ・職員、患者等に対する通報先の明示。虐待や不適切行為等が発生した場合の即時市へ報告することを求めた通知の発出及び説明会の開催。

4) 1) で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署のうち、「②『医療機関を利用する障害者』に特化した取組を行っている」と回答した部署の取組理由

- 「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っている理由は、「その他」の割合が56%、次いで「医療法や「患者の権利に関するWMA リスボン宣言」等に個人の尊重等が定められているため」が44%であった。



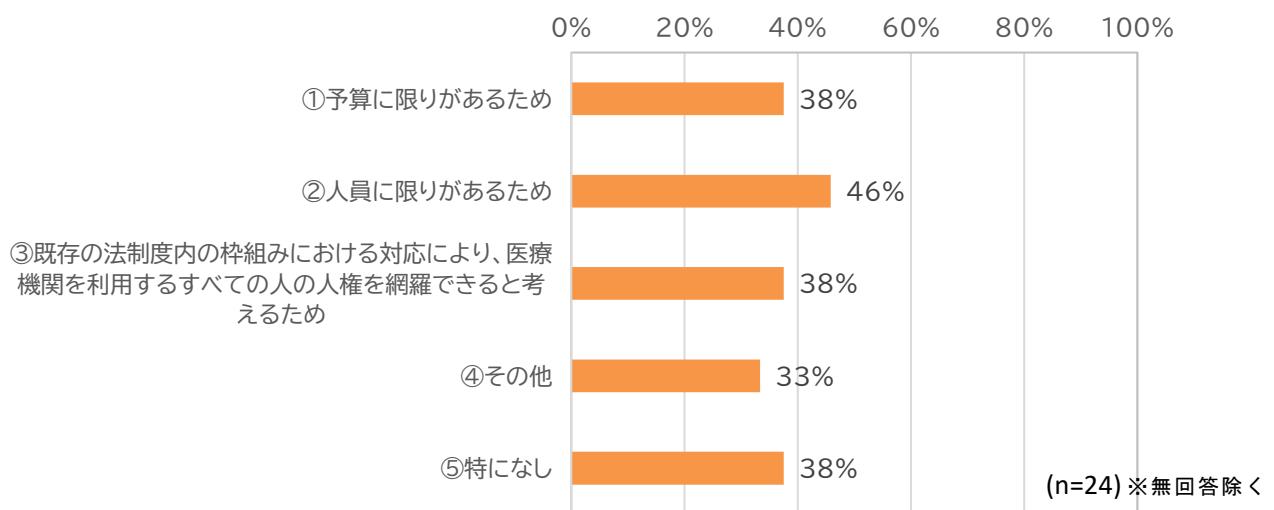
※図 II-3-12 右円グラフの「①特化した取組を行っている」と回答した 9 を対象に集計

図 II-3-14 「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っている理由 (精神科病院所管部署)【複数回答】

その他(具体的な内容)
<ul style="list-style-type: none">・ 県内精神科病院で起きた傷害事件をきっかけに、人権擁護委員会の設置及び外部委員の招聘等の取り組みを推進したため。・ 精神科病院での事故や不祥事等をきっかけに、精神保健福祉審議会の意見具申を基に、平成15年に精神障害者権利擁護連絡協議会を設置。精神医療オブズマンが精神科病院に訪問して得た情報に基づき、精神科医療機関に入院中の精神障がい者の権利擁護を支援することを目的として活動を開始。その後、財政非常事態宣言が出される中で事業は一旦廃止されたが、平成21年から精神科医療機関療養環境検討協議会として、新たに設置されることになり、精神障がい者の人権尊重を基本とした、より良好な療養環境の提供、維持・発展に寄与することを目的として複数の自治体が共同して運営している。この協議会での協議内容として、上記の療養環境サポーターの活動がある。・ 年に一度の実地指導における書類の調査等では実際の不適切行為や虐待を把握する事は難しく内部通報や患者等からの通報が重要であるとの結論に至ったため。

5) 1) で「①医療機関を利用するすべての人を対象とした虐待防止を推進するための取組を行っている」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署のうち、「②『医療機関を利用する障害者』に特化した取組をとくに行っていない」と回答した部署におけるその理由

- 「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない理由としては、「人員に限りがあるため」の割合が46%、「既存の法制度内の枠組みにおける対応により、医療機関を利用するすべての人の人権を網羅できると考えるため」や「予算に限りがあるため」、「特になし」の割合がいずれも38%であった。



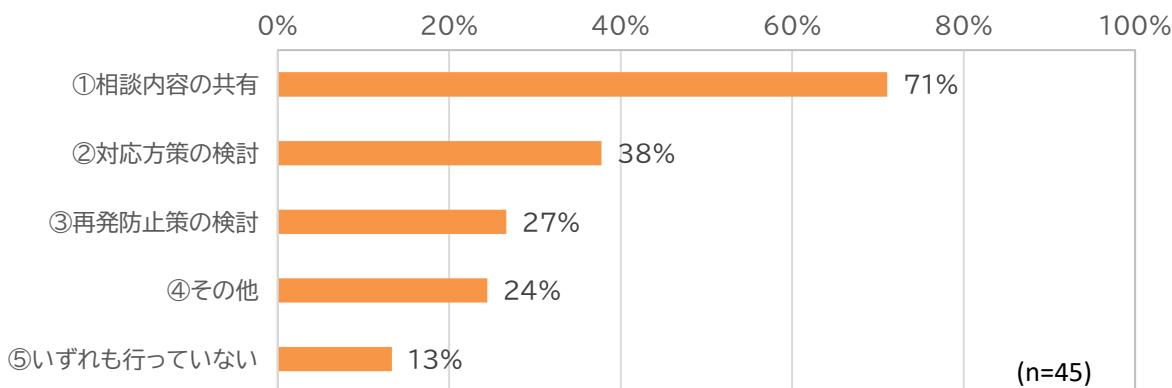
※図 II-3-12 右円グラフの②「特化した取組をとくに行っていない」と回答した 33 のうち、無回答 9 を除く 24 を対象に集計

図 II-3-15 「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない理由 (精神科病院所管部署)【複数回答】

(4) 市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署との連携状況

※市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県権利擁護センター」(いずれも障害者虐待防止法第32条、第36条参照)

○市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の連携については、「相談内容の共有」が71%、「対応方策の検討」が38%、「再発防止策の検討」が27%の割合であった。



※全回答数45を対象に集計

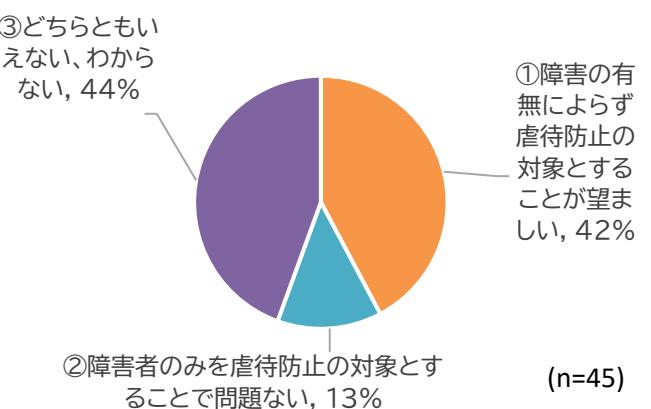
図II-3-16 市町村障害者虐待防止センター等が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合の、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署との連携状況【複数回答】

※実際に連携した事例ではなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に①～④を行うことになっているという想定の回答も含む。

(5) 障害者虐待防止法第31条において、医療機関の管理者に対して、「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けていることについての、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署としての意見

1) 「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署としての意見

- 「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることについては、「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」の割合が42%、「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」が13%、「どちらともいえない、わからない」が44%であった。

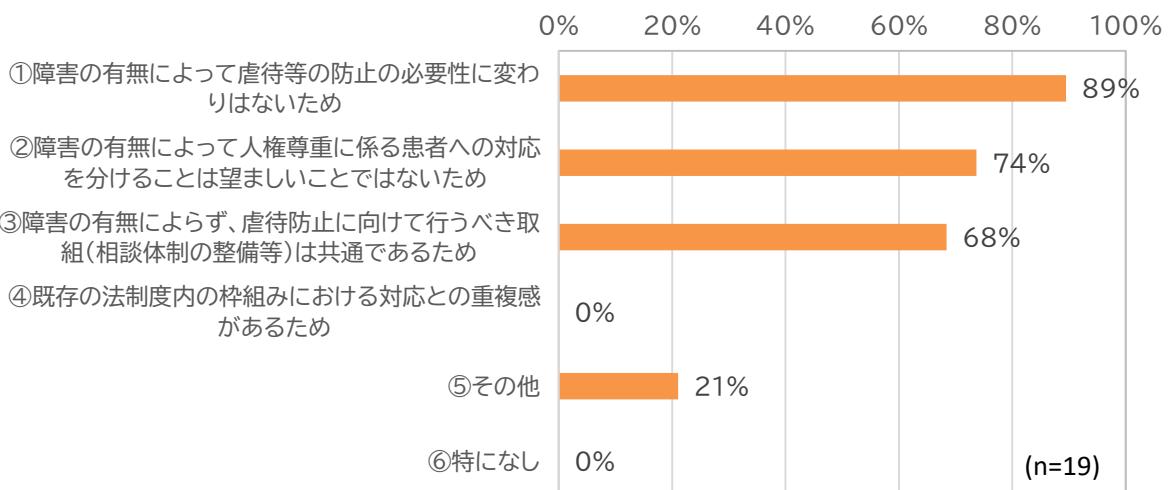


※全回答数45を対象に集計

図II-3-17 「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する、都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署としての意見

2) 1) で「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の理由

- 「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した理由としては、「障害の有無によって虐待等の防止の必要性に変わりはないため」が 89%、次いで「障害の有無によって人権尊重に係る患者への対応を分けることは望ましいことではないため」が 74% であった。

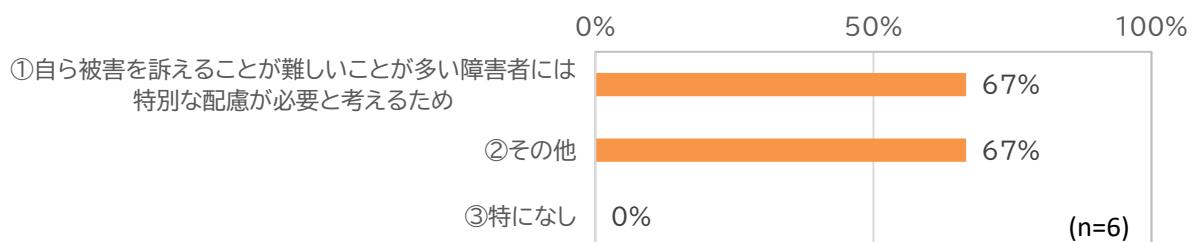


※図 II-3-17 円グラフの①「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した 19 を対象に集計

図 II-3-18 「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の理由【複数回答】

3) 1) で「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由

- 「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した理由としては、「(自ら被害を訴えることが難しいことが多い) 障害者には特別な配慮が必要と考えるため」と「その他」の割合が共に 67% であった。



※図 II-3-17 円グラフの②「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した 6 を対象に集計

図 II-3-19 「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した都道府県及び指定都市の精神科病院を所管する部署の理由

3. 医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査

3-1. 調査概要

（1）調査目的

前述の「医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査」結果をもとに整理した「ヒアリング調査先選定の視点（下表）」に該当すると推測される回答を得られた都道府県及び指定都市の医療機関所管部署に対し、当該取組例の具体的な内容や工夫等を聞きとる目的で、ヒアリング調査を実施した。

（2）調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

「ヒアリング調査先選定の視点（本報告書 p. 9）」に沿っていると考えられる取組等を回答いただいた都道府県及び指定都市の精神科病院所管部署に対し、調査への協力依頼を行った。

※アンケート調査自由回答からは、都道府県及び指定都市の一般病院を所管している部署における主な取組は「参考となると考えられる取組等」としない（＝ヒアリング調査協力先とはしない）に該当する取組と推測されたため、都道府県及び指定都市の精神科病院所管部署に対して、調査への協力依頼を行った。

2) 調査実施時期

令和3年3月

3) 調査実施方法

事前に、アンケート調査の回答内容を深堀りするために調査依頼項目を送付した。ヒアリング調査当日は、その調査項目に基づいて、オンラインまたは電話での聞き取りを行った。

3－2. 調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

(1) 県内全精神科病院への「人権擁護委員会」の設置要請により、患者の人権や生活環境への配慮促進他：和歌山県

1) 県内全精神科病院への「人権擁護委員会」の設置要請により、患者の人権や生活環境への配慮促進

- ・過去に発生した県内精神科病院における事件を機に、県内全精神科病院への「人権擁護委員会」の設置を要請している。
- ・県からの要請事項としては、構成メンバーに外部委員を加えること。意見箱の設置及び定期的に人権擁護委員での内容確認、意見に対する回答の病院内への掲示等。
- ・年1回の実地指導時、開催状況や構成メンバー、意見箱の開封状況等を確認している。

2) 県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請

- ・上記の背景により、県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施を要請している。
- ・研修内容：隔離や身体拘束等に関する内容にとどまらず、患者の人権に関する研修内容を含めるように要請している。
- ・年1回の実地指導時、研修の開催状況についても確認している。

3) 県内全精神科病院で活用予定の「人権意識振り返りチェックシート」を作成（令和3年度～）

- ・病院職員が職場や自身自信の支援内容を振り返る際に活用するチェックリスト作成。
 - ・令和3年度～活用をめざし、各病院に配布を予定。
- 項目例：
- －患者の障害の程度、状態、能力、性等を個性ととらえ、尊重している
 - －障害により克服困難なことを、患者と一緒に乗り越える努力をしている

(2) 市内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知により、患者の人権や生活環境への配慮促進：神戸市

1) 市内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知

- ・過去に発生した精神科病院における事件を機に、市内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知の仕組みを設定した。
- ・市で掲示物を作成し、市内全精神科病院に掲示を要請。
- ・年1回の実地指導時、掲示物の掲示状況、掲示場所等を確認している。
- ・効果：通報先が明確になった。公益通報のハードルをさげられた。暴言をはく職員がいる、行動制限をされている等の事例が寄せられるようになった。
- ・そうした相談を受けた場合、確認のため、病院を訪問したり、改善策の提出を求めたり、必要に応じ精神保健福祉法による実地指導として対応を行っている。

『不適切行為』や『虐待』をみたら…

病院職員による患者さんへの不適切行為や虐待などを発見したときは、速やかに神戸市保健所へ通報して下さい。その他、疑問に思うようなケースについてもご連絡下さい。

～通 報 先～

神戸市保健所（精神保健福祉係）

☎ : 078-322-5271 / FAX : 078-322-6044

E-mail : seishin_hoken@office.city.kobe.lg.jp

【虐待とは】

- 身体的虐待（暴力や体罰、過剰な薬剤投与により体の動きを抑制する）
- 心理的虐待（怒鳴る、ののしる、わざと無視する）
- 経済的虐待（本人の同意なしに財産や年金、貢金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること）
- 性的虐待（性的な行為やその強要）
- 放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食・または長時間の放置等養護を著しく怠ること）

【不適切な行為の例】

- 診察を行わず行動制限している。
- 拘束用に認められた用具以外で身体拘束を行っている。
- 複数の患者を鍵のかかる部屋に同時に隔離している。

参考【消費者庁「公益通報制度」HP】



神戸市保健所

出典：神戸市市民福祉調査委員会「令和2年度 第1回 精神保健福祉専門分科会『資料3-3 行政への確実な報告・通報の徹底』」令和2年9月10日（木）より抜粋
<https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/shise/committee/hokenfukushikyoku/hokeniryoshingikai/bunkakai.html>

2) 市内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」があった場合の、市保健所への通報を明確化、周知

- ・市内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」があった場合の、市保健所への通報を改めて明確化し、市内全精神科病院に再度の周知を行っている。
- ・例示している「職員からの虐待や不適切な行為」は、『市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き』(平成30年6月、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)や、当自治体の障害者虐待対応の手引き等を参考にした。通報や相談をしたい人にとってイメージをしやすいように、具体例を例示として示したものである。

4. 検討委員会委員からのヒアリング調査

(検討委員会におけるフリーディスカッション)

4-1. 調査概要

(1) 調査目的

検討委員会の委員が所属する各団体の会員（学校、保育所等、医療機関の現場）や団体として行っている、医療機関を利用するすべての人（障害者を含む）に対する、虐待や不適切な行為等を防止する取組や体制、その工夫等を把握する目的でヒアリング調査を実施した。特に以下の2テーマについて、取組概要や考え方等について意見を求めた（詳細は次頁）。

- 各団体に所属する医療機関の現場における虐待防止の取組について
- 医療機関の現場において「間接的防止措置」の義務を果たすために、必要と考えられること

(2) 調査対象、調査実施時期、調査実施方法等

1) 調査対象

検討委員会委員

2) 調査実施時期

令和3年2月（第2回、第3回検討委員会）

3) 調査実施方法

第2回、第3回検討委員会時、取組概要をまとめた資料をもとに、各委員から説明、聞き取りを行った。

【テーマ】

(1) 貴団体に所属する医療機関の現場における虐待防止の取組について

障害者虐待防止法では、第31条で医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等として、医療機関の管理者に対して上記のように規定しています。当条文に定める以下の4点について、貴団体に所属する医療機関の現場では、医療機関の職員その他の関係者に対し、医療機関を利用する障害者を含む虐待防止の取組としてどのような取組を行っていますか。具体例をお聞かせいただけますと幸いです。

※各取組の記載内容に関するご参考資料：「平成29年度 「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業 報告書（平成30（2018）年3月、一般財団法人 日本総合研究所、p.130～p.150）

- ア. 医療機関を利用する人の人権（患者の権利や虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発について
- イ. 医療機関を利用する人の人権に関する相談体制の整備について
- ウ. 医療機関を利用する人の人権に対処するための措置について
- エ. その他の当該医療機関を利用する人に対する虐待を防止するため必要な措置について

(2) 医療機関において「間接的防止措置」の義務を果たすために、どのようなことが必要と考えますか。

- ①医療機関として
- ②所管部署として

4-2. 調査結果概要

ヒアリング調査結果を以下に示す。

※資料提供、掲載について承諾のあった委員からの推薦団体の資料を掲載

(1) 山下委員

令和2年度障害者総合福祉推進事業
「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」

第3回検討委員会 一医療分野における間接的防止措置について

フリーディスカッション

九州大学病院 子どものこころの診療部
山下 洋

【参考】障害者虐待防止法(抄)

【障害者虐待防止法】第29条（就学する障害者に対する虐待の防止等）(抄)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

【障害者虐待防止法】第30条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）(抄)

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

【障害者虐待防止法】第31条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）(抄)

医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

医療機関における障がい者虐待防止

・ 総合病院における間接的予防措置

– 院内子ども虐待対応チーム

- 一般社団法人日本子ども虐待医学会の公認マニュアルであるCPT(Child Protection Team)マニュアルに以下の6つが挙げられている。①(実務的にも精神的にも)主治医の負担を軽減し、役割分担をする。②病院として責任をもつ(主治医だけの責任としない)。③病院の中で、虐待対応に対する知識を結集する。④虐待の診断に必要な検査や取り組みを提案する。⑤他科(多科)連携をスムーズにする。⑥院外連携(医療機関連携・地域機関連携)をスムーズにする。

子どもの医療における障がい者処遇の問題を検討する場として、スタッフ自身の虐待的および不適切な関りに予防についても自己チェックする必要性

– 母子メンタルヘルスクリニック

- 周産期の母子と家族のメンタルヘルスケア・心理社会的リスクのある妊産婦の養育困難、不適切養育の予防に向けた精神科—総合周産母子センターの連携チームによる支援。知的障害のある妊産婦の方々が受けける搾取—暴力(DV)および不適切養育と親子2世代の虐待防止の意義がある。

母子保健における障がい者処遇の問題を検討する場として、親子2世代の虐待防止の観点からスタッフが知識と対応を研修する必要性

– 院内リエゾン・緩和ケアチーム等

- リエゾンチームは、精神的医療と身体的医療との積極的連携を図り、一般病棟において入院中の患者やその家族の精神症状や心理的問題に対し、専門的技術をもって身体的・精神的・社会的な視点から個別性を大切にした治療・ケアを行うチームである。患者・家族のより良い精神衛生を達成すること、治療に関わるスタッフの心身の健康をサポートし、勤務意欲の向上、燃え尽きの防止を目指すことを目標とする。

成人の医療における障がい者処遇の問題を検討する場としてスタッフ自身の虐待的および不適切な関りに予防についても自己チェックする必要性(医療安全委員会—マニュアルの共有と地域医療連携室—MSW, PSWを通じての対応の徹底)

医療機関における障がい者虐待防止

・ 発達障がい者支援拠点病院としての間接的予防措置の取り組み

– 家族支援プログラム

- 発達障がい者支援法において家族支援の重要性が強調されている(第十三条)。方法としてペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニングが社会実装に向けて普及の取り組みがなされている(JDDNET)。当院でも発達障がい者を診療する医療機関として、医療におけるペアレント・トレーニングの有効性について実装研究を行っている。ペアレント・トレーニングは不適切養育のある親向けにも有効性のエビデンスがあり、養護者による虐待防止に向けた間接的予防措置としての意義が考えられる。

- 発達障害特性から生じる育てづらさが養育関係の不調や不適切養育につながるリスクが想定されており、発達障がい児・者を診療する医療機関は虐待防止の要となると考えられ、かかりつけ医研修などを通じて周知徹底する必要がある。

– 発達障がい者支援センターとの連携カンファレンス

- 地域で障がい者支援にあたっている支援センタースタッフと医療との連携が必要な事例の相談を含む連携カンファレンスを行っている。医療が必要な事例には処遇に関して困難性をもつ場合が多く、権利利益擁護として差別の解消、いじめの防止、虐待防止(第十二条)の視点からの検討も必要と考えられる。

福岡県・福岡市の取り組み

• 福岡県

- 福岡県障がい者権利擁護センター設置
 - ・養護者・障がい者福祉施設・使用者向けパンフレット
 - ・市町村のセンターおよびホットライン・ダイヤル
 - ・虐待防止委施設研修への精神医療機関スタッフの参加(医療機関への医師会を通じた通知)

• 福岡市

- 虐待防止センター設置(福岡市障がい者基幹相談センター内)
 - ・養護者・障がい者福祉施設・使用者向けパンフレット
 - ・虐待通報・届け出ダイヤル
 - ・3種類の障がい者虐待の例示
 - ・福岡市子ども虐待防止医療機関ネットワーク(医療機関の関わる虐待事例について連携を行うと共に、適切な対応についての研修を行う。)

間接予防措置の広がりに向けて これから望まれる事

- 多機関・多職種における虐待防止の視点の共有
それぞれの領域での発生予防に向けて医療からの取り組みへ
 - 成育基本法(小児医療における虐待防止)
 - ・成長過程にある子どもおよびその保護者、並びに妊産婦に対して、必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする理念法。
 - 健やか親子21(第2次) (母子保健における虐待防止)
 - ・重点課題①育てにくさを感じる親に寄り添う支援
 - ・重点課題②妊娠期からの児童虐待防止対策
 - 新しい社会的養育ビジョン(児童福祉における虐待防止)
 - ・成育医療との連携による健やかな成長のための権利擁護
 - 共生社会・インクルーシブ教育(教育および地域生活における虐待防止 →)
 - ・発達障がい者支援における教育と医療の連携(障害特性による発生リスクの認識と自己—相互チェック)
 - ・強度行動障害への対応における教育・福祉・医療の連携に虐待防止の視点をもつ

障害者虐待防止法に規定する障害者虐待 の間接的防止措置に関する研究 第3回検討委員会

日本医師会常任理事 江澤和彦
令和3年2月12日（金）



■身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」である。具体的には次のような行為があげられる。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない場合の対応

介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

- * 「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまでにおいて述べたケアの工夫のみでは十分に対処できないような、「一時的に発生する突発事態」のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次の要件・手続に沿って慎重な判断を行うことが求められる。

身体拘束ゼロへの手引き 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

3

切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

- * 「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

- * 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。
また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

- * 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

身体拘束ゼロへの手引き 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」 4



倉敷スイートホスピタル 外来診察室

5



倉敷スイートホスピタル 病室内自立支援型トイレ



倉敷スイートホスピタル 病室内自立支援型トイレ

排泄

トイレで排泄・恥ずかしくない排泄

- 一斉一律のトイレ誘導・オムツ交換の排除
(データ・アセスメントによる個別ケア)
- 排泄のプライバシーを守る



介護老人保健施設べあれんと【ユニット内洗面手洗い】⁶

特浴 > ひのき風呂の個浴へ



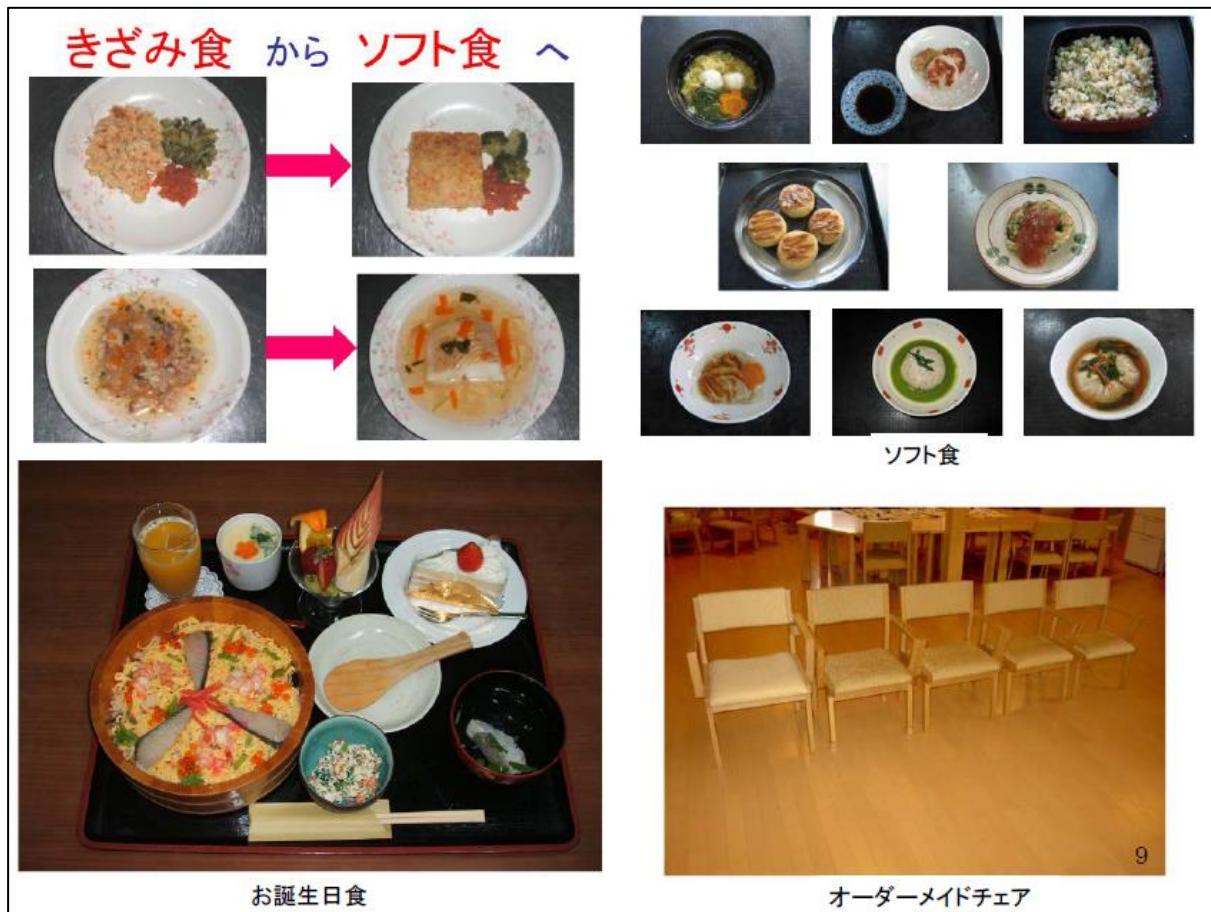
宇部記念病院介護医療院

7



宇部記念病院介護医療院 病室

8



環境を整える



習慣・こだわりを大切に

老人保健施設 居室

10



生活期リハビリテーション

11



患者様を囲む交流会

12

江澤理事長様

紙パンツを自分で履かれて患者さんの気持ちを体験された話は感動しました。
私は初めて履いた時は悔しくて辛くて洗面所で家内と号泣しました。
この悔しさ辛さ屈辱感は体験しないと気持ちはわからないと思います。

今の私の目標は、私の故郷香川県仁尾と第二の故郷宇部に帰る事です。
必ず奇跡を起こします。そう信じて毎日頑張って行こうと思います。

13

目からウロコ！医師のための介護体験実践講座 (2017年1月15日)

第1部：講義

「尊厳の保障」 岡山県医師会 理事 江澤和彦

「介護とは新しい価値観の創造である」



介護総合研究所「元気の素」代表 上野文規先生



2017年2月18日
(土)山陽新聞

医師もおむつや介助



医療・介護連携強化へ

「する側」「される側」体験講座

「（これが）おむつや介助の実験だ」と説明する上野文規先生。左側は、介護施設の職員たち。右側は、医師たち。医師たちは、実際に介護の手順を体験して、その難しさや複雑さを理解しようとしている。背景には、「医療・介護連携強化へ」という大きな看板が見える。

14

職員へのお願い

●当たり前3原則

- お客様を自分自身あるいは自分の大切な家族などに置き換え、施されて好ましくないことがあれば、直ちに改善しましょう
- 自分の部署・病院・施設の都合はいっさい排除して、社会的・道徳的・人道的に正しいかどうかで判断しましょう
- いつでも誰にでも堂々と全てをお見せできる仕事をしましょう
- 良き専門職である前に、良き社会人であれ！
- 「人」を大切に！ 「人」を支えよう！

18

尊厳の保障へ向けて

好き好んで病気や障害をきたしている人はいるはずもなく、誰もがその人にとっての本来の普通の生活を望んでおり、その生活の実現すなわち尊厳の保障を実行することが我々の役割である。

19

1

第3回検討委員会：令和3年2月12日（金）
フリーディスカッション資料

五稜会病院
理事長・院長：中島公博
日本精神科病院協会理事

令和2年度障害者総合福祉推進事業
「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の
間接的防止措置に関する研究」

2

日本精神科病院協会（日精協）に所属する
医療機関の現場における虐待防止の取組について

- ア. 医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発について
- イ. 医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備について
- ウ. 医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置について
- エ. その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置について

日精協の取組を、以下に述べている。

平成29年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業報告書（平成30年3月、一般財団法人日本総合研究所、p.150-151）

精神科病院の入院患者の処遇は、 「精神保健福祉法」で厳しく制限されている。

精神保健福祉法第37条第1項の規定に基づき、
厚生大臣が定める処遇の基準が定められ、

その基本理念は

入院患者の処遇は、患者の個人としての尊厳を尊重し、その**人権**に配慮しつつ、適切な精神医療の確保及び社会復帰の促進に資するものでなければならないものとする。また、処遇に当たって、患者の自由の制限が必要とされる場合においても、その旨を患者にできる限り説明して制限を行うよう努めるとともに、その制限は患者の症状に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならないものとする。

公衆電話等の設置。都道府県精神保健福祉主管部局、地方法務局人権擁護主管部局等の電話番号を、見やすいところに掲げる等の措置を講ずるものとする。

医療現場（五稜会病院）における 虐待防止の取組

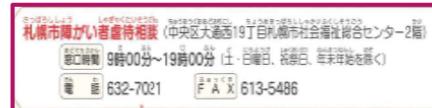
ア. 医療機関を利用する人の**人権**（患者の権利や虐待防止等）に関する理解促進を目的とした研修の実施及び普及啓発

- 精神保健福祉法研修 ■全職員対象（年1回）
 - 新人研修
 - 患者の権利要綱の説明と、行動制限に関する法的根拠の説明を行っている。
- 倫理研修 ■全職員対象（年1回）
- 令和2年度北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修
 - 令和3年2月～3月 Web研修
 - 各部署から計7名予定

医療現場（五稜会病院）における虐待防止の取組

イ. 医療機関を利用する人の人権に関する相談体制の整備

- 患者の権利要綱や医療相談室窓口、患者サポート窓口に関する情報
 - 外来ロビー、入院のしおりに掲載
 - 入院中の患者さんには、入院時告知文書と各病棟公衆電話に退院請求窓口を明記し、文書・口頭にて説明を行っている。



医療現場（五稜会病院）における虐待防止の取組

ウ. 医療機関を利用する人の人権に対処するための措置

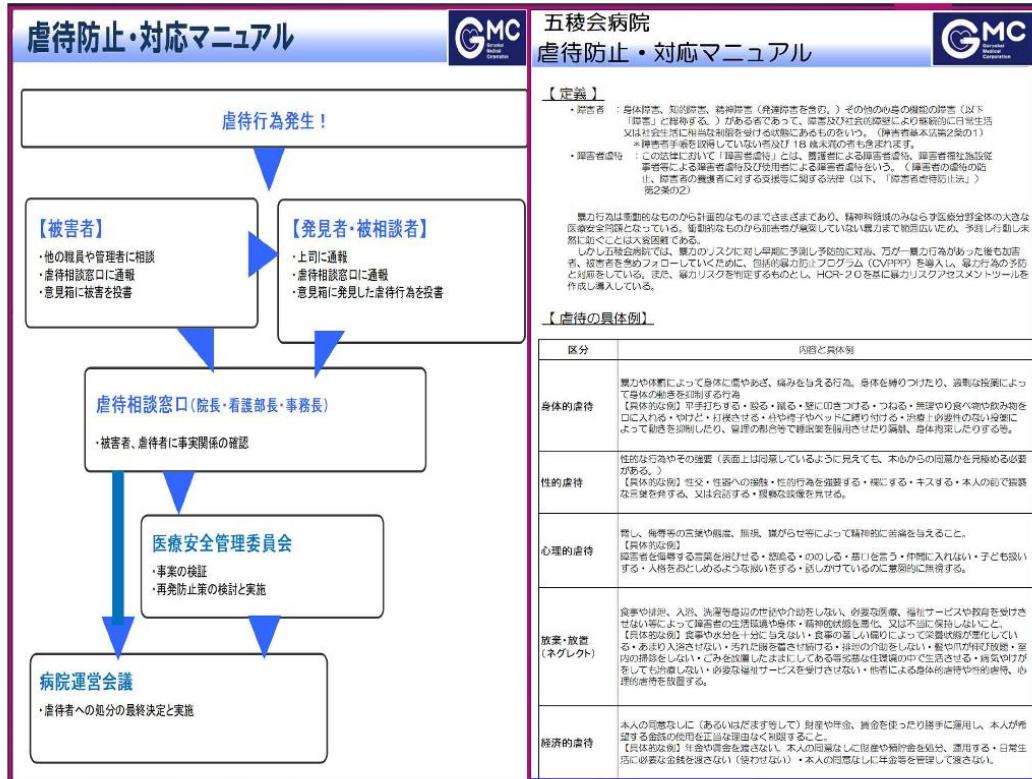
- 実際に相談があった場合には担当者が状況を確認。患者の体験や思いを受け止め、公平な立場で上司、他部署長に相談し、問題の解決を図る。
- 必要時は行政など第三者機関へ相談、判断を仰ぐ。

事例

医療現場（五稜会病院）における 虐待防止の取組

工. その他の当該医療機関を利用する人に対する虐待を防止するため必要な措置 ウ.は人権に対処するための措置

- 職員の意識付け
 - 虐待防止・対応マニュアル（令和2年12月策定）
 - 虐待防止のための職員行動指針
 - 虐待防止チェックリスト（年2回、全職員）
 - 倫理研修（年1回、全職員）
 - 臨床倫理カンファレンス（月1回、各部署）
 - 法律の正しい理解を促す教育研修
 - 精神保健福祉法（年1回、全職員）



虐待防止のための職員行動指針

以下のような行為は、虐待です。不適切な支援から、割算等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも利害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

- ◎身体的虐待
 - ・殴る、蹴る、必要性のない行動の抑止。
 - ・熱湯を飲ませる、食べられない物を食べさせる。
 - ・戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、ヒモ等で縛る。
 - ◎性的虐待
 - ・性的行為の脅威。
 - ・性向進化やビデオを見るように強いる。
 - ◎心的虐待
 - ・怒鳴る、罵る、侮辱する言葉を投げかかる。
 - ・心を傷つける言動を繰り返す。
 - ・収入者や高齢者を子どものように扱う。
 - ・差別的な対応をする。
 - ◎放棄、放任
 - ・自己決定と合せて、放置する。
 - ・話しかけられても反応する。重複的態度を示す。
 - ・食事を与えない、汚れた衣服を取り替えない。
 - ・同居が汚れていても掃除をしない。
 - ◎経済的虐待
 - ・預り金を勝手に使う。
 - ・利害者、患者の私物を勝手に使う、処分する。
 - ◎その他
 - ・妻を指導と称して行われる上記の行為も虐待です。
 - ・自分がされて嫌なことはしないことです。
 - ・常に、相手の立場に立って、適切な支援を心配りましょう。

今和 2 年 12 月 8 日

医療法人社団 五稜会病院

虐待防止チェックリスト

年 月 日 氏名	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
1 患者への体罰など				
①患者に対して怒鳴る、罵る、その掛け声をかけるような行為を行ったことがある。				
②患者に対して、立派な身体拘束等の肉体的苦痛をもたらしたことがある。				
③患者に対して、食事を止めなどひどいことをしたことがある。				
④患者に対して、精神的に壓力をかけるなどの精神的苦痛をもたらしたことがある。				
⑤患者にさわづか他の医療従事者の頭頂を冒涜したことがある。				
2 患者への差別				
①患者を下等だと扱っているなど、年齢や性別をくわしく見下しましたことがある。				
②患者の年齢、性別、体力、性、年齢等で差別したことがある。				
③患者の行動を嘲笑したり、身体本位で接したことがある。				
3 患者に対するプライバシーの侵害				
①被服を脱ぎ取った医療従事者の個人情報を目に漏らしましたことがある。				
②医療従事者が自身の浴室、衣類の着用、村せつ、生理用品の交換、所持品を隠しましたことがあります。				
③(男)性器露呈が女性患者の入浴、衣類の着用、村せつ、生理用品の交換をもたらしましたことがあります。				
④(女性露呈が)男性患者の入浴、衣類の着用、村せつなどの身動きを止めましたことがあります。				
⑤患者若者を家族の了解を得ずに、本人の喜びや製作した作品を発表しましたことがあります。				
4 患者の人権無視				
①患者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼び称で呼んだことがあります。				
②患者に対して、理屈的で説得的でなく口論で争いましたことがあります。				
③患者の車いすに対して、無視やむざむざとすりやねんするような行為を行ったことがあります。				
④患者を強制虐待したり、攻撃したりしたことがあります。				
⑤医療従事者によっては自己のもの利用で業務を怠しましたことがあります。				
5 患者への強制医療				
①患者に対して、ついでにつなぎ歩きや行進をさせたことがあります。				
②患者の活動に対して、いたずらノゾムをしましたことがあります。				
③患者に過度な運動をさせるなどの作業・訓練などを強制しましたことがあります。				
④患者に電動車椅子等の器具を開封しましたことがあります。				
⑤医療、園芸、外出等一般に利用したことがある。				

医療機関において「間接的防止措置」の義務を果たすために必要なこと

①医療機関として

虐待防止マニュアルの整備

- 「虐待防止責任者」及び「虐待相談窓口」の設置
- 虐待防止のための計画づくり等
 - 精神保健福祉法研修・倫理研修
- 虐待防止のチェック
- 職員への周知徹底
- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討

②所管部署として

- 障害福祉課・保健所による精神科病院実地指導時に
虐待防止に関する項目の監査・指導

素朴な疑問

- ▶ 医療機関に入院あるいは通院している方は、
全て「障害者」か？
- ▶ 31条では、「医療機関を利用するすべての
人」ではなく、
「医療機関を利用する障害者」のみを対象
としているのはどうしてか？
- ▶ 「間接的」という文言。
引っかかります。不要なのではないか。

虐待防止・対応マニュアル

第2版

公益社団法人
日本精神科病院協会

令和　　年　　月　　日

医療法人 ○○会 ○○病院

改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
第1版	2020年11月2日	・初版発行
第2版	2021年1月26日	・語尾の表現を「である調」に統一。 ・3の（2）に外部研修への参加に関する記述を追加。 ・4について虐待発生時の対応に関する記述を追加。 ・虐待の発生が疑われる場合のフロー図を追加。

虐待の定義・種類等

1. 障害者虐待とは

(1) 「障害者」の定義

「障害者基本法」 第二条の一

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

*障害者手帳を取得していない者及び18歳未満の者も含まれる。

(2) 「障害者虐待」の定義

「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

（以下、「障害者虐待防止法」） 第二条の 2

この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

*「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者のことである。

2. 虐待の種類

(1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(障害者虐待防止法 第二条の7)

障害者虐待防止法において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受けた障害者について行う次のいづれかに該当する行為をいう。

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 障害児入所施設職員等による被措置児童等虐待

(児童福祉法第三十三条の十)

この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の

管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童福祉法第三十三条の十一）

施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

*障害者虐待防止法及び児童虐待防止法では、それぞれ第3条で「何人も、障害者・児童に対し、虐待をしてはならない」と規定し、施設等職員だけでなく、幅広く全ての人が虐待をしてはならないことを定めている。

3. 虐待の具体例

障害者虐待の例

区分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為</p> <p>【具体的な例】平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・柱や椅子やベッドに縛り付ける・治療上必要性のない投薬によって動きを抑制したり、管理の都合等で睡眠薬を服用させたり隔離、身体拘束したりする等。</p>
性的虐待	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かを見極める必要がある。）</p> <p>【具体的な例】性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前で猥褻な言葉を発する、又は会話する・猥褻な映像を見せる。</p>
心理的虐待	<p>脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れないと子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する。</p>
放棄・放置 (ネグレクト)	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な医療、福祉サービスや教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても治療しない・必要な福祉サービスを受けさせない・他者による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する。</p>
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を正当な理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】年金や賃金を渡さない。本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない（使わせない）・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。</p>

4. 病院内、施設内虐待の背景

○虐待が発生しやすい大きな要因として、病院や施設の閉鎖性がある。

- ①病院・施設内における様々な活動・行為が、利用者と職員だけで進められることが多く、外部の人の目が届きにくい環境にある。
- ②安心・安全な生活の場として外部から守られていますが、逆に外部の人の目が届かなることになる。
- ③職員の中には、自ら虐待行為を行わないが、虐待行為を助長する役割を担う者がいます。また、見て見ぬふりをして口を閉ざして傍観者となる者もいる。

*このように、閉鎖性については、外部の人の目が届かない「建物の壁」と職員が外部に対して事実を告げることがない「人の壁」とがある。

○患者が虐待を受けやすくなる条件のキーワード

- ①患者の多くは「虚弱」であり、力の強い職員からの暴力や暴言に抗し難いことである。
 - ②「コミュニケーションに支障」があり、互いに上手く伝えられなかつたり誤解が生じたりすることが要因となる場合がある。
- *虐待行為を行う者は、自己中心的な視点からしかものを見たり考えたりできず、患者の立場に立てないことにより利用者に対する言動に手加減がない状態になる。

<具体的な虐待好発の構図>

(1) 組織としての側面から

- ①病院の風土として「差別・思い込み・勉強不足」等があると、利用者を「負」の側面からのみ捉えるようになり、問題意識が低下・欠如し、自分の都合や利益を優先し、短絡・安易な発想をするようになる。
- ②規制の強い組織では、職員間の関係は弱肉強食的なものになる。そのような組織では、患者を看護や介護される「弱者」として、自分より下位に位置付けやすくなる。

③役割の固定化や職員同士の情緒的つながりが強いと、「責任の転嫁」「仲間だから意見はしにくい」というように、無責任で良心のない組織になる恐れがある。

(2) 人間関係の側面から

①患者と職員の間に援助する側とされる側という関係が存在すると、支援をする上でのストレスの高まりは、職員の自己防衛を刺激して、ストレスの原因となる利用者への攻撃的な言動を誘発しやすくなる。

②「世話をあげる感」の強い職員と要求期待が多い・強い利用者との間にも問題が発生しやすくなる。両者の力に差があると、強者は攻撃・放任・排除の言動を取り、弱者は逃避的になったり屈従的になったりする。

実際には、明確に虐待と判断できる事例はそれほど多くはなく、むしろ、不適切なケアと虐待との判断が難しい、いわゆるグレーゾーンにある言動が多い。そして、不適切なケアが蔓延する兆候は、院内事故の原因究明に消極的な施設の特徴と一致している。つまり、事故を「利用者の心身機能の衰えが原因でやむを得ない」「職員個人の不注意にとどめる」「原因不明として取り扱う」等の特徴のある病院や施設では不適切なケアや虐待も発生しやすいため、振り返りや対応等について全体で取り組む必要がある。

5. 虐待と罰則

虐待は、刑事罰の対象になる場合がある。

刑法

①身体的虐待

刑法第 199 条殺人罪、刑法第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪

②性的虐待

刑法第 176 条強制わいせつ罪、第 178 条準強制わいせつ罪

③心理的虐待

刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉棄損罪、第 231 条侮辱罪

④放棄・放置

刑法第 218 条保護責任者遺棄罪

⑤經濟的虐待

刑法第 235 条竊盜罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐嚇罪、第 252 条橫領罪

虐待防止のための取り組み

1. 「虐待防止責任者」の設置

医療法施行規則における医療に係る安全管理のための委員会（以下、委員会）委員長を虐待防止責任者と定め、障害者虐待の未然防止に取り組みます。また、万一、虐待が疑われる事案が発生した場合は、虐待防止責任者を中心に事案の検証と再発防止に取り組む。

貴院で既に設置されている同目的の委員会がある場合、委員会名を差し替えてください。例）医療安全管理委員会

2. 委員会の設置と役割

当院における「虐待の防止、発見した場合の措置」として、委員会にて具体的な対策等について検討し、実施する。

（1）虐待防止のための計画づくり等

- ①院内研修による啓発
- ②虐待防止マニュアルの整備と周知
- ③職員が使用する虐待防止チェックリストの整備

（2）虐待防止のチェック

- ①チェックリストにより、職員が定期的に虐待に関する自己点検を行う。
 - ・各職場の責任者が集計し、委員会に報告する。
 - ・委員会で集計結果の分析を行う。
- ②分析結果に基づき、改善策や研修等の対策について検討し、取り組む。
- ③行動制限の実態把握と検証
 - ・各病棟の委員は、行動制限最小化委員会へ行動制限の実施等について報告する。
 - ・委員会は、行動制限等の報告に対する検証を行い、必要に応じ解除のための検討を行う。

（3）虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

虐待やその疑いのある不適切な対応事例が発生した場合、病院として事案を検証の上、再発防止策を検討し実行に移す。

3. 職員への周知徹底

職員一人ひとりが日頃の支援を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の芽を摘み、権利侵害を許さない病院とするために研修会等により職員への周知徹底を図る。

(1) 倫理綱領・職員行動指針の明示

- ①倫理綱領・職員行動指針を明示して職員への周知徹底を図る。
- ②「職員の方々へ」の掲示（権利侵害防止の掲示物）
 - 「掲示物の確認」
 - ・破損や汚れがある場合は、隨時交換する。

(2) 院内虐待防止に関する研修・支援に関する研修の実施

- ①病院全体の意識向上のために虐待防止や人権擁護に関する研修会を企画・実施し、外部機関が実施する研修にも参加する。

4. 虐待発生時の対応・通報者の保護

(1) 虐待発生時の対応

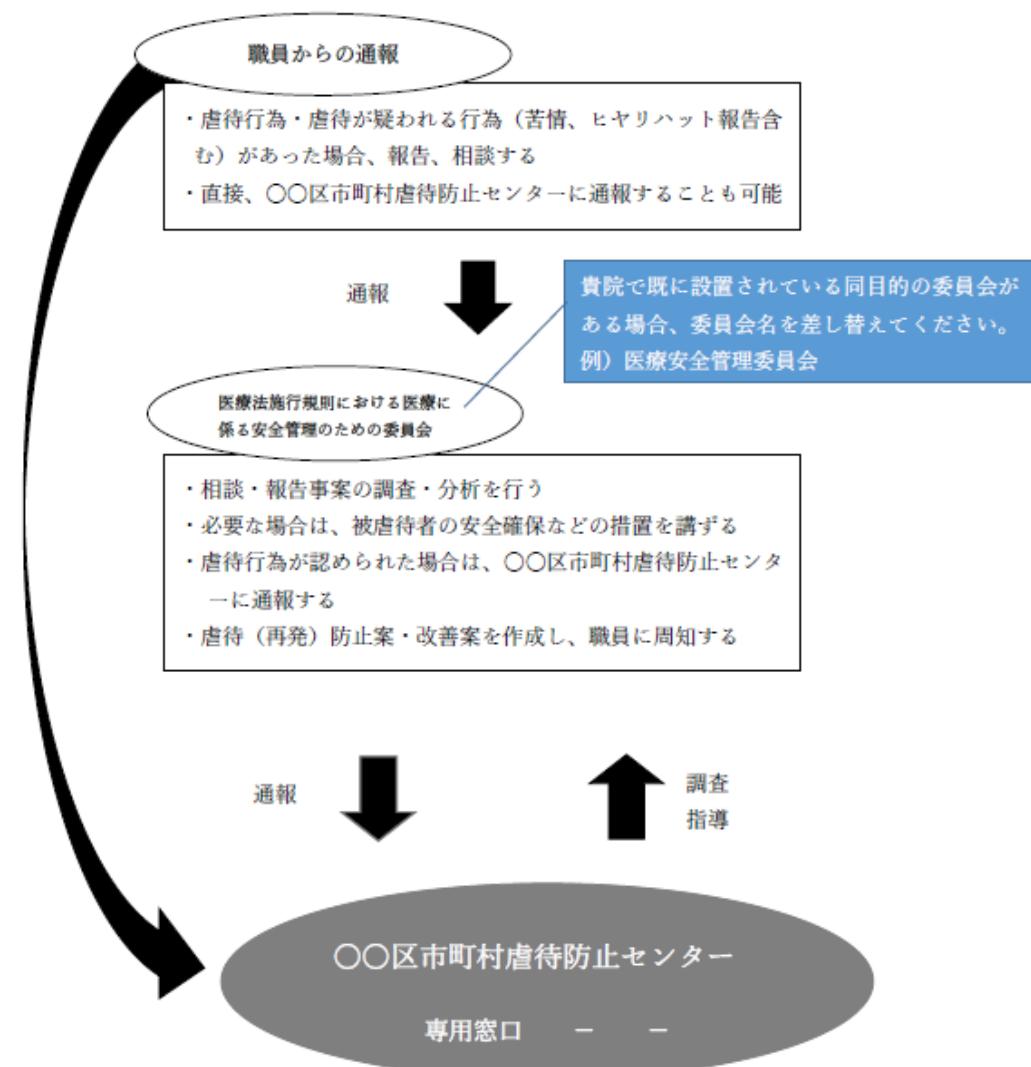
- ①相談や報告があった場合は管理者又は委員会が話の内容を聞き取る。
※委員会が聞き取りを行う場合は公平性を保つため虐待が疑われる事案が発生した部署以外の委員が対応することが望ましい。
- ②院長、事務局長、理事長に報告する。
- ③委員会にて相談や報告の内容を確認する。
- ④虐待が疑われる場合は内部だけで事実確認をせず、下記の窓口に通報する。また行政が実施する訪問調査等には可能な限り協力する。
 - ・〇〇区市町村障害者虐待防止センター
所在地：〇〇区市町村〇-〇 電話：〇〇〇-〇〇〇〇
- ⑤虐待を受けた患者の安全を最優先し、患者及び家族に丁寧な説明と誠意ある対応を行う。
- ⑥事実確認と原因分析を行う。
※関係患者の診療録やその他の帳簿類、関係職員からの聴取内容、監視カメラの映像データ等、その後の調査や再発防止に関する資料は保存しておく。

⑦再発防止のための対応（当該職員に虐待防止や職業倫理などに関する教育や研修の受講義務付けなど）をする。

（2）通報者の保護

平成 18 年 4 月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されている。

◆虐待・虐待が疑われる事案の発生時のフロー図



5. 虐待者・役職者の処分

- ①処分に当たっては、労働関連法規及び就業規則等に基づいて行う。
- ②処分を受けた職員に対しては、虐待防止や職業倫理等に関する教育を義務付る。

【障害者虐待防止法第31条で規定されている、医療機関の管理者が
医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止措置として参考になると考えられる取組例】

障害者虐待防止法第31条で規定されている、医療機関の管理者が
医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止措置として参考になると考えられる取組例
(都道府県及び指定都市の所管部署へのアンケート調査及びヒアリング調査結果等から整理)

	医療機関
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請 ・保健所等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施。
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知 ・医療安全相談窓口にて、医療者からの相談も受付
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全精神科病院で活用予定の「人権意識振り返りチェックシート」を作成
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全精神科病院への「人権擁護委員会」の設置要請により、患者の人権や生活環境への配慮促進 ・自治体が独自に作成した「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」を県立精神科病院に送付、周知

5. 都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署における、障害者虐待防止法第31条で規定する「間接的防止措置」の推進に向けた取組の考察

5-1. 医療機関の管理者が医療機関を利用する障害者に対する虐待防止を推進できるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署が、医療機関の管理者に対して行っている取組概要

- ・アンケート調査の回答者の多くは、一般病院所管部署、精神科病院所管部署とともに「都道府県」が66%、67%、「指定都市」が34%、33%だった（以下、回答割合を併記する場合、前者が一般病院所管部署、後者が精神科病院所管部署）。
- ・障害者虐待防止法の第31条の「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置の義務付けについて、「知っている」と回答した割合は66%、100%、「知らなかつた」と回答した割合は34%、0%であった。
- ・「医療機関を利用するすべての人を対象にした虐待防止の取組を推進するために所管部署が行っている取組」をみると、一般病院所管部署、精神科病院所管部署ともに最も多く取り組まれているのは「各種相談窓口の周知（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）等）」（66%、70%）で、「虐待等の事例を受理した場合の、各医療機関における対応の流れ構築に向けた助言」（22%、43%）が続いている。
- ・今回のアンケート調査における都道府県及び指定都市における医療機関を所管する部署からの回答数が少なかったものの、「障害者虐待防止法第31条において、医療機関の管理者に対して、「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「自ら被害を訴えることが難しい障害者に対する特別な配慮が必要」という記載が多くみられることから、医療機関を利用するすべての人に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、医療機関を利用する障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝障害者虐待防止法第31条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ことができる。
- ・このことは、「医療法」や「患者の権利に関するWMA リスボン宣言」における患者の権利擁護に加え、「精神保健福祉法」、「精神保健福祉法施行規則」及び「精神保健福祉法第37条第1項の規定に基づく厚生大臣が定める処遇の基準（厚生大臣告示）」等の規定にもとづく入院患者の適正な処遇の確保に関する考え方があると考える。
- ・以上のことから、今後、都道府県及び市町村の医療機関を所管する部署においては、上記の既存の取組が、障害者虐待防止法第31条で規定する「間接的防止措置」にも該当すること及び既存の取組の効果がさらに発揮されるよう、医療機関の管理者に対する理解促進の取組（周知等）がなされることが求められる。

5－2. 障害者虐待防止法第31条で規定する「間接的防止措置」のさらなる推進に向けて

(1) 他部署・機関との連携

- ・アンケート調査やヒアリング調査からは、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署のうち5割以上が市町村障害者虐待防止センター等と「相談内容の共有」をしているということを確認できた（実際に連携した事例はなく、事例が発生し、連携が必要になった場合に何かしらの連携を行うことになっているという想定の回答も含む。本報告書 p. 112、123）。
- ・「国手引き」では、市町村障害者虐待防止センター等との連携や、市町村障害者虐待防止センター等が受け付けた相談事例の相談受理後の対応や引継方法の確認が求められている（「国手引き」 p. 28。本報告書 p. 103 再掲）。医療機関を利用する障害者への虐待防止のさらなる推進に向けて、障害者虐待対応所管部署と都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署における一層の連携強化が期待される。

【参考】医療機関における障害者への虐待について（再掲）

医療機関における障害者への虐待については、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。担当部署としては、都道府県の医務課、医療課等が考えられます。（「国手引き」 p. 28）

(2) 都道府県及び市町村の医療機関を所管する部署で行われている取組に関する情報提供

- ・今回、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署や各団体において行われている多くの取組概要を確認することができた。特に、「患者等の人権」に配慮した取組、研修や「チェックシート」やマニュアルの作成、活用等の取組を聞きとることができた。アンケート調査の自由回答からは、障害者差別解消法における「合理的配慮」と関連付ける記載もみられた。
- ・厚生労働省における医療機関を所管する部署及び厚生労働省障害者虐待担当部署においては、多くの都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署で広く、継続的に取組が展開されるよう、都道府県及び指定都市の医療機関を所管する部署や各団体において行われている取組や体制に関する情報提供がなされることを期待したい。

II - 4 . 総合考察

1. 障害者虐待防止法第 29~31 条における、いわゆる「間接的防止措置」の呼称変更

- ・障害者虐待防止法第 29~31 条に規定される学校、保育所等、医療機関の長に対する虐待防止措置については、「国手引き」の中で、障害者虐待防止法における通報義務の対象ではない機関における虐待防止措置を「間接的防止措置」と呼び習わしてきた。
- ・しかし、本研究事業検討委員会において、「間接的防止措置」に対する「直接的防止措置」とは何を指すのか、という疑問が提起された。
- ・障害者虐待防止法では第 29 条~31 条と同様に、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対する、障害者虐待の防止等のための措置を講ずる義務（第 15 条）、障害者を雇用する事業主に対する障害者虐待の防止等のための措置を講ずる義務（第 21 条）を定めており、障害者虐待防止法における通報義務の対象ではない学校、保育所等、医療機関の長に求められる虐待防止措置だけを「間接的防止措置」と呼ぶ理由が明確ではないことを確認できる。
- ・本研究事業からは、「間接的防止措置」という呼称を廃止し「各機関における虐待や不適切行為等の防止措置」という呼称に変更することを提案する。

2. 障害者虐待防止法所管官庁、所管部署の役割推進

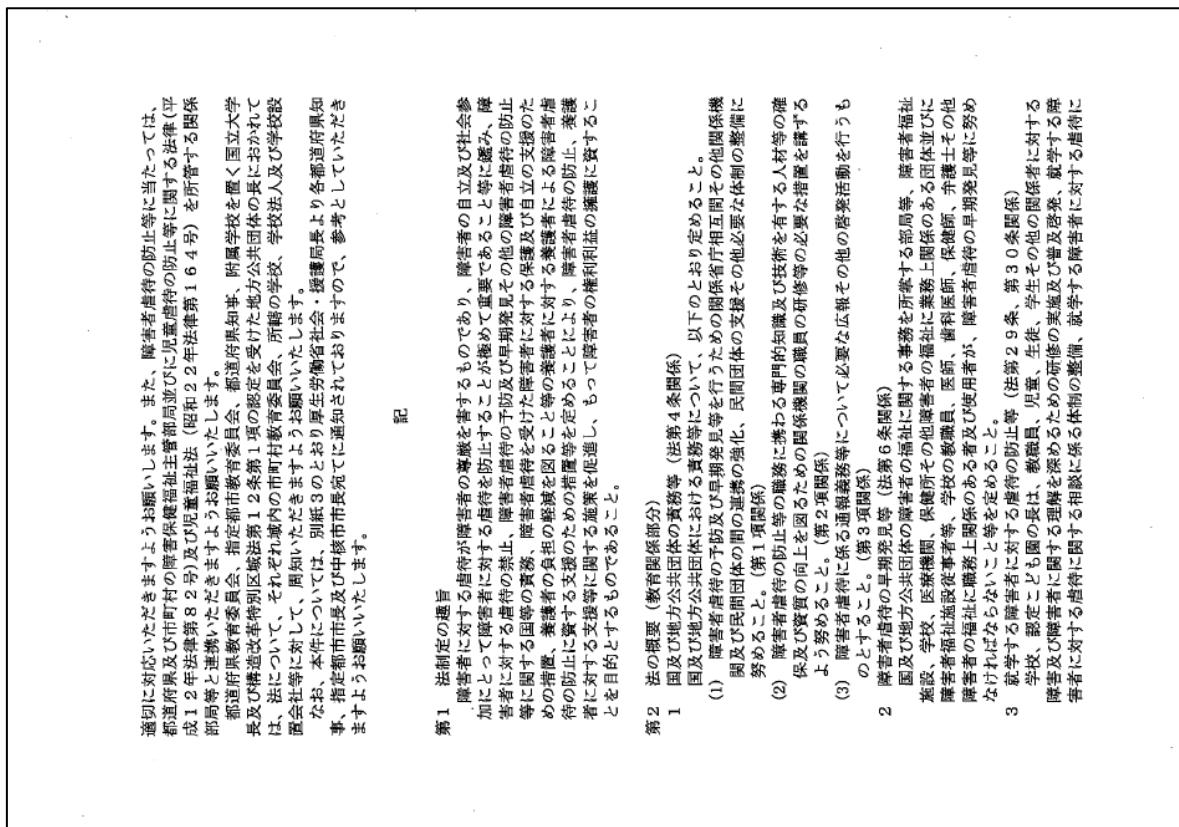
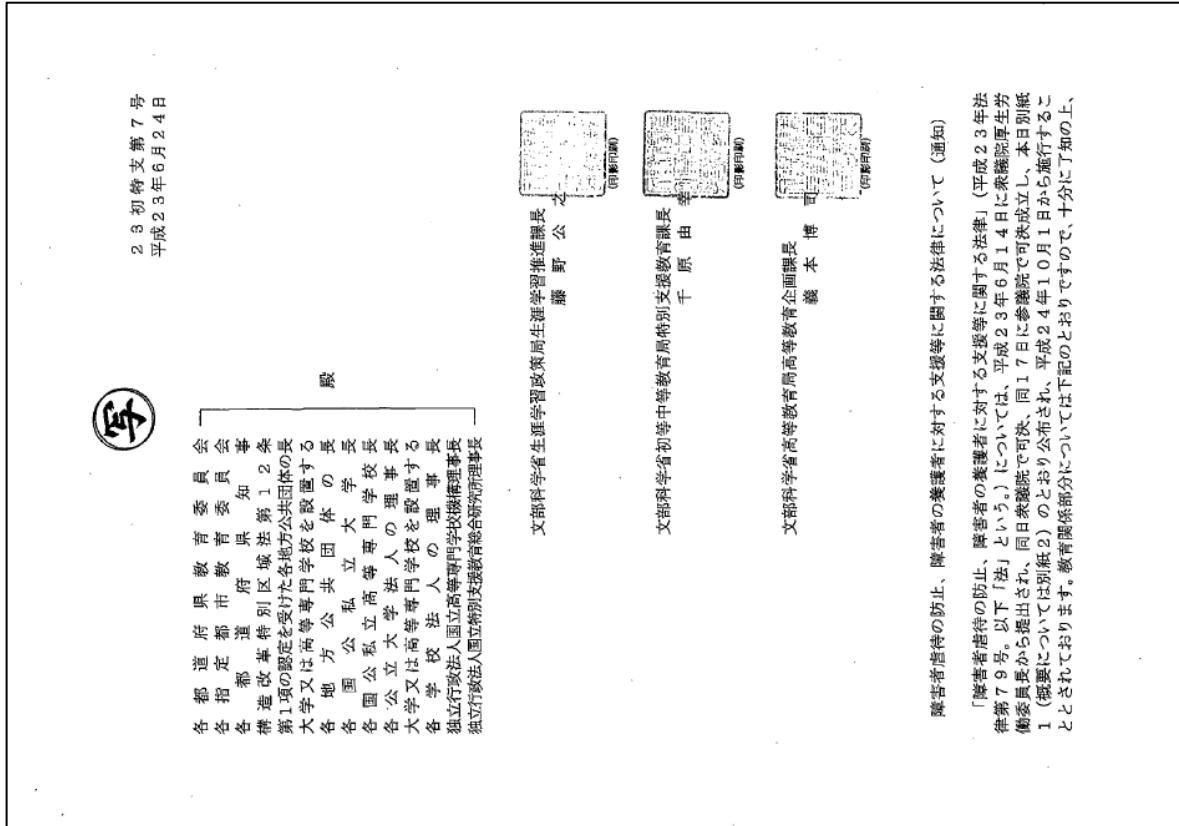
- ・今後、本研究事業における成果物等をもとに、各所管官庁から法の周知、拡大がなされるにあたり、障害者虐待防止法所管官庁、都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署においては、国手引き（p. 28）に記載されている役割の、より一層の推進が求められる。
 - －学校、保育所等、医療機関で起きた虐待事案の、都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から都道府県及び市町村の各所管部署への引き継ぎ
 - －都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署と、都道府県及び市町村の各所管部署との間での、学校における虐待に関する通報や相談受理後の対応や引継方法の確認
 - －都道府県及び市町村の障害者虐待対応担当部署から、都道府県及び市町村の各所管部署に対する障害者虐待防止法第 29~31 条の規定に関する取組実施状況の確認要請
- ・本研究事業におけるアンケート調査及びヒアリング調査の対象は都道府県及び市町村の各所管部署であったことから、学校、保育所等、医療機関の長に求められる虐待防止措置の実施状況は、いまだ明らかにされていない。また、今後も、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待防止の実効性をより高めることを目的に、以下の取組がなされることを期待したい。
 - －都道府県及び市町村の各所管部署による、学校、保育所等、医療機関の長に求められる虐待防止措置の実施状況の把握及び適切な実施要請
 - －都道府県及び市町村の各所管部署による、都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関を所管する部署で行われている取組に関する情報提供（II-1~II-3 「5. 取

組の考察」に記載)。

參 考 資 料

1. 障害者虐待防止法制定時、施行時に、学校、保育所等、医療機関所管官庁から発出された通知等

1-1. 文部科学省（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について（通知）」（23初特支第7号、平成23年6月24日））



対応するための措置など当該学校、認定なども間に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとすること。

4 施行期日（法附則第1条関係）
法は、平成24年10月1日から施行すること。

5 委託（法附則第2条関係）
政府は、学校、保健所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確保又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行なう体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度については、法の施行後3年を、目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、法の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係
〒100-8999 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話：03-5253-4111（内線）3193
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@next.go.jp

1-2. 文部科学省（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）」（24初特支第10号、平成24年7月20日）

<p>○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）</p> <p>○ 障害者虐待の防止と対応（平成24年3月厚生労働省社会・援護局傷害保健福祉部障害者施策地域移行・障害児支援室）を参考にしつつ、以下の点を基本的視点とすること。</p> <p>記</p> <p>障害者虐待の防止に向けた取組を進めるに当たっては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年3月厚生労働省社会・援護局傷害保健福祉部障害者施策地域移行・障害児支援室）を参考にしつつ、以下の点を基本的視点とすること。</p> <p>（障害者虐待の防止と対応のポイント）</p> <p>（1）虐待は被虐待者の難癖を著しく傷つけるものであり、虐待が発生してからへの対応は最もより、虐待を未然に防止することが最も重要であること</p> <p>（2）障害者虐待が発生した場合の対応としては、問題が深刻化する前に早見し、障害者や養護者等に対する支援を開拓することが最重要であること</p> <p>（3）障害者本人の自己決定が確しい場合や、養護者との信頼関係を築くことができない場合であっても、障害者の安全確保を最優先する必要があること</p> <p>（4）在宅の虐待事案では、虐待している養護者が何らかの支援を必要としている場合は少なくなく、被虐待者への支援に加え、養護者支援についても意識する必要があること。</p> <p>（5）各段階において、関係機関が連携を取りながら、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要であることを</p> <p>（障害者虐待の判断に当たつてのポイント）</p> <p>（1）虐待事案においては、虐待を行っている者には、虐待を行つているという自覚がある場合だけでなく、自分が行つていることが虐待に当たると気づいていない場合もあること。また、このような場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があること。</p> <p>（2）障害の特徴から、障害者本人に、自らが受けている行為が虐待であると認識できなかつたり、本人から訴えることができない場合があること。また、このような場合には、より積極的な周囲の介入がなければ、虐待が長期化したりする危険があること。</p> <p>（3）施設や療育現場で発生した虐待について、家族が「これくらいのことは仕方がない」と擁護したり、虐待の事実を否定することがあること。家族からの訴えがない場合であつても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人への支援を中心と考える必要があること。</p> <p>（4）虐待事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け、組織的に行うことが必要であること。その前提として、それぞれの組織の管理体制が、虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要であること。</p>	<p>○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）</p> <p>○ 障害者虐待と対応（平成24年7月20日）</p> <p>○ 各都道府県教育委員会 延 ○ 各指定都市教育委員会 延 ○ 各都道府県知事 延 ○ 構造改革特別区城法第1・2条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 延 ○ 大学又は高等専門学校 を設置する各地方公共団体の長 延 ○ 各国公私立高等学校長 延 ○ 各公立大学法人の理事長 延 ○ 大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長 延 ○ 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 延 ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 延</p> <p>○ 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 ○ 平林正吉 ○ (印影印刷)</p> <p>○ 文部科学省生涯学習政策局特別支援教育監課長 ○ 千原由幸 ○ (印影印刷)</p> <p>○ 文部科学省高等教育局高等教育企画課長 ○ 義本博司 ○ (印影印刷)</p> <p>○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）</p> <p>○ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「法」という。）の成立を踏まえ、文部科学省においては、各教育委員会等に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について（通知）」（23初特支第7号、以下「公布通知」という。）を通知したことですが、本年10月の法の施行に向けて、適切な対応の徹底を図る必要があります。</p> <p>○ 都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学長及び構造改革特別区城法第1・2条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におけるは、それぞれ城内の市町村教育委員会、所轄の学校、学校法人及び学校施設会社等に対し、公</p>
---	--

<p>布通知に記載されている事項について改めて周知願います。</p> <p>また、障害者虐待の防止に向けた取組が一層推進されるよう、下記の点について留意しつつ、指導の徹底をお願いします。</p> <p>（障害者虐待の防止と対応のポイント）</p> <p>（1）虐待は被虐待者の難癖を著しく傷つけるものであり、虐待が発生してからへの対応は最もより、虐待を未然に防止することが最も重要であること</p> <p>（2）障害者虐待が発生した場合の対応としては、問題が深刻化する前に早見し、障害者や養護者等に対する支援を開拓することが最重要であること</p> <p>（3）障害者本人の自己決定が確しい場合や、養護者との信頼関係を築くことができない場合であっても、障害者の安全確保を最優先する必要があること</p> <p>（4）在宅の虐待事案では、虐待している養護者が何らかの支援を必要としている場合は少なくなく、被虐待者への支援に加え、養護者支援についても意識する必要があること。</p> <p>（5）各段階において、関係機関が連携を取りながら、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要であることを</p> <p>（障害者虐待の判断に当たつてのポイント）</p> <p>（1）虐待事案においては、虐待を行っている者には、虐待を行つているという自覚がある場合だけでなく、自分が行つていることが虐待に当たると気づいていない場合もあること。また、このような場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があること。</p> <p>（2）障害の特徴から、障害者本人に、自らが受けている行為が虐待であると認識できなかつたり、本人から訴えることができない場合があること。また、このような場合には、より積極的な周囲の介入がなければ、虐待が長期化したりする危険があること。</p> <p>（3）施設や療育現場で発生した虐待について、家族が「これくらいのことは仕方がない」と擁護したり、虐待の事実を否定することがあること。家族からの訴えがない場合であつても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人への支援を中心と考える必要があること。</p> <p>（4）虐待事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け、組織的に行うことが必要であること。その前提として、それぞれの組織の管理体制が、虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要であること。</p>

なお、18歳未満の障害者に対して看護者により行われる虐待に係る通報等については、
障害者虐待防止法ではなく児童虐待防止法が適用されることから、児童虐待防止に関する
既存の通知や研修教材についても併せて活用することにより、障害者虐待の防止と対応に
ついて、その効果的な取組の推進に努めること。

参考：文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/seitoshidou/1302913.htm
(児童虐待防止関連)

1-3. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行に伴う同法第30条の保育所等における適切な対応について」（事務連絡、平成24年10月1日））

事務連絡 平成24年10月1日	各 都道府県 中核市 指定都市	民生主管部（局） 御中	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
--------------------	--------------------------	----------------	--------------------

- ③ 障害者本人の自己決定が難しい場合や、養護者との信頼関係を築くことが、できていない場合であっても、障害者の安全確保を最優先するために緊急保護を必要とする場合があること。
- ④ 障害者本人の自己決定を支援する視点が重要であるとともに、在宅の虐待事案では、虐待している養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくないため、養護者支援についても留意する必要があること。
- ⑤ 支援の各段階において、関係機関が連携を取りながら、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要であること。

（2）障害者虐待の判断に当たってのポイント

- ① 虐待を行っている者が、自分の行為が虐待に当たるというふうな方法で気づいていない場合もあるが、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があること。
- ② 障害の特性から、障害者本人が、自らが受けている行為が虐待であると認識できない場合があること。本人からの訴えがない場合には、周囲がより積極的に介入をしなければ、虐待が長期化したり、深刻化したりする危険があること。
- ③ 施設や就労現場で発生した虐待について、家族が「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定したりすることがあること。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考えることがあること。
- ④ 虐待事案に対する判断は、担当者一人で行うことを受け、組織的に行うことが必要であること。その前提として、それぞれの組織の管理職が、虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要であること。

* 以上は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年10月厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）8ページから11ページを要約したものです。

2. 参考資料

- （1）保育所保育指針（抄）

※ 保育所保育指針（全般版）

<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/sakunitsuite/bunya/kodomo/kodosate/hoiku/index.html>

- （2）「子ども虐待対応の手引き」（平成21年3月31日改正版）」（抄）

記

1. 障害者虐待の防止等に関する法律等に関する支授等に関する法律等の施行に伴う同法第30条の保育所等における適切な対応について
- 法律第79号。以下「法」という。）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支授等に関する法律施行令（平成24年政令第244号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支授等に関する法律施行規則（平成24年厚生労働省令第132号。以下「施行規則」という。）の趣旨及び内容については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支授等に関する法律の公布について（通知）」（平成23年6月24日付け社援発0624第3号）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支授等に関する法律等の施行について（通知）」（平成24年9月24日付け地第0924第2号・社援第0924第5号）でお示したところですが、法令の施行に当たっては、法第30条に定める保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等について、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づく適切な対応の徹底をは、下記1の基本的視点に立ち、下記2の手引き等の資料を参照しながら対応くださいよう、管内市町村（特別区を含む。）を通じ、保育所等の長に周知をお願い致します。

1

- （1）障害者虐待の防止と対応のポイント
- ① 障害は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待が発生してからの方対応はもとより、虐待を未然に防止することが最も重要なこと。
- ② 障害者虐待への対応としては、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害

2

保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）（抄）

* 附録内は、「保育所保育指針解説書」（平成20年3月厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）における記載事項。

第四章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

(三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

④ 障害のある子どもの保育

(ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(イ) 保育の展開に当たっては、子どもの発達の状況や日々の状態によつては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。

(ウ) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。

(エ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

③ 障害のある子どもの保育

【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】

保育所においては、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して夫に育ち合っています。障害のある子どもが安心して生活できる保育環境となるよう十分に配慮します。

一人一人の障害は様々であり、その状態も多様であることから、保育士等は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが大切です。子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、保育を展開していきます。

【個別の指導計画と支援計画】

保育所では、障害のある子ども一人一人の実態を的確に把握し、安定した生活を送る中で、子どもが自己を十分に発揮できるよう見通しを持つて保育することが必要です。そこで、必要に応じて個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です。その際には、障害の状態や生活や遊びに取

* 「子ども虐待対応の手引き」（全文版）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hdv/dl/120502_11.pdf

(3) 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害者虐待・障害児支援室）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kango/shougaishishitai/

(4) 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成24年9月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害者虐待・障害児支援室）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kango/shougaishishitai/

(5) 「厚生労働省ホームページ」「障害者虐待防止法が施行されます」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kango/shougaishishitai/

の見通しについて協議し、その子どもにとつても適していると思われる支援のあり方を考えていくことが求められます。

第五章 健診及び安全

① 子どもの健診支授

(一) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

⑤ 健待の予防・早期発見等の対策

【健待対策の必要性】

- 保育現場は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等が把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することができます。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生の予防的機能も可能になります。
- マニュアルを作成し、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること、また、市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要です。

【健待等の早期発見】

- 子どもの身体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について、普段から細かいに観察することが必要です。また、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守ることが望まれます。
- ロム：◎「觀察」の主な要点
保育士等が子どもの状態を把握するための視点として以下のことがあげられます。
 - ◎子どもの身体の状態：低身長、やせているなどの栄養障害や栄養障害、不自然な傷・皮下出血・骨折・火傷、虫歯、虫歯が多いまたは急な虫歯の増加等
 - ◎心や行動の状態：骨えた表情・暗い表情、極端に落ちきがない、激しい憤り、笑いが少ない、泣きやすい、言葉が少ない、多動、不活発、攻撃的行動、衣服の着脱を嫌う、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等
 - ◎不適切な養育状態：不潔な服装や体、虐待をしていない、予防接種や医療を受けていない状態 等

- 親や家族の状態：子どものことを話したがらない、子どもの心身について説明しない。

り組む姿、活動への関心や参加の様子、さらには友達との関わりなどをていねいに把握して、クラス等の指導計画と個別の指導計画をどう関連させていくのか、環境構成や援助として特に何を配慮していくのかなど、具体的に見通すことの大変になります。また、計画に基づく支援が、長期的にどのような方向性をめざしていくのか、担当保育士をはじめ、看護師等や栄養士、嘱託医などが連携するこれが基本です。

学校教育において、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために、個別の教育支援計画の作成が進められています。今日、保育所においても、市町村や地域の教育機関などの支援を受けながら、長期的な見通しを持った支援のための個別の計画の作成が求められます。その際、各保育所においては、保護者や子どもの主治医、地域の専門機関など、子どもに觸れる様々な人々と連携を図ることが重要です。こうした取組が小学校以降の個別の支援への連続性を持つことになります。

【職員相互の連携】

障害のある子どもの理解と援助に当たっては、担当保育士だけではなく、職員全体で共通理解を図りながら取り組むことが基本です。そのためには、施設長が中心となり、職員全体で定期的かつ必要に応じて話し合う機会を持つことが求められます。

担当保育士を中心とした子どもの心身の状況に応じて、職員間で協力しながら保育を進めていくことが重要です。

【家庭との連携】

障害のある子どもの理解と援助は、子どもの保護者や家庭との連携が何よりも大切になります。保育所と家庭での生活の状況を伝え合うことで、子どもの理解を深め合うことや、保護者の悩みや不安などを理解し支えていくことなどが可能となります。こうした連携を通して保護者が保育所を信頼し、子どもについての共通理解のもとに協力し合う關係を形成することができます。

また、他の子どもの保護者に対しても、保育所での生活の中で、子どもが互いに打ち合う姿を通して、障害についての理解が深まるようになります。そのためには十分留意します。

【地域や専門機関との連携】

障害のある子どもの保育に当たっては、地域の専門機関と連携し適切なアドバイスを受けながら取り組んでいくことが必要となります。そのためには、保育所と専門機関などが定期的に、または必要に応じて話し合う機会を持ち、子どもへの理解を深め、保育の取組の方向性について確認し合うことが大事です。

また、就学する際には、保護者や関係する専門機関がそれまでの経過やその後

もに、他の子どもや保護者に対して、障害に対する正しい知識や認識ができるように支援する必要があります。

なお、発達障害者支援法に基づき、市町村が保健の実施に当たって発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通して図られるよう配慮して入所を決定した場合には、特に上述の事項を踏まえて支援を行うことが求められます。また、幼稚園、小学校との連携に当たっては、学校教育における個別支援計画の策定とともに連携することに留意することが必要です。

(六) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

(六) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合の保護者支援には、時に保育所と保護者との間で意向や気持ちにずれが生じたり、対立が生じかねないことがあります。何よりも重要なことは、常日頃、保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもとの関係に心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭において、関係機関との連携のもとに、子ども最善の利益を重視して支援を行うことです。そのことが保護者の養育をもたらし、あるいは虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げます。

しかし、保育所や保育士等による対応では不十分であったり、限界があると判断される場合には、関係機関との連携がより強く求められます。特に児童虐待の防止等に関する法律が規定する通告義務は、保育所や保育士等にも課せられています。このような場合は、特に児童相談所等の関係機関との連携、協力が求められます。これらに關注する対応については、第5章の「子どもの健康支援」の内容を踏まえ、必要なマニュアルなどを作成し活用するとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との関係を深め、参画することが求められます。

ない、子どもに対する拒否的態度、しつけが厳しきる、叱ることが多い、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻等
【虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見した時の対応】
保育所では、保護者が何らかの困難を抱え、そのためには養育が不適切になる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に精神面、生活面を援助していく必要があるとされています。上記の種々の事項に応じて、実際に不適切な養育が起つていると疑われる場合や気になるケースを発見した時は、速やかに市町村や関係機関と連携を取ることが必要です。なお、この対応については、第6章においても記述されています。

3 食育の推進

(四) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

③障害のある子ども

障害のある子どもに対し、他の子どもと異なる食事を提供する場合があり、食事の採取に際しても介助の必要な場合があります。療育機関、医療機関等の専門職の指導・指示等の運動機能等の状態に応じた配慮が必要です。また、誤飲をはじめとする事故の防止にも留意しなければなりません。さらに、他の子どもや保護者が、障害のある子どもの食生活について理解できるよう配慮します。

第六章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもとの保護者に対する支援

(四) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

(4) 障害や発達上の課題が見られる子どもとの保護者に対する支援

障害や発達上の課題が見られる子どもとの保護者に対する支援には、更に十分な配慮のとともに保育並びに支援を行うことが必要です。これらの子どもとの保育に当たっては、第4章－1－(3)－「ウ障害のある子どもの保健」に記されている事項を十分に配慮し、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受けるなど、適切な対応を図る必要があります。また、保護者に対しては必要に応じて保育指導を行うこと

「子ども虐待対応の手引き（平成21年3月31日改正版）」（抄）

第11章 関係機関との協働

8. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携

(1) 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携の意義

市町村における児童虐待対策の充実を図るために要保護児童対策地域協議会が法定化され、この協議会を構成する主要機関である保育所及び学校（幼稚園・小学校・中学校・高校を含む。以下同じ。）は、児童虐待に関する知識・技術を高め、虐待の予防、発見、対応において重要な役割を発揮しつつある。

保育所及び学校は、星賀子どもたち家庭から離れ、同年齢集団等の中で学び、遊び、生活する場であることから、虐待を受けている子どもや不適切な養育環境にある子どもにとって、延間、家庭から離れ、保育所や学校において、心身の健康と安全が保障されるとともに、家庭での生活状態を日々観察する機会がもてることが意義は大きく、関係者には、より深い子どもとの理解と人権擁護等への認識が求められる。

(2) 保育所、学校等との連携にあたっての留意事項

【1】 署員通告時の現場のとまどい、
保育所については、「保育所保育指針」が平成20年3月28日厚生労働省告示第141号として告示され、「保育所による支授」（施行平成21年6月1日施行）、その第5章「健診及び安全」及び第6章「保護者に対する支援」に保育所における子どもへの虐待等への対応が規定されている。第5章では、「1. 子どもの健診支援」として、「子どもの心身の状態等を觀察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。

また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ることとしている。また、第6章では、「2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」として、保護者に児童不安等が見られる場合、不適切な養育が疑われる場合 虐待が疑われる場合とそれぞれの対応について明記している。保育所においては、こうした書き分けを十分理解し、虐待が疑われる前の段階での迅速かつ適切な対応が重要であると認識する必要がある。

全国の保育所においては、日常のかつ総合的に子どもや保護者と関わる中で、保護者の子育てを支援し、虐待の芽を摘むなどの適切な対応が求められる。特に告示化された保管指針を踏まえて、各保育所が保育所の役割や機能を適切に发挥することが望まれる。

1－3. 厚生労働省医政局総務課（「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う適切な対応について」（事務連絡、平成24年9月28日））

事務連絡
平成24年9月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

○「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年10月厚生労働省社会・援護局長通知）

<参考資料の掲載URL>
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiso/shougaishahukushi/giga_kutaboushi/

障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う適切な対応について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「法」という。）の成立を踏まえ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について」（平成23年6月24日付け社援発0924第3号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について」（平成24年9月24日付け地発0924第2号大臣官房地方課長、雇児発0924第2号雇用均等・児童家庭局長、社援発0924第5号厚生労働省社会・援護局長通知）が通知されたところですが、本年10月1日の法の施行に当たって、適切な対応の徹底を図る必要があります。

つきましては、貴管内の医療機関に対し、公布通知に記載されている事項について改めて周知するとともに、貴管内の保健所設置市及び特別区に対しても周知願います。

また、障害者虐待の防止に向けた取組を進めるに当たっては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年10月厚生労働省社会・援護局・障害保健福祉部障害者虐待移行・障害児支援室）を参考にし、関係部署と連携しつつ、適切な対応をお願いします。

<参考資料>

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について」（通知）（平成23年6月24日付け社援発0924第3号厚生労働省社会・援護局長通知）

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行

2. 「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置」に関するアンケート調査 調査票

2-1. 学校所管部署向け（公立、私立学校所管部署）

<p style="text-align: center;">「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置」に関するアンケート調査</p> <p style="text-align: center;">【学校所管部署向け（公立、私立学校所管部署）】</p>	
<p style="text-align: center;">□○ご回答者様に関する基礎情報</p>	
<p>問2 「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置」に関するアンケート調査</p> <p>（1）就学するすべての児童、生徒、学生（以下「児童、生徒、学生」といいます。）を対象にいたしました。虐待組についてお聞かせください。</p> <p>問2-1 各取組の実施の有無、概要について</p> <p>（1）就学するすべての児童、生徒等の虐待等（虐待やいじめ、体罰及び不適切な指導、ハラスメント等の防止等、以下同じ。）の防止に関する研修の実施目的とした研修の実施及び普及率について</p> <p>【あてはまるもの全てに「1」を入力】</p> <p>① 質部署が主催する虐待等の防止に関する研修の実施</p> <p>② 各学校が主催する虐待等の防止に関する研修の実施に向けた支援（研修内容の企画立案等）</p> <p>③ いじめやハラスメント防止等に関するパンフレットの作成・配布（各学校における取組の支援を含む）</p> <p>④ その他</p> <p>⑤ 行っていない</p> <p>※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。</p> <p>（2）就学するすべての児童、生徒等の虐待等に関する相談体制について</p> <p>【あてはまるもの全てに「1」を入力】</p> <p>① 質部署内への、虐待等に関する相談窓口の設置</p> <p>② 各学校が設置する、虐待等に関する相談窓口の構築、運営に関する支援（スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の配置、派遣等）</p> <p>③ 各種相談窓口の開設（児童相談所や子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなのいき BuzzFeed 全国共通人権相談ダイヤル等）</p> <p>④ その他</p> <p>⑤ 行っていない</p> <p>※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。</p>	
<p>問2-2 で複数の学校種別</p> <p>（1）幼稚園所管部署</p> <p>（2）小学校所管部署</p> <p>（3）中学校所管部署</p> <p>（4）義務教育学校所管部署</p> <p>（5）高等学校所管部署</p> <p>（6）中等教育学校所管部署</p> <p>（7）特別支援学校所管部署</p> <p>（8）高等専門学校所管部署</p> <p>（9）大学所管部署</p> <p>（10）草野球学校（教育基本法第24条）所管部署</p> <p>（11）各種学校（同法第34条）所管部署</p> <p>（3）設置・運営 【いすれかに「1」を入力】</p> <p>（4）自治体区分 【いすれかに「1」を入力】</p> <p>※（1）で「 公立 」を選択した場合のみ</p> <p>（5）町村</p>	
<p>問1 障害者虐待防止法第29条では、「就学する障害者」に対する虐待の防止等として、学校長に対し、必要な措置を講ずるよう義務づけています。質部署は障害者虐待防止法第29条（弊所からの依頼文面参照）をご存知ですか。</p> <p>【どちらかに「1」を入力】</p> <p>① 知っている </p> <p>② 知らなかった </p>	

〔「就学する障害者」に特化した取組を行っている場合〕
(1) 「就学する障害者」に特化した取組の概要をお聞かせください。(自由回答)

〔あてはまるもの全てに「1」を入力〕
(2) 対応が上記(1)の取組を行っている理由をお聞かせください。

① 教育基本法第4条「教育の機会(等)」に定められているため

② 「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(25文科初第55号、平成25年9月

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月

③ 24日法律第9号) 第29条(就学する障害者に対する取組の防止等)に基づく対応が定

められているため

④ その他 ※下記欄に具体的にご記入ください。

問3へお進みください

〔「就学する障害者」に特化した取組を行っていない場合〕

(3) 対応として「就学する障害者」に特化した取組を行っていない理由をお聞かせください。

〔あてはまるもの全てに「1」を入力〕

① 予算に限りがあるため

② 人員に限りがあるため

③ 既存の法制度内の枠組みにおける対応により、就学するすべての児童、生徒等の虐待

防止等を継続できると考えるため

④ その他 ※下記欄に具体的にご記入ください。

問3へお進みください

〔「就学する児童・生徒等の虐待等の防止に対処するための措置について

〔あてはまるもの全てに「1」を入力〕

① いじめや虐待等の事例を受理した場合の、各学校における対応の流れ構築に向けた助

② 言語基準等の事例を受理した場合の、外部の関係者(専門職等)の紹介や派

りいじめや虐待防止、指導計画等に関する児童、生徒等、保護者へのアンケート調査の

③ 美徳や結果に対する、各学校への助言(調査項目、調査方法、事例対応の流れ、分析

④ その他

⑤ 行っていない

※①~④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。

〔「就学する児童・生徒等に対する虐待等を防止するために必要な措置について

〔あてはまるもの全てに「1」を入力〕

① 各学校に対する、障害別解説書に基づく「合理的配慮」の提供や周囲の児童、生

② 学校の運営に関する、教職員等から責任部署への相談窓口の設置や担当者の配置

③ 障害のある児童、生徒等の施設・施設、団体等との交流活動や活動等の事例紹介

④ その他

⑤ 行っていない

※①~④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。

問2-1 (1)～(3)のうち、「就学する障害者」に特化した取組を行っていますか。
例：新規登録に対する、障害及び障害別解説書も含めるための専用フォルダの構築を実現
により、新規登録時に障害別解説書を自動的に表示するための機能。また、児童や生徒等の情報
障害のある児童生徒等の両面の児童生徒等及びその保護者への理解度合いの情報提供等

〔どちらかに「1」を入力〕
① 行っている
② 行っていない

〔どちらかに「1」を入力〕
① (1) (2)をご回答ください
② (3)をご回答ください

【「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した場合】
 (3) 「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と考える理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】
① たら ② その他 ③ 特になし

◆ 学校を所管されているご担当部署様のお取組に関するヒアリング調査へのご協力のお願い◆

本研究事業では、事業目的の実現に向けて、学校・保健所等、医療機関を所管される他自治体等の部署・機関にとつて参考となるようなお取組や体制整備の工夫、課題等の収集を目的としております。また、取組を推進するにあたり、上記の調査結果に基づき、ヒアリング調査を実施しておりますため、ヒアリング調査についてのみを想定しております。なお、本調査は任意で実施しているものであり、ヒアリング調査にご協力いただけない場合は、医療機関に対する調査を実施しておりますため、下記にご担当部署様のお取組につれてヒアリング調査を実施してあります。また、ヒアリング調査についてのみを想定しておりますが、貴部署も可能であれば、下記にご協力いただけます。

- △ヒアリング調査概要△
- ・対象：学校・保健所等、医療機関を所管される部署・機関ごとに2箇所程度（予定）
- ・期間：令和3年1月～2月
- ・必要時間：15時間程度（予定）
- ・実施方法：新型コロナウィルスの状況を鑑み、オンライン会議システムにて実施。

(1) 自治体名 ① 都道府県名 ② 市町村名
(2) 担当部署名 ③ お名前 ④ 係職 ⑤ 電話番号 ⑥ E-mail

お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございました。
 令和3年2月12日（金）をめどに、
 蟹井の本調査回答専用メールアドレス
 (kansetsu_boushi@jini.or.jp)宛てにご回答をお送りいただきます。

問3 合、障害者虐待防止センター等が、学校における障害者虐待に該当する事例を把握した場合

【あてはまるもの全てに「1」を入力】
 「市町村の場合、「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県の場合、「都道府県障害利権センター」（いずれも障害者虐待防止法第32条、第36条参照）

【あてはまるもの全てに「1」を入力】
① 相談内容の共有
② 対応方策の検討
③ 再発防止策の検討
④ その他 ※下記欄に具体的にご記入ください！
⑤ いずれも行っていない

問4 障害者虐待防止法第29条では学校の長に対し、「就学する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けています（弊所からの依頼文書面参照）。

(1) 上記の現状をふまえ、「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とするご意見をお聞かせください。

【あてはまるもの1つだけに「1」を入力】
① 障害者の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい
② 障害者のみを虐待防止の対象とすることが望ましい
③ どちらともいえない、わからぬ

【「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した場合】
 (2) 障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましいと考える理由をお聞かせください。

【「②障害者のみを虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した場合】
 (3) をご回答ください

【あてはまるもの全てに「1」を入力】
① 障害者の虐待等の対応を難しく感じる
② 障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい
③ どちらともいえない、わからぬ

④ 既存の法制度内の枠組みにおける対応との重複があるため

⑤ その他

⑥ 特になし

2-2. 保育所等所管部署向け（認可保育所）

<p>「障害者虐待防止法」令和五年度審査会合社推進事業 調査番号：47 「障害者虐待防止法における障害者権利の実効的防止措置に関する研究」</p> <p>【障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の即接的防止措置】に関するアンケート調査</p> <p>【保育所等所管部署向け（認可保育所）】</p> <p>□が回答欄になります</p>						
<p>問〇 ご回答者様に関する基礎情報</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 都道府県</td> </tr> <tr> <td>(2) 指定都市</td> </tr> <tr> <td>(3) 中核市</td> </tr> <tr> <td>(4) 市（2、3を除く。特別区を含む。以下同じ。）</td> </tr> <tr> <td>(5) 町村</td> </tr> </table>		(1) 都道府県	(2) 指定都市	(3) 中核市	(4) 市（2、3を除く。特別区を含む。以下同じ。）	(5) 町村
(1) 都道府県						
(2) 指定都市						
(3) 中核市						
(4) 市（2、3を除く。特別区を含む。以下同じ。）						
(5) 町村						
<p>問1 障害者虐待防止法第30条では、「保育所等に通つ障害者」に対する虐待の防止等として、保育所等の長に対し、必要な措置を講ずるよう義務づけられています。貴部署は障害者虐待防止法第30条（算所からの依頼又裏面参照）をご存知ですか。（どちらかに「[]を入力】</p> <p>① 知っている □ ② 知らなかった □</p>						
<p>問2 〔「保育所等に通つ障害者」を含む、以下同じ。〕に通うすべての児童や虐待防止の取組について、お取組はいかで実施されていますか。（各保育所の内部組織又は外部組織等にて行なっておられます）</p> <p>〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>① 貴部署が主催する研修の実施及び普及啓発について 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>② 各保育所が主催する人権に関する研修の実施 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>③ いじめ防止等に関する研修の実施に向けた支援（研修内容の企画立案、講師派遣、講師負担等） 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>④ その他 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。</p>						
<p>問2-1 各取組の実施の有無、概要について 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>（1）保育所に通うすべての児童の人権（いじめや虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>① 貴部署が主催する人権に関する研修の実施 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>② 各保育所が主催する研修の実施 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>③ いじめ防止等に関する研修の実施・配布（各保育所における取組の支援を含む） 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>④ その他 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。</p>						
<p>問2-2 各取組の実施の有無、概要について 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>（2）保育所に通うすべての児童の人権（いじめや虐待防止等。以下同じ。）に関する理解促進を目的とした研修の実施 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>① 貴部署が主催する人権に関する研修の実施 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>② 各保育所が主催する研修の実施 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>③ いじめ防止等に関する研修の実施・配布（各保育所における取組の支援を含む） 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>④ その他 〔あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。</p>						

<p>（2）保育所に通うすべての児童の人権に関する相談体制の整備について</p> <p>【あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>① 貴部署内への、人権に関する相談窓口の設置</p> <p>② 各保育所が設置する、人権に関する相談窓口の構成、運営に関する支援</p> <p>③ 各種相談窓口の開拓（児童相談所や子ども家庭支援センターへ人情保護委員、みんなどの人権10番（全国未満）へ相談ダイヤル）等</p> <p>④ その他</p> <p>⑤ 行っていない</p> <p>※①～⑤を選択された場合、具体的に記載をお願いします。</p>	
<p>（3）保育所に通うすべての児童の人権に対処するための措置について</p> <p>【あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>① たの言葉や虐待等の事例を受理した場合の、各保育所における対応の流れ構築に向けた各種相談会議等への、外部の関係者（専門職等）の紹介</p> <p>② 各保育所が設置する、事例対応検討会議等への、外部の関係者（専門職等）の紹介</p> <p>③ いじめや虐待防止・支援計画等に関する保育者アンケート調査の実施（質問紙）に対する各保育所への助言（調査項目、調査方法、事例対応の流れ、分析の観点等）</p> <p>④ その他</p> <p>⑤ 行っていない</p> <p>※①～⑤を選択された場合、具体的に記載をお願いします。</p>	
<p>（4）その他、児童に対する虐待を防止するために必要な措置について</p> <p>【あてはまるもの全てに「[]を入力】</p> <p>① 各保育所に対する「虐待予防指針」に基づく「合理的な記述」の提出や画面の見直し</p> <p>② 保育所の運営に関する事例の紹介</p> <p>③ 障害児童等の施設・機関、団体等との交流保育や活動等の事例紹介</p> <p>④ 巡回相談支援を通じた、保育所や保育士への助言、支援</p> <p>⑤ その他</p> <p>⑥ 行っていない</p> <p>※①～⑥を選択された場合、具体的に記載をお願いします。</p>	

問3 脊椎・骨部等との連携状況についてお聞きかせください。
※専門的の場合、「専門的障害者虐待防止法」、部活動の場合は、「部活動障害者虐待防止法」
(いずれも障害者虐待防止法第32条、第36条参照)

あてはまるもの全てに「」を入力

(1) 相談内容のモザイク

(2) 対応方策の検討

(3) 再発防止策の検討

(4) その他 ※下記欄に具体的に記入ください

(5) いずれも行っていない

問4 保育所は、障害の有無に問わらず子どもが利用している場所です。一方、障害者虐待防止措置を講じています。「保育所等の性別文面問題」に対する虐待の防止上の指針を読みます。(学所からの性別文面問題)。

- (1) 上記の現状をふまえ、「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対するご意見をお聞かせください。

あてはまるものつだけに「」を入力

(1) 障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい

(2) 障害者のみを虐待防止の対象とすることが望ましい

(3) どちらともいえない

(4) わからない

(2) お回答ください

(3) をご回答ください

質問は以上です

【「①障害の有無によらず虐待防止のお経とすることが望ましい」と回答した場合】

- (2) 「障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と考える理由をお聞かせください。

あてはまるもの全てに「」を入力

(1) 障害の有無によって人権尊重の必要性に変わりはないため

(2) 「障害の有無によらず、虐待防止に係る問題への対応を分けることは望ましいことではあるため

(3) 「障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため

(4) 既存の法制度内の未組み上げがある点との重複感があるため

(5) その他

(6) 特になし

問3へお進みください

問2-2 記問2-(1)～(4)のうち、「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っていますか。
例：新任職員に対する、障害及び健常の理解を深めることの研修プログラムの実施、労働者や連絡体制の整備支援等

【どちらかに「」を入力】

① ② をご回答ください

③ をご回答ください

④ をご回答ください

【「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っている場合】

(1) 「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行った理由を記入ください。（自由回答）

(2) 貫徹署が上記(1)の取組を行っている理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「」を入力】

① 「保育所保育指針」（第1章）～「3 保育の計画及び評価」等）に基づく対応が

② 「障害者虐待の防止に関する法律」（平成23年6月24日法律第19号）第40条、保育所等に通う障害者に対する虐待等に対する法律等）に基づく対応が定められているため

③ その他 ※下記欄に具体的にご記入ください！

④ 特になし

問3へお進みください
【「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っていない理由をお聞かせください。

(3) 貫徹署として「保育所等に通う障害者」に特化した取組を行っていない理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「」を入力】

① 予算に限りがあるため

② 人員に限りがあるため

③ 既存の法制度内の未組み上げがある点により、保育所に通うすべての児童の権利を保護できると考えるため

④ その他 ※下記欄に具体的にご記入ください！

⑤ 特になし

問3へお進みください

【「②障害者のみを虐待防止の対象として問題ない」と回答した場合】

(3) 「障害者のみを虐待防止の対象として問題ない」と考える理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てで「」を入力】	
〔必ず〕障害者を訴えることは難しいことが多い 障害児は特別な配慮が必要と考える	
① ふたの	② その他 ※下記欄に具体的に記入ください
③ 特になし	

◆ 認可保育所ご担当部署様の取組に関するヒアリング調査へのご協力のお願い◆

本研究事業では、事業目的の部署・機関に向け、学校・保健所等、医療機関を所管される他自治体等の部署・機関に、ご参考となるよう、お取組や本取組の工夫、課題等の取組を目的としたヒアリング調査を予定しております。ご担当部署様の取組についてヒアリング調査にご協力いただくことが可能であれば、下記にご連絡先のご記入をお願いいたします。

用途、学校・医療機関に対する調査を実施しておりますため、ヒアリング調査にご協力

いたたくこと依頼は、認可保育所ご担当部署様のお取組についてのみを想定しております。

なお、本調査は任意で実施しているものであり、ヒアリング調査にご協力いただけない

場合であっても、貴部署が不利益を被ることは一切ないことを申し添えます。

△ヒアリング調査概要△

・対象：学校、保健所等、医療機関を所管される部署・機関ごとに2箇所程度（予定）

・時期：令和3年1月～2月（予定）

・実施方法：新型コロナウィルスの状況を鑑み、オンライン会議システムにて実施。

(1)自治体名	①都道府県名	
(2)市区町村名		
(2)担当部署名 【認可保育所の 担当部署の み】	(4)役職	(6)E-mail
(3)お名前		
(5)電話番号		

お忙しいなか、ご協力いただきありがとうございました。

令和3年2月12日（金）をめどに、
弊所の本調査回答専用メールアドレス
(kansetsu_boushi@jiror.jp)宛てにご回答をお送りいただきます。
よろしくお願い申し上げます。

2-3. 医療機関所管部署向け

(1) 一般病院

問① ご回答者様に関する基礎情報	<input type="text"/> が回答欄となります。
(1) 自治体区分 ① 都道府県 「どちらかに 「」を入力】 ② 指定都市 「」を入力】	
(2) 病院区分 ① 病院（精神科病院以外） 「どちらかに 「」を入力】 ② 精神科病院 「」を入力】	
問1 嘘告者虐待防止法第31条では、「医療機関を利用するする障害者」に対する虐待の防止等として、医療機関にしたがうるに、必要な措置を行っています。貴部署は障害者虐待防止法第31条、弊所からの依頼又裏面参照）をご存知ですか。 「どちらかに「」を入力】 <input type="text"/> ② 知らなかった <input type="text"/>	
問2 貴部署が所管する医療機関を利用するすべての人（「医療機関を利用する障害者」を含む。）を対象とした虐待防止の取組が性差（性別）による差があるとおもいます。（以下同じ。）についてお聞かせください。	
問2-1 各取組の実施の有無、概要について (1) 医療機関を開設するすべての人権（患者の権利や虐待防止等。以下同じ。）に関する理解度 【あてはまるもの全てに「」を入力】 ① 連携を目的とした研修の実施及び啓発について ② 各医療機関が主催する人権に関する研修の実施 ③ 病院・診療所（精神科病院を除く）の職員等の研修 ④ 患者の人権に関する掲示物、配布物等の作成・配布（各医療機関における取組の支援） ⑤ その他 ⑥ 行っていない	
※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。	

(2) 医療機関を利用するすべての人の人権に関する相談体制の整備について	<p>【あてはまるもの全てに「」を入力】</p> <p>① 各医療機関が設置する、人権に関する相談窓口の構造、運営に関する支援 ② 各種相談窓口の周知（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）等） ③ その他 ④ 行っていない</p> <p>※①～③を選択された場合、具体的に記載をお願いします。</p>				
(3) 医療機関を利用するすべての人の人権に対処するための措置について	<p>【あてはまるもの全てに「」を入力】</p> <p>① 虐待等の事例を受理した場合の、各医療機関における対応の流れ構造に向けた助言 ② 各医療機関が設置する、事例対応検討会議等への、外部の関係者（専門職業）の役割や派遣 ③ 治療に際する施術等に際する患者・家族へのアグレート調査の実施や端末に対する、各医療機関への助言（調査項目、調査方法、事例対応の流れ、分析の観点等） ④ その他 ⑤ 行っていない</p> <p>※①～⑥を選択された場合、具体的に記載をお願いします。</p>				
(4) その他、医療機関を利用するすべての人に對する虐待を防止するために必要な措置について	<p>【あてはまるもの全てに「」を入力】</p> <p>① 各医療機関に対する、障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や病院の患者・家族等への理解促進に関する事例の紹介 ② 医療機関等への理能促進（治療やサービス提供等）に関する、医療者から質問への相談窓口の設置や担当者の配置 ③ その他 ④ 行っていない</p> <p>※①～⑨を選択された場合、具体的に記載をお願いします。</p>				

問3 傷害者虐待防止センター等※が、医療機関においてお聞きかせください。
場合、貴部署との連絡状況についてお聞きかせください。
※市町村の場合は、「市町村虐待防止センター」、都道府県の場合は、「都道府県虐待防止センター」
(いすゞいむき者虐待防止法第2条、第36条参照)

① 相談内容の共有	② 対応方策の検討	③ 再参訪防止の実施計	④ その他 ※下記欄に具体的にご記入ください！	⑤ いざれも行っていない
-----------	-----------	-------------	-------------------------	--------------

問4 第31条では、医療機関の管理当局に対し、「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けています（弊所からの依頼文裏面参照）。

① 上記の現状をふまえ、「医療機関を利用する障害者」のみを虐待防止の対象とすることに対する意見をお聞きください。	② 障害者の有無による虐待防止の対象として問題ない	③ どちらともいえない、わからぬ	④ 特になし
--	---------------------------	------------------	--------

② をご回答ください	③ をご回答ください	④ 質問は以上です
------------	------------	-----------

【「①障害の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と回答した理由をお聞かせください。
(2) い。】

① 障害の有無によって人権尊重の必要性に変わらないため	② ないため	③ 障害の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は未通りであるため	④ 既存の法制度内の枠組みにおける対応との重複感があるため	⑤ その他 ※下記欄に具体的にご記入ください！
-----------------------------	--------	---	-------------------------------	-------------------------

⑥ 特になし

問2-2 上記問2-1(1)～(4)のうち、「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていますか。

例：新任職員に対する「障害者に対する理解を深めるための研修プログラムの構築支援等
バーニング等を導入した際に静かに休憩できる場所の設置、訪問者や連絡体制の整備支援等

（どちらかに[1]を入力）

① 行っている

② 行っていない

[1]、[2]をご回答ください

[3]をご回答ください

【「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っている場合】

① 「医療機関を利用する障害者」に特化した取組の概要をお聞かせください。（自由回答）

② 貴部署が上記(1)の取組を行っている理由をお聞かせください。

[あてはまるもの全てに[1]を入力]

【あてはまるもの全てに[1]を入力】
① 「医療法や「患者の権利に関するWMハリストン宣言」等に個人の尊重等が定められ

ているため

② 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月

づく対応が定められているため

③ その他 ※下記欄に具体的にご回答ください！

④ 特になし

問3-1 お進みください
【「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない場合】
(3) い。

【「医療機関を利用して医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない理由をお聞かせください。

[あてはまるもの全てに[1]を入力]

① 予算に限りがあるため

② 人員に限りがあるため

③ 既存の法制度内の枠組みにおける対応により、医療機関を利用するすべての人

様を網羅することができると考えるため

④ その他 ※下記欄に具体的にご回答ください！

⑤ 特になし

問3-2 お進みください

【「②障害者のみを虐待防止の対象とする」と回答した場合】 〔あてはまるもの全てに「[]を入力〕」と回答する理由をお聞かせください。	
<p>① め 自ら被害訴えることが多い障害者には特別な配慮が必要と考えた</p> <p>② その他 ※下記欄に具体的にご記入ください！</p> <p>③ 特になし</p>	
<p>◆ヒアリング調査へのご協力のお願い◆</p> <p>本研究事業では、事業目的の実現に向けて、学校・保健所等、医療機関を所管される他自治体等の部署・機関について参考などによるなお取組や本制度の工具、課題等の収集を目的としたヒアリング調査を予定しております。ヒアリング調査にご協力いただくことが可能であれば、下記に連絡の上ご記入をお願いいたします。</p> <p>なお、本調査は任意であり、ヒアリング調査にご協力いただけない場合は、本調査は不利益を被るることは一切ないことを申し添えます。</p> <p>◇ヒアリング調査概要◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：学校・保健所等、医療機関を所管される部署・機関ごとに2箇所程度（予定） ・時期：令和3年1月～2月 ・所要時間：新型コロナワイルスの状況を鑑み、オンライン会議システムにて実施。 ・実施方法： 	
(1) 自治体名	①都道府県名
	②市名
(2) 担当前署名	③お名前
	④役職
(5) 電話番号	⑤
	⑥E-mail

(2) 精神科病院

問2-2 上記問2-1(1)～(4)のうち、「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていますか。

例：新任職員に対する、障害及介護者の理解を深めるための研修・ローラー演習、対応者や連絡体制の整備支援等

【どちらかに「[]を入力】

①行っている

②行っていない

【(1)、(2)をご回答ください】

③をご回答ください

【「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っている場合】

(1) 「医療機関を利用する障害者」に特化した取組の概要をお聞かせください。(自由回答)

(2) 費部署が上記(1)の取組を行っている理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「[]を入力】

【医療法や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準】、「患者の権利に関するWMAリスボン宣言」等に個人の尊重等が定められているため

「障害者虐待の防止、障害者の権利に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第31条「医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等」に基づく対応が定められていますため

(3) その他 ※下記欄に具体的にご記入ください

④特になし

問3へお進みください

【「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない場合】

(3) 費部署として「医療機関を利用する障害者」に特化した取組を行っていない理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「[]を入力】

(1) 予算に限りがあるため

(2) 人員に限りがあるため

(3) 既存の法制度内の枠組みにおける対応により、医療機関を利用するすべての人の人権を継続できると考えるため

(4) その他 ※下記欄に具体的にご記入ください

⑤特になし

問3へお進みください

(2) 医療機関を利用するすべての人の人権に関する相談体制の整備について

【あてはまるもの全てに「[]を入力】

① 各医療機関が設置する、人権に関する相談窓口の構成、運営に関する支授

② 各種相談窓口の窓口（専門医、医療相談員、医療相談委員、みどりの窓口等）

③ その他

④ 行っていない

※①～③を選択された場合、具体的に記載をお願いします。

(3) 医療機関を利用するすべての人の人権に対処するための措置について

【あてはまるもの全てに「[]を入力】

① 虐待等の事例を受理した場合、各医療機関における対応の流れ構造に向けた助言

② 各医療機関が設置する、事例対応検討会議等への、外部の関係者（専門職等）の紹介

③ 審議会議等に出席する説明等に関する要件へのアシカートド調査の実施や結果の報告に対する、各医療機関への助言

④ 営業に対する、各医療機関への助言

⑤ その他

⑥ 行っていない

※①～④を選択された場合、具体的に記載をお願いします。

(4) その他、医療機関を利用するすべての人に対する虐待を防止するために必要な措置について

【あてはまるもの全てに「[]を入力】

① 各医療機関に対する、障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や周囲の意

② 者、家族等への理解促進に関する事例の紹介

③ 医療機関の運営（治療やサービス提供等）に関する、医療者から質問への相談窓口の設置や担当者の配置

④ その他

⑤ 行っていない

※①～③を選択された場合、具体的に記載をお願いします。

【「②障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と回答した場合】

(3) 「障害者のみを虐待防止の対象とすることで問題ない」と考える理由をお聞かせください。
【あてはまるもの全てに「1」を入力】

① わらわ障害者を訴えることが難しいことから虐待防止の対象とするべきだ
② その他 ※下記欄に具体的にご記入ください！
③ 特になし

◆ ヒアリング調査へのご協力のお願い◆

本研究事業では、事業目的の実現に向けて、学校、保健所等、医療機関を所管される他自治体等の部署・機関にこつて参考になるようなお取組や体制整備の工夫、課題等の収集を目的としたヒアリング調査を実施しております。業務にご協力いただきたい場合は、下記にご連絡先の記入をお願いいたします。

なお、本調査は任意のものであり、ヒアリング調査にご協力いただけない場合は、あつても、質部署が不利益を被ることはありません。

△ヒアリング調査概要 ◇

- ・対象：学校・保健所等、医療機関を所管される部署・機関ごとに2箇所程度（予定）
- ・期間：令和3年1月～2月
- ・要件時間：1.5時間程度（予定）
- ・実施方法：新型コロナウィルスの状況を鑑み、オンライン会議システムにて実施。

(1) 自治体名	(2) 都道府県名
(2) 市名	
(3) お名前	(4) 会員登録
(5) 電話番号	(6) E-mail

調査は以上で終了です。ありがとうございました。

令和3年2月12日（金）をめどに、
弊所の本調査回答専用メールアドレス
(kanseisuu_boushi@jrl.or.jp)宛てにご回答をお送りいただきます。
ようお預り申し上げます。

問3 障害者虐待防止センター等※が、医療機関における障害者虐待に該当する事例を把握した場合、
※市町村の場合、市町村が障害者虐待防止センター、都道府県の場合、「都道府県福利厚生センター」
（いすゞも障害者虐待防止センター第32条、第36条参照）

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

① 相談内容の共有
② 対応方策の検討
③ 再発防止策の検討
④ その他 ※下記欄に具体的にご記入ください！
⑤ いずれも行っていない

問4 第31条では、医療機関の管理当局に対し、「医療機関を利用する障害者」に対する虐待の防止等の措置を義務付けています（弊所からの依頼文面参照）。

- (1) 「医療機関を利用する障害者」のを虐待防止の対象とすることに対する意見をお聞かせください。

【あてはまるもの1つだけに「1」を入力】

① 障害者の有無による虐待防止の対象とすることが望ましい
② 障害者のみを虐待防止の対象とすることが望ましくない
③どちらともいえない、どちらともならない
④どちらとも望ましくない

【(1)をご回答ください】
【(2)をご回答ください】
【(3)をご回答ください】
【質問は以上です】

【(1) 障害者の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい】と回答した場合

(2) 「障害者の有無によらず虐待防止の対象とすることが望ましい」と考える理由をお聞かせください。

【あてはまるもの全てに「1」を入力】

① 障害者の有無によつて虐待の必要性に変わりはないため
② 障害者の有無によつてへ種尊重に係る患者へのお応えを分けることは望ましいことではないため
③ 障害者の有無によらず、虐待防止に向けて行うべき取組（相談体制の整備等）は共通であるため
④ 現存の法制度内の枠組みにおける対応との重複感があるため
⑤ その他 ※下記欄に具体的にご記入ください！

【(6)特になし】

厚生労働省 令和2年度障害者総合福祉推進事業

障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究

報告書

令和3（2021）年 3月
一般財団法人 日本総合研究所